

研究紀要

元離宮二条城

第二号

2023

京都市 元離宮二条城事務所





口絵 1 遠侍帳台の間 帳台構襖（東より1）障壁面を捲った状態



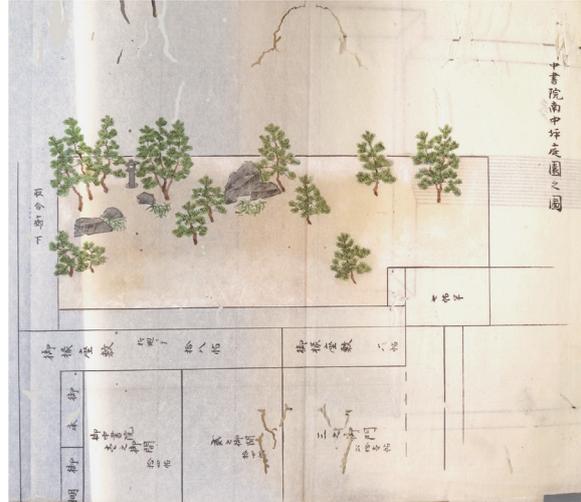
口絵 2 板谷家伝来資料「花木図障壁画小下絵」（東京国立博物館所蔵板谷家伝来資料データベース）
※画像データ A-12372-3002-4 及び A-12372-3002-5 を結合し、トリミングを行った。



口絵3 工事録4 明治27年「御中書院北中坪庭園之図」(宮内庁宮内公文書館蔵)

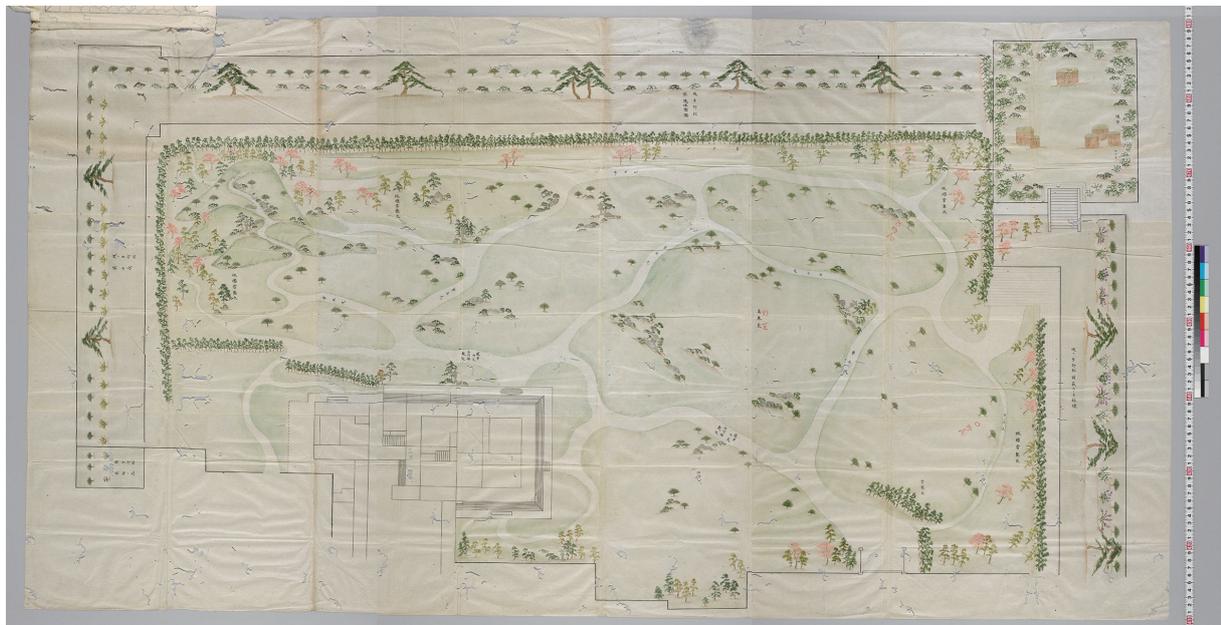


口絵4 工事録4 明治27年「御中書院東中坪庭園之図」(宮内庁宮内公文書館蔵)



口絵5 (左) 工事録4 明治27年「御中書院西中坪庭園之図」(宮内庁宮内公文書館蔵)

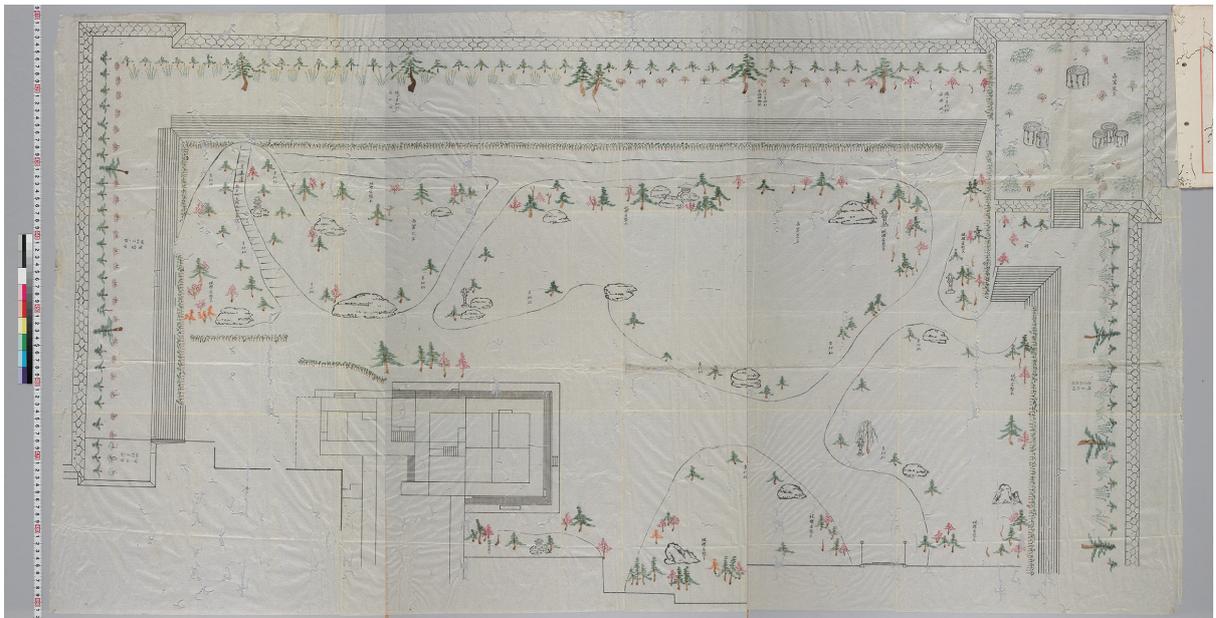
口絵6 (右) 工事録4 明治27年「中書院南中坪庭園之図」(同)



口絵7 工事録2 明治28年「明治二十八年庭作指図」1 (宮内庁宮内公文書館蔵)



口絵8 工事録2 明治28年「明治二十七年庭作指図」2（宮内庁宮内公文書館蔵）



口絵9 工事録2 明治28年「明治二十八年庭作指図」3（宮内庁宮内公文書館蔵）

『研究紀要 元離宮二条城』第二号刊行にあたって

『研究紀要 元離宮二条城』は、築城から現代までの二条城を中心とした京都の歴史・文化に関する調査・研究の成果と、文化財に関する記録の発信を目的とし、昨年度創刊いたしました。本書はその第二号となります。

本市では、令和二年（二〇二〇）に、現在に至るまで連続と受け継がれてきた文化財としての二条城の価値を次世代へ継承し、保存と活用を行うことを目指し策定した『史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画』に基づき、二条城を中心とした京都の歴史・文化に関する調査・研究を進めています。

第二号では、明治時代の二条城（離宮）に関する『京都日出新聞』記事の集成を収録し、同じく離宮時代における本丸への桂宮御殿移築について検討しました。また、同時期の本丸庭園の庭造、改修に関する工事録の資料紹介と解説を行い、令和五年の竣工に向け目下修理中の本丸御殿の歴史を繙いています。さらに、近世における二の丸御殿障壁画の記録の解説を行い、現存する障壁画との照合を行いました。

このような調査・研究が進むことによって、保存と活用が充実していくことが大切であり、そのためには多くの方の御理解と御協力が不可欠です。そして、本書がより多くの皆様の観賞や研究の一助となることを願います。

最後になりますが、本書の刊行にあたっては、御指導を賜った先生方、史資料を提供していただいた皆様をはじめ、各位から御協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

令和五年三月

京都市文化市民局 元離宮二条城事務所長 東山和之

目次

口絵

『研究紀要 元離宮二条城』第二号刊行にあたって

目次

元離宮二条城編年史料 近代編 『京都日出新聞』(一)

資料『京都日出新聞』明治一八年〜明治三三年 …………… 4

解題 …………… 杉谷 理沙 167

研究ノート・資料紹介

二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察 …………… 降矢 淳子 171

「二丸御殿御絵間敷之覚」解説

(京都大学附属図書館蔵「二条御城中御本丸二丸御殿御絵間敷之覚」のうち) …………… 松本 直子 185

【資料紹介】明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録 …………… 今江 秀史 199

二条城障壁画 展示收藏館活動報告 …………… ii

調査・研究活動報告 …………… i

【表紙】〈大広間〉 四の間障壁画《松鷹図》（白描）

本図は、重要文化財二の丸御殿障壁画の原画の写真を、デジタル加工し作成したものである。徳川家康（一五四二～一六一六）は、古代より為政者が嗜んだ鷹狩をとりわけ好んだとされる。その孫で三代將軍の徳川家光（一六〇四～一六五二）の時代まで、將軍による鷹狩は頻繁に行われた。こうした背景から、ここに描かれる鷹は、將軍の武勇を象徴するモチーフであったと考えられる。戦国武將が活躍した時代の、豪壮華麗な絵画様式を継承して描かれており、狩野山楽（一五五九～一六三五）の筆。（作図：杉谷理沙）

元離宮二条城編年史料 近代編 『京都日出新聞』(一)

例言

「元離宮二条城編年史料 近代編 『京都日出新聞』(一)」は、二条城の理解に欠かせない重要な文献史料を選び、「元離宮二条城編年史料」として刊行するもののうち、近代編に位置付けられるものである。本章は、「史跡旧離宮二条離宮(二条城) 保存活用計画」の策定にあたって、平成二九年、三〇年度に実施した歴史調査の結果のうち、近代部分を再構成したものである。歴史調査は、以下のメンバーにより行った。

小林 丈広 (同志社大学文学部教授)

井岡 康時 (奈良大学文学部教授)

江坂 正太 (元堺市博物館学芸員、堺市文化観光局文化財課学芸員)

小田 龍哉 (元国際日本文化研究センター機関研究員)

竹内 信 (元同志社大学大学院生、兵庫県立歴史博物館学芸員)

吉原 徹平 (同志社大学大学院生)

なお今回は、『日出新聞』(明治三〇年より『京都日出新聞』と改題、以下本書では総称して『京都日出新聞』とする) マイクロフィルムから、二条城(二条離宮)に関する新聞記事を抜粋し、京都新聞社の許可を得て掲載することとした(各紙の関係は解題を参照)。新聞資料は、対象の様子と、それをとりまく社会状況や周辺環境を把握するために格好の素材である。そのため本書では、京都に密着した新聞である『京都日出新聞』を用い、多少冗長ではあるが、ひとつの見出しに含まれる記事は原則省略せず掲載した。本書が、二条城(二条離宮)に関してのみならず、近代京都の変容を読み取る参考となれば幸いである。

1. 今回の収載範囲は、前身の『中外電報』が『日出新聞』と改題された明治一八年から、明治三三年(一九〇〇)までとした。明治一八年以前および二〇世紀の新聞記事については、引き続き調査を進め今後掲載していくこととしたい。

2. 原則「二条城」・「二条離宮」が登場する記事を採用したが、二条離宮をとりまく周辺環境や社会状況を把握するため、隣接していた京都府監獄署や、二条離宮を出門した皇太子らの行啓先を報じる記事なども適宜採録した。

3. 網文の年月日は記事の掲載日を記載した。そのため、実際の日付とは異なる場合がある。

4. 見出し部分の●・◎・▲などの記号は原文のまま付した。

5. 原文にはほとんどの記事にふりがなが付されているが、本書では原則これを省略し、特異な読み方・難読漢字・現代では一般的でない表記などに限り、原文のふりがなをそのまま付した。

6. 引用資料の一部を省略する場合、適宜(前略)(中略)(後略)と表記した。

7. 本文の表記については次の原則で統一した。

(1) 字体は原則常用漢字を用い、そのない場合は正字体を用いた。
(2) 変体仮名や合字は現行のひらがなに改めた。ただし「而」「仁」「乎」「者」などの漢字で表記されている助詞はそのままとした。

(3) 本文中は、適宜句点「。」読点「、」および並列点「・」を加えた。

(4) 資料の保存状態などに起因する判読不明箇所は、字数が推定できる場合は□・□□などで示し、字数が不明な場合はおおよその記載範囲を「」で示した。また広範囲にわたって欠損している場合は(欠損)と表記した。

(5) 文意が通じない場合は(ママ)・(カ)・(衍)などの傍注を付した。ただし、当時の用語・用字法は現代とは大きく異なり、現代の国語教育の観点からは明らかな誤りと思われる表記(カタカナ表記など)や表記ゆれも見られる。本文は原文を尊重してそのまま掲載し、網文は現代の一般的な用法に改めた。

また網文における欧米各国の表記は固有名詞を除きカタカナに統一した。

(6) 原文の平出・欠字は原則一字アケとした。段下げなどではできる限り新聞掲載時のままとした。

8. 記事の中には、現在において人権を侵害すると解釈される字句も含まれるが、歴史的事実を正確に理解するため、原文をそのまま掲載した。ただし、個人の人権やプライバシーに関わる表記については十分配慮し、公人とみなされる場合以外の、人名・地番など個人を特定できる表記は伏せ字とした。また、住所の該当箇所を(住所)と示し、人名についてはそれぞれ区別するため番号を付して記載範囲を伏せた。

編年史料『京都日出新聞』明治一八年〜明治三三年

細目次

- 1 明治一八年四月二日 京都府会が閉会し、監獄費追加のため引き続き臨時府会が開かれる。
- 2 明治一八年四月一七日 四国遍路と思しき男が二条離宮乾隅の堀へ身投げして死亡する。
- 3 明治一八年四月二五日 四月に入り、二条離宮の堀では五人が溺死する。
- 4 明治一八年四月二六日 山田司法卿が、京都府庁・監獄本署・京都裁判所を巡視する。
- 5 明治一八年四月二九日 二人の娼妓が二条離宮の外堀西南隅より五、六間東に身投げする。
- 6 明治一八年五月一日 一月から五月にかけて、二条離宮西南隅の堀で二〇余名の投身者がある。京都府は堀際に派出所を設置することを検討する。
- 7 明治一八年五月六日 杉内蔵頭が二条離宮を訪問し城内の建物を一覧する。
- 8 明治一八年五月六日 二条離宮堀際の派出所は南西隅と西北隅に設置される予定。設置までは毎晩二名ずつが巡回をする。
- 9 明治一八年五月九日 昨日（五月八日）から、宮内省への二条離宮の引き渡し着手される。
- 10 明治一八年五月一九日 二条離宮は近日中に悉皆宮内省へ引き渡される予定。
- 11 明治一八年五月二六日 京都府庁は五月中に落成し、来月五日に移庁式を行う予定。
- 12 明治一八年六月五日 京都府庁の移庁式に京都府知事らが出席する。
- 13 明治一八年六月六日 五日に行われた京都府庁移庁式における、京都府知事北垣国道の祝文。
- 14 明治一八年六月六日 身元不明の女が二条離宮望火楼下の堀へ身投げし
- 15 明治一八年六月一〇日 宮内省への引き渡しにつき、二条離宮は上京警察署の巡査二名が出張し護衛することとなる。
- 16 明治一八年六月一六日 二条離宮が宮内省へ引き渡されたのに伴い、これまで取り外されていた襖、屏風等が出され、京都画学校の校長が教員・生徒を伴いこれを拝観する。
- 17 明治一八年六月一六日 二条離宮の外堀では一月から投身者が多くあり六月下旬、紫野大徳寺にて大施餓が行われる予定。
- 18 明治一八年六月三〇日 二条離宮堀への身投げ防止策として、堀へ木の枝を投げ込むのはどうか。
- 19 明治一八年七月二二日 京都始審裁判所へ泥棒が入る。
- 20 明治一八年七月二四日 旧京都府庁であった二条離宮の各課建増と人民控所が京都建築組の落札となり、取り崩される。
- 21 明治一八年七月二四日 二条離宮西北隅に派出所が設置され、名称は「二条離宮」となる。巡査八名が配置される予定。
- 22 明治一八年八月一日 女が二条離宮外堀の西南隅に身投げして死亡する。
- 23 明治一八年八月二五日 女が二条離宮の堀へ身投げを図るも、堀際に柵があり飛び込めず。外堀水落筋にある石橋から二間程南の川中へ飛び込むが、救助される。
- 24 明治一八年一〇月四日 宮内省支庁が二条離宮御殿向の修復に取り掛かる。
- 25 明治一八年一〇月二〇日 二条離宮はじめ各離宮の御番は日割で回勤することとなる。
- 26 明治一八年一〇月二九日 宮殿向の修繕が開始される。車寄は三上吉兵衛、遠侍の間は篠田忠兵衛が請け負い、その他式台の間、大広間に至るまで八五日間掛かる見込み。
- 27 明治一八年一一月二八日 二条離宮の修繕につき、天井画は殿掌殿部の中で絵画の心得がある者七、八名ずつが従事する。
- 28 明治一九年一月一六日 京都府監獄署に繋留されている囚人の総数は一九三三名で、昨年より三〇〇余名の増加。

- 29 明治一九年二月一七日 京都府監獄本署の在監囚人中、発疹チフスの患者は昨今七〇余名あり。監獄医として新たに四名が臨時雇用される。
- 30 明治一九年二月二日 京都府監獄署の伝染病患者は約一五〇名あり。
- 31 明治一九年二月二六日 伝染病流行のため、京都府監獄署囚人の外役を中止する。
- 32 明治一九年二月二六日 京都府監獄署では一日平均一〇名ずつの伝染病新患者がある。
- 33 明治一九年二月二六日 伝染病流行の状態を隣府県の監獄へ問い合わせる。
- 34 明治一九年二月二七日 主殿寮京都出張所開設につき、殿掌・殿部・殿丁が大幅に減少される。二条離宮は殿部二人、殿丁四人が勤番する。
- 35 明治一九年三月三日 京都府監獄署囚人の伝染病は追々消滅の傾向あり。感染の疑いなき囚人を旧授産所に移し、充分に消毒をして外役に就かせる。
- 36 明治一九年三月四日 京都府監獄署伏見支所の囚人二人が伝染病に罹患する。
- 37 明治一九年三月五日 三条大橋中央より二条離宮までは二町五間五尺。
- 38 明治一九年三月五日 京都府監獄署の発疹チフスの患者は、初発から総計四八名。伝染病患者は二七三名。
- 39 明治一九年三月一〇日 京都府監獄署内の熱病が次第に拡大する。
- 40 明治一九年三月一二日 御所および各離宮が、宮内省支庁から主殿寮出張所へ追々引き継がれる。
- 41 明治一九年三月一三日 京都府監獄署内の流行病は、初発より一日までの総患者数三七〇名、うち死亡者二六名、全治一八三名。ほかは治療中。
- 42 明治一九年三月一七日 京都府監獄本署の看守が熱病に感染し死亡する。
- 43 明治一九年三月二三日 京都府監獄署の囚人の放免と感染予防について。
- 44 明治一九年三月二七日 京都府監獄署における発疹チフス流行の近況につ
- 45 明治一九年三月三十一日 伊藤博文の来京に際し、二条離宮を貴人の旅館に充てるため、城壁は取り除き、石垣は保存することに決定する。
- 46 明治一九年四月一日 京都府監獄署内の熱病患者が漸次減少する。
- 47 明治一九年四月二日 京都府監獄署内の消毒室が京都養蚕場から懲治檻職場へ移転する。
- 48 明治一九年四月六日 京都府監獄本署囚人の熱病患者は減少したが、看守押丁の患者数が増加する。
- 49 明治一九年四月一八日 流行病による京都府監獄本署囚人の無縁の死亡者のため、大谷派本願寺で法会が行われる。
- 50 明治一九年四月二五日 コレラ流行の兆しがある。
- 51 明治一九年四月二七日 京都府監獄署在囚のうち、他府県のものは職業訓練し主刑満期の後郷里へ差し帰すこととなる。
- 52 明治一九年四月二七日 引き取り手のない京都府監獄署の死亡囚人の棺桶が改良される。
- 53 明治一九年四月三〇日 コレラ流行についての告諭がなされる。
- 54 明治一九年五月六日 京都府監獄本署の囚人の熱病は全く撲滅せず、毎日二名ずつの新患者が発生する。
- 55 明治一九年五月七日 熱病流行により中止していた京都府監獄本署の囚人の面接が再開される。
- 56 明治一九年五月一三日 京都府監獄本署内で囚人二名がコレラに感染し、一名が死亡する。
- 57 明治一九年五月一五日 流行病蔓延の兆しがあるため、京都府監獄署の囚人への差し入れおよび面会が停止される。
- 58 明治一九年五月二九日 京都府監獄本署の土堀外から差し入れを投げ入れる者が多くある。
- 59 明治一九年六月二六日 二条離宮南の堀で男が溺死する。これまでは上京

- 二十六組役場で取り扱っていたが、二条離宮は既に組合を除却。今回はこれまで通り取り扱うこととなる。
- 60 明治一九年六月二九日 皇宮警察の分署を京都に置き、御苑と二条離宮を守衛することとなる。上下京警察署から出張していた警守の巡査は今日明日中に引き揚げる。
- 61 明治一九年六月三〇日 皇宮警察官が任命される。
- 62 明治一九年六月三〇日 主殿寮出張所内へ皇宮警察署の分屯署を置くこととなり、上下京警察署の巡査二六名に御苑内および二条離宮を警備させる。
- 63 明治一九年六月三〇日 京都府監獄本署の看守押丁試験の告知がある。
- 64 明治一九年七月一日 京都府監獄本署の看守押丁試験の告知がある。
- 65 明治一九年七月二日 京都府監獄署の改革が行われる。
- 66 明治一九年七月二日 京都府監獄署の監獄医長が任じられる。
- 67 明治一九年七月四日 京都府監獄本署の看守押丁試験の告知がある。
- 68 明治一九年七月二四日 京都府監獄本署では、コレラ流行のため五月三日以来交通を遮断していたが、もはや患者もいなくなったため二三日からこれを解禁する。
- 69 明治一九年七月二五日 京都府監獄本署の看守へ支給する外套・肌着の入札の広告。
- 70 明治一九年七月二八日 二条離宮の天井画およびその他装飾画は、京都の画工一三名に発注される。納期は八月二〇日だが、なおも一三六〇名の手間が必要と試算される。
- 71 明治一九年七月二九日 京都皇宮警察署の事務章程が実施される。
- 72 明治一九年八月三日 京都府監獄署の改革が行われ、職員六〇余名で二〇〇〇余名の囚人を統括する。
- 73 明治一九年八月一二日 組名町名は廃止されたが、御苑内の深夜の行き倒れや二条離宮の身投げへの対応は、従来通り最寄の戸長が行うよう京都府庁から上京区役所へ通達
- 74 明治一九年八月一九日 八月中に修繕が落成する予定の二条離宮の部屋と、各間の絵師が列記される。
- 75 明治一九年八月二一日 皇宮警察署二条離宮派出所詰の警手と上京警察署の巡査が、二条離宮南の堀で男が溺れているのを発見し引き上げるが死亡する。
- 76 明治一九年八月二四日 毎日豆腐を買いに来る男を尾行すると、二条離宮の辺りで消えたというエピソード。
- 77 明治一九年八月二八日 京都府監獄署の流行病は、田中貴道が典獄就任以来嚴重な予防を施したことにより発病者の数を大幅に減じ、追々撲滅するだろうと報じられる。
- 78 明治一九年九月三日 正倉院の宝庫を二条離宮へ移すという風説がある。
- 79 明治一九年九月八日 久邇宮・山科宮が二条離宮を視察する。
- 80 明治一九年九月二八日 二条離宮にはフランスのリヨンに注文した絨毯を敷く予定。
- 81 明治一九年一〇月一日 疫病のため停止していた京都府監獄署の面会および差し入れが再開される。
- 82 明治一九年一〇月三日 京都府監獄署に繋留されていた強盗の猿猴小僧(市村栄次郎)が、二条離宮の馬場から逃走する。
- 83 明治一九年一〇月六日 京都監獄課の看守押丁に支給する靴・靴下は、監獄内工業所で製作したもの。
- 84 明治一九年一〇月二六日 京都府監獄本署から脱獄した囚人三名が大阪で捕縛され、大阪始審裁判所検事局から京都の同検事局へ護送される。
- 85 明治一九年一〇月二四日 京都府監獄署に繋留されている囚人が増加する。
- 86 明治一九年一一月二四日 明年の京都行幸啓の際、今出川御門内桂宮(桂御所)を皇太后御所に充てるため、畳の表替などの用意が行われる。
- 87 明治一九年一二月七日 二条離宮内の蘇鉄が見事に開花する。

- 88 明治一九年二月八日 豪雨で崩壊した二条離宮の西廓土塁の修繕に着手されたが、案外大工事となる。
- 89 明治一九年二月九日 大倉喜八郎が御所・二条離宮を拝観する。
- 90 明治一九年二月一四日 一月二二日から一五日にかけ、御所や二条離宮等の大掃除が行われる。
- 91 明治二〇年一月六日 京都行幸啓に際し取り締まりを強化するため、御所および桂宮に限り昼夜交替勤番となる。
- 92 明治二〇年一月一日 昨年浸水のため破壊し、修繕された二条離宮西堀南手の石垣が再び破壊される。
- 93 明治二〇年一月三日 京都行幸啓につき、二条離宮が非常御立退所と定められる。
- 94 明治二〇年一月二一日 京都行幸啓につき、非常御立退所の二条離宮から各旅館への距離が記される。
- 95 明治二〇年一月二五日 有栖川宮熾仁・威仁親王が二条離宮などを拝観する。
- 96 明治二〇年一月二八日 明るく二九日、天皇が二条離宮へ行幸の予定。
- 97 明治二〇年一月二九日 天皇が二条離宮へ行幸する。
- 98 明治二〇年一月二九日 天皇が二条離宮から京都府庁へ臨幸する。
- 99 明治二〇年一月三〇日 天皇が二条離宮へ行幸し、皇族、大臣、勅任官、伊藤総理大臣らが参殿する。
- 100 明治二〇年一月三〇日 前号の詳報。天皇が二条離宮へ行幸し、本丸旧天守台周辺を巡覧し、各部屋の美術品を観覧する。
- 101 明治二〇年一月三〇日 京都府監獄署の囚人が、二条離宮西手の旧米蔵への出役中に脱走する。
- 102 明治二〇年二月四日 二条離宮の内堀の鴨が殊更に餌付けされているのは、侍従たちが遊猟するためか。
- 103 明治二〇年二月一五日 皇居造営につき、皇太后宮休憩所の御棚御地袋小襖絵画を仰せ付けられた原在泉が、二条女御花宴の極彩色絵画を描く。
- 104 明治二〇年三月二日 宮内省が、二条離宮内に保存している平唐門を梨
- 105 明治二〇年三月六日 木神社へ寄付する。
- 106 明治二〇年三月八日 鍋島式部長官が、御所および二条離宮を拝観する。
- 107 明治二〇年三月一七日 北垣京都府知事が、二条離宮から京都府庁へ立ち寄った天皇に上表文を提出する。
- 108 明治二〇年三月一八日 ドイツのレオポルド親王が二条離宮を拝観する。
- 109 明治二〇年三月一七日 ドイツのレオポルド親王が二条離宮を拝観する。
- 110 明治二〇年四月二九日 休業中であつた二条離宮北手の養蚕場が、昨年より事業の再興に努める。
- 111 明治二〇年六月二八日 二条離宮西門下の石垣が三間余り崩れ修繕される。
- 112 明治二〇年七月二三日 工科大学教授差山幸彦が京都皇居、二条離宮などを巡回し瞻写する。
- 113 明治二〇年七月二三日 皇宮警察署の警手が二条離宮南西の外堀で身元不明の女の溺死体を発見する。
- 114 明治二〇年七月二九日 前号の続報。二条離宮南堀に身投げした女の身元が判明し、遺書が発見される。
- 115 明治二〇年八月二日 二条養蚕場が培養法を改良し好結果を得る。大阪の商人が二条養蚕場を買い養蚕試験場にすべく示談中。
- 116 明治二〇年八月二四日 梨本宮守正王が御所と二条離宮を訪問する予定。
- 117 明治二〇年九月三〇日 山階宮菊麿王が二条離宮を訪問する。
- 118 明治二〇年九月三〇日 シヤム国のデブアウオングセ親王が、皇居および二条離宮を拝観する。
- 119 明治二〇年一〇月二日 同年九月三〇日現在の、京都府監獄署の在監囚人の人数。
- 120 明治二〇年一〇月一九日 イタリアの全権公使デマルトとオーストリア代理公使シーボルトが、御所と二条離宮を拝観する。
- 121 明治二〇年一〇月一九日 北垣京都府知事・中井滋賀県知事らの各夫人が二条離宮を拝観する。

- 121 明治二〇年一月一〇日 二条離宮堀際の皇宮警察派出所で、自殺癖のある女が堀へ身を投げて死ぬと騒ぐ。
- 122 明治二〇年一月二日 森文部大臣が二条離宮を拝観する。
- 123 明治二〇年一月三日 アメリカの水師提督アドミラル・チャンドラと同夫人が御所と各離宮を拝観する。
- 124 明治二〇年二月一六日 二条離宮の堀へ身投げした男が、御池派出所の巡查と皇宮警察の警手に救助される。
- 125 明治二〇年二月一八日 京都府会議員が御所および二条離宮を拝観する予定。
- 126 明治二〇年二月二日 ドイツ公使テオドル・フォン・ホルレーベンの一行が御所および二条離宮などを拝観する。
- 127 明治二二年四月一八日 二条離宮の堀へ身投げした女が救助される。
- 128 明治二二年四月二日 来京中の西四辻公業侍従が二条離宮を拝観する。
- 129 明治二三年四月一日 京都行幸啓中の天皇・皇后は、修学院・桂・二条の各離宮には臨幸しない模様。
- 130 明治二三年四月二九日 皇后が京都高等女学校行啓のついでに二条離宮へも行啓し、大広間、黒書院、白書院を見る。都合により本丸旧天主台は見ず。
- 131 明治二三年五月一〇日 皇宮警手が、二条離宮の北堀で生後三週間ほどの女児が死亡しているのを発見し、上京警察署へ引き渡す。
- 132 明治二三年五月二七日 困窮し二条離宮の外堀へ身投げした女が救助される。
- 133 明治二三年九月二日 二条離宮の周囲の道路は高低が甚だしく見苦しいので、平坦にするためかねて実測中だったが、昨日より修繕工事に着手する。
- 134 明治二四年二月一三日 二条離宮北の京都英学院が、紀元節の祝賀のため堀川八百喜楼で祝宴を開く。
- 135 明治二四年二月一九日 皇太后が、三月下旬もしくは四月上旬に京都行啓を行い、離宮等へ訪れるという風説がある。
- 136 明治二四年三月一日 修学院離宮と二条離宮へ、名古屋地方から取り寄せた桜、楓樹、および五倍子等を植え付ける。
- 137 明治二四年三月二四日 ロシア皇太子の一行来京につき、山内宮内式部官が打ち合わせを行う。一行は京都皇宮や二条・桂・修学院離宮を巡覧する予定。
- 138 明治二四年三月二七日 宮内省御料局属八木佳三が二条・修学院・桂離宮の取り締まり向きを検分する。二条離宮は周囲の高塚がなく、また南堀中の泥が高く大方埋まっており侵入が容易であると指摘される。
- 139 明治二四年四月二日 京都府尋常師範学校が、宮内省より京都皇宮および離宮の拝観を許可される。
- 140 明治二四年四月一六日 京都府立高等女学校校長と生徒一同が、皇宮や二条離宮などを拝観する。
- 141 明治二四年四月一八日 日本赤十字社京都支部常議委員会が開かれ、京都皇宮と二条離宮の拝観を願い出ることが決議される。
- 142 明治二四年五月九日 ロシアの皇太子が二条離宮を見学する予定。
- 143 明治二四年五月九日 二条離宮の外堀で婦人の溺死体が発見される。
- 144 明治二四年五月二日 ロシアの皇太子らが二条離宮を拝観する。
- 145 明治二四年五月二四日 五月二〇日に府庁門前で自殺した畠山男子が、死の直前に人力車で二条離宮を見学する。
- 146 明治二四年六月二日 来る二二日、日本赤十字社京都支部の総会が開かれ、会員が二条離宮・桂両離宮を拝観する予定。
- 147 明治二四年六月四日 トルコの侍中武官騎兵大尉マホメット・ムーラバーが京都皇宮、二条離宮などを巡覧する。
- 148 明治二四年六月一九日 二条離宮の外堀で身元不明女性の溺死体が発見される。
- 149 明治二四年六月二四日 前号の続報。二条離宮の外堀で溺死した女性の身元は未だ不明だが、その候補は上がっている模様。
- 150 明治二四年六月三〇日 数日前、二条離宮の臨時大掃除が命じられる。これは皇太子が伊勢神宮参拝の途中に京都へ行啓す

- 162 明治二四年八月六日 京都皇宮および二条・桂・修学院三離宮の拝観を
- 161 明治二四年八月六日 木子清敬は一昨日（八月四日）に帰東したが、同行の工科大学生はなお滞京して二条離宮を拝観し、大広間をはじめ黒書院中雀門等を写真する。
- 160 明治二四年七月三十一日 木子清敬の一行が、京都皇宮や二条・桂・修学院の三離宮、その他古社寺の建物の調査を終える。
- 159 明治二四年七月二十六日 前号の続報。二条離宮の外堀に身投げした男の身元が判明する。
- 158 明治二四年七月二十二日 二条離宮詰の皇宮警手が外堀を巡回中、西南の隅に男の溺死体を発見する。
- 157 明治二四年七月二十二日 先日来神戸に滞在中であった清国公使李経芳が来京し、御所および二条離宮を拝観する。
- 156 明治二四年七月十九日 宮内省内匠寮技師木子清敬が工科大学造家学科生を率いて来京し、御所や各離宮などの拝観を願い出る。七月一六日より二条離宮を拝観する。
- 155 明治二四年七月一八日 前号の続報。離宮や社寺の古画類臨摹の許可が得られたら、青年画家を派出するためさらに画家の団体を結成したい。
- 154 明治二四年七月一七日 画家団体の発足の初歩として、離宮等や諸寺の什宝臨写許可の請願書を差し出すこととなる。
- 153 明治二四年七月一六日 京都御所および二条離宮の修繕工事が着手され、二条離宮では屋根の修繕工事が行われる。
- 152 明治二四年七月一四日 神泉苑の池の蓮が見ごろを迎える。二条離宮東堀の蓮も大いに繁殖し、外堀の設けのため蓮観の便を欠くものの、立ち見すると香りが良いとされる。
- 151 明治二四年七月一四日 「美人の溺死」（148）の続報。二条離宮の外堀で溺死した女性の身元が判明する。
るためとの風説がある。
- 163 明治二四年八月一五日 滯京中の工科大学造家学科生が二条離宮図の着色に手間取ったため、今回は他の離宮を写さず、紫宸殿を写し終えたら帰東する予定。
願い出る。
- 164 明治二四年八月一八日 久邇宮邦彦王が、殿掌の案内で皇宮および二条離宮を観覧する。
- 165 明治二四年八月一八日 国家教育社社長伊沢修二が、社員らと京都皇城および二条・桂・修学院の三離宮を拝観する。
- 166 明治二四年八月一九日 二条離宮の南堀へ身投げした二〇歳前後の娘が、人工呼吸を施されて蘇生する。
- 167 明治二四年八月二一日 国家教育社社長伊沢修二が、各府県の社員と京都皇城や二条離宮を拝観する。
- 168 明治二四年八月二二日 かねてから修繕中の二条離宮が、一六日の強風で甚だしく損傷し、当分拝観を許されず。そのため二〇日に拝観に赴いた教育社の一行は引き取らざるを得ず。
- 169 明治二四年八月二七日 二条離宮の屋根の工事が終わるまで、来る一〇月中は拝観を許されず。
- 170 明治二四年九月一三日 皇宮警察署が、二条離宮での堀川筋の改修実測のための標杭建設を拒んだため、京都府庁と主殿寮出張所の間で談判がある。
- 171 明治二四年九月二〇日 皇太后行啓につき、京都皇宮、大宮御所、桂離宮その他各離宮の掃除が行われる。
- 172 明治二四年九月二〇日 二条離宮の黒書院、大広間の修繕工事が行われる。引き続き式台間、殿上等から白書院等を修繕し、屋根もすべて葺き替える予定。
- 173 明治二四年一〇月一四日 明くる一五日、皇太后が二条離宮および北野神社へ行啓することとなる。二条離宮は修繕中のため、昨日午前一〇時頃から掃除を行う。

- 174 明治二四年一〇月一四日 皇太后の二条離宮および北野神社への行啓順路。
- 175 明治二四年一〇月一五日 皇太后の二条離宮などへの行啓順路。
- 176 明治二四年一〇月一五日 皇太后が二条離宮へ行啓することとなるが、修繕の足場はそのまま良いという指示がある。
- 177 明治二四年一〇月一六日 皇太后が二条離宮に行啓する。
- 178 明治二四年一〇月一五日 大阪控訴院長北畠治房が来京し、京都皇宮や二条離宮などを拝観する。
- 179 明治二四年一二月一〇日 大宮御所および二条離宮の煤払いが行われる。
- 180 明治二五年一月二四日 御所の防火は皇宮警察署が担当していたが、今後は御所、各離宮、主殿寮出張所に火元取締員を置くこととなる。
- 181 明治二五年四月一日 京都尋常師範学校長、卒業生ら四四名が、御所、修学院、二条・桂各離宮の拝観を許される。
- 182 明治二五年四月二二日 京都教育総会が去る九日に開催され、参加者が二条離宮を拝観する。
- 183 明治二五年四月二二日 来京中のイギリス女王侍医アーガイル・ロバートソン一行が、皇城と二条離宮を拝観する。
- 184 明治二五年四月一四日 京都御所と離宮を拝観する外国人が増加しているため、殿掌殿部に外国語を教えるか、外国語のできる者を新たに任用するか協議される。
- 185 明治二五年四月二〇日 日本赤十字社京都支部総会の開催に伴い、五月九日に二条・修学院の両離宮を拝観する予定。
- 186 明治二五年四月三〇日 来京中の長与専斎が、昨日京都皇城と各離宮を拝観し、明くる五月一日に東京へ帰る予定。同じく来京中の田口卯吉は、昨日東京へ帰る。
- 187 明治二五年五月一日 日本赤十字社京都支部総会後、社員が二条・修学院の両離宮を拝観する。
- 188 明治二五年六月一二日 皇宮警手が、二条離宮外堀の西南隅より四、五〇間東の水中に身元不明の女性の溺死体を発見する。
- 189 明治二五年六月二六日 医学博士北里柴三郎が京都療病院で講演し、翌日二条離宮等を拝観する。
- 190 明治二五年八月三一日 御所や桂・修学院・二条の三離宮の清掃を丁寧にしよう達しがある。
- 191 明治二五年九月一四日 風害により、二条離宮の周囲七尺ほどの太さの松の木が二本折れる。
- 192 明治二五年一〇月九日 メキシコ全権公使ジョージ・マルタン・ラスコンが来京し、皇居・離宮等を拝観する予定。
- 193 明治二五年一〇月一九日 王政復古記念碑の建設につき、中興会の委員会を開催する予定であったが、都合により二〇日頃まで延期となる。
- 194 明治二五年一〇月一九日 関西教育家大集会につき、大日本教育会長が宮内省へ出願していた御所と離宮の拝観が許可される。
- 195 明治二五年一〇月一九日 旧家岩佐家の家紋は、豊臣秀吉の時代、「二条城」への行幸の際褒美として与えられたものと記される。
- 196 明治二五年一〇月二三日 本年一月から八月までの二条離宮の拝観者は四三二名。外国人の拝観が多くある。
- 197 明治二五年十一月二日 京都御所や各離宮など御料地の実地調査が行われることとなり、昨日（十一月一日）より桂離宮の調査が開始される。
- 198 明治二五年十一月二七日 日本好きとして知られるアメリカの富豪チャールズ・パーソンが夫人とともに来京し、御所や離宮を拝観する予定。
- 199 明治二五年十二月三日 来京中の旧越前藩主松平康荘が昨日御所と二条離宮を拝観する。
- 200 明治二五年十二月四日 御所と皇后御殿の煤払いが行われる。一五日は大宮御所および二条離宮で行われる予定。
- 201 明治二五年十二月二八日 貧困により二条離宮外堀に身投げを企てた女性を巡行中の査官が発見し、不心得を諭して親族に引

- 202 明治二六年一月三日
本年より御所や各離宮の修繕費を増やし、保存を
丁重に行うこととなる。このため、一月一日より
修学院・桂両離宮に常番警手を配置する。
- 203 明治二六年一月一九日
男女二人連れが二条離宮外堀への身投げを企てる
が中止し、中立売警察署の巡查の取調べを受ける。
御所の修繕にともない建礼門の屋根葺き替えも行
うこととなるが、大工事になるため今後三年間の
継続工事となる予定。
- 204 明治二六年二月四日
京都二条城南有志者が明治二八年までに王政復古
記念碑を建設しようと計画していたが、資金不足
などにより計画が頓挫する。
- 205 明治二六年二月二二日
京都府尋常師範学校校長が、四月に卒業する生徒
のため皇宮の拝観を願ひ出る。
- 206 明治二六年三月二日
昨年の日本赤十字社京都支部総会の際の京都皇宮、
二条離宮の拝観は許されなかったが、本年は許可
される見込みで、宮内省に願ひすることとなる。
- 207 明治二六年三月五日
世界大博覧会見物のためアメリカに渡る外国人の
多くが、途中で日本に立ち寄り来京して御所拝観
を願ひ出る。
- 208 明治二六年三月一七日
二条離宮の外堀で高齢女性の溺死体が発見される。
日本赤十字社京都支部総会は四月二七日に開かれ、
翌日から二日間、京都皇城や離宮を拝観する予定。
皇宮消防方の召集点検が実施される。
- 209 明治二六年三月一七日
尾越京都府書記官、記念祭委員碓井小三郎らが、
大内裏の旧跡である聚楽地方や八省の旧跡、二条
離宮近傍を巡視する。
- 210 明治二六年三月二二日
今出川御門内の桂宮邸を二条離宮本丸跡に移すこ
とが決まる。最初の計画では桂宮の外側堀も取り
き取らせる。
- 211 明治二六年三月二三日
今出川御門内の桂宮邸を二条離宮本丸跡に移すこ
とが決まる。最初の計画では桂宮の外側堀も取り
き取らせる。
- 212 明治二六年四月一九日
今出川御門内の桂宮邸を二条離宮本丸跡に移すこ
とが決まる。最初の計画では桂宮の外側堀も取り
き取らせる。
- 213 明治二六年四月二三日
今出川御門内の桂宮邸を二条離宮本丸跡に移すこ
とが決まる。最初の計画では桂宮の外側堀も取り
き取らせる。
- 214 明治二六年四月二三日
来京中の旧多度津藩主京極高典、大洲藩主加藤泰
秋が、御所と各離宮を拝観する。
- 215 明治二六年四月二八日
日本赤十字社京都支部総会出席の社員が、二条・
修学院・桂の各離宮の拝観を許される。
- 216 明治二六年五月二日
アメリカのクームス公使来京の旨が、外務省より
京都府知事へ通達される。御所と各離宮を拝観す
る予定。
- 217 明治二六年五月三日
滞京中の木戸侯爵が、御所と各離宮を拝観する。
- 218 明治二六年五月一日
五月二日に来京したアメリカ公使クームスが、昨
日京都をたち名古屋へ向かう。京都滞在中に御所
と各離宮を拝観する。
- 219 明治二六年五月一九日
二条離宮西門前の外堀を通行していた者が、身投
げ人を救助する。
- 220 明治二六年六月一六日
連載小説「悪奉行」のなかで、二条城御金蔵に忍
び込もうとする場面が描写される。挿絵あり。
- 221 明治二六年七月五日
桂御所建物を明治二六から二七年にかけて移転す
ることとなる。二六年中には御座所、三階、玄関
を移す予定。
- 222 明治二六年七月一日
桂御所建物は二条離宮へ移設されるため、毎月桂
御所で開かれていた高陽会が当分伏見宮別邸で開
かれることとなる。
- 223 明治二六年七月二五日
オーストリアのクラントツ親王が八月上旬に来京し、
御所と二条・桂・修学院離宮を観覧する予定。
- 224 明治二六年七月二八日
二条離宮外堀西南角に身投げした者が救助される。
- 225 明治二六年八月一日
オーストリア皇儲大公が来京し、御所と各離宮を
拝観する予定。
- 226 明治二六年八月一〇日
オーストリア皇儲大公が二条離宮を拝観する。
- 227 明治二六年九月一二日
夫と不仲の女性が二条離宮外堀に身投げしようと

- 228 明治二六年九月一三日
二条離宮の土蔵に保管されている近衛公爵所蔵の宝物、書籍等の虫扱いと検閲が行われる。
するが、巡行の皇宮警手に止められる。
- 229 明治二六年一〇月七日
来京中の華頂宮郁子が、昨日二条離宮に赴く。
滞京中の広幡侍従候補が、桂・二条離宮を巡視する。
- 230 明治二六年十一月三日
二条離宮西南隅の堀中で女性の死体が発見される。
- 231 明治二七年三月一六日
医科大學雇外國教師ベルツが来京し、二条離宮を拝観する予定。
- 232 明治二七年四月七日
去る八日に、二条離宮南手の外堀で発見された溺死者の身元が判明する。
- 233 明治二七年四月二二日
本年は来遊する外国人が多く、四月一日から二八日までに御所および離宮を拝観した外国人は男六五名、女三七名、多くはアメリカ・イギリス両国人。
- 234 明治二七年四月二九日
赤十字社京都支部社員大集会開催につき、桂・二条・修学院三離宮の拝観許可を宮内省に出願する。
- 235 明治二七年五月八日
ロシアの駐劄特命全權公使ミシエル・ヒーロウオーラが来京し、桂・二条両離宮等を拝観する予定。
- 236 明治二七年五月一五日
侯爵徳川篤敬が昨日御所および二条離宮を拝観する。
- 237 明治二七年六月一日
宮内省が、桂宮の建物が移築された二条離宮内旧本丸跡の庭に古い意匠の山水を造る意向を示す。
- 238 明治二七年六月一〇日
宮内省技師木子清敬が来京する。その主な用向は京都御所、離宮等の修繕箇所を取り調べるため、行幸の準備ではないかという噂がある。
- 239 明治二七年八月一九日
平安通志の一阪編纂事務長が桂・二条・修学院離宮を拝観する。
- 240 明治二七年九月六日
一阪京都府書記官らが、装飾品調製上の参考のため、二条・桂・修学院離宮と御所を拝観する。
- 241 明治二七年九月一日
平安通志第一編のうち、京都各離宮の部以外の編
- 242 明治二七年一〇月六日
纂が終了する。
- 243 明治二七年一〇月一〇日
イギリスの政治家ランドルフ・チャーチルが来京し、知恩院、清水寺、二条離宮を拝観する。
- 244 明治二七年十一月八日
ロシア東洋艦隊司令長官エス・チフトフが来京し、御所および各離宮を拝観する。
- 245 明治二七年十二月二六日
二条離宮旧本丸跡へ移され建築中の桂宮建物が、明くる二七日にすべて竣成することとなり、宇田主殿助が出張し検分する。
- 246 明治二八年一月二九日
堤内匠頭と宇田主殿助らが二条離宮の修繕箇所を検分する。
- 247 明治二八年二月五日
御所および離宮の修繕工事検分のため来京していた堤内匠頭が、有栖川宮熾仁親王の危篤の知らせを聞き帰東、二月二日に再び来京する。
- 248 明治二八年四月二五日
行幸啓のため京都御所の拝観が停止されるが、二条・修学院・桂の三離宮は従来通り許可される。
- 249 明治二八年五月五日
御所の拝観停止により、二条・桂・修学院三離宮の拝観を願ひ出る外国人が増加する。
- 250 明治二八年五月九日
桂宮の建物のうち、二条離宮へ移設された箇所以外の二棟の一方が向陽会、一方が桂宮霊神祭典事務所に充てられ、その工事が竣功する。
- 251 明治二八年五月二三日
明治天皇の二条離宮行幸が仰せ出される。
- 252 明治二八年七月一八日
イタリア公使アレキサンデルパルジーが二条離宮を拝観する。
- 253 明治二八年一〇月一〇日
去る五月、明治天皇が二条離宮旧本丸跡の新御殿に初めて行幸した後、庭園の拡張と改更を命じる。
- 254 明治二八年十一月二九日
二条離宮内旧本丸跡に移設された桂宮御殿の閣名が「呈寿」に決定し、土方宮内大臣が揮毫した扁額が掲げられる。また楼閣の記の撰文が股野宮内書記官に命じられる。

- 267 明治三〇年四月一八日 明治二八年の二条離宮行幸の際、天皇が庭園の改
- 266 明治三〇年四月一四日 行幸啓仰出のため、二条・修学院・桂の三離宮は昨日一三日から拝観停止となる。
- 265 明治三〇年三月三〇日 慶長一九年に徳川家康が諸將を二条城に集め、三条の誓書を奉呈させたという記述がある。
- 264 明治三〇年二月二八日 内貴甚三郎らが製造場取締規則の改正意見報告草案を携え、山田京都府知事を訪ねる。知事は、皇居および離宮・陵墓の距離短縮については宮内省との交渉が必要と回答する。
- 263 明治三〇年二月三日 大宮御所通行の際の規則に「京都(御所、離宮)通行鑑及通行券」を携帯しなければならないと記される。
- 262 明治三〇年一月二七日 英照皇太后の異母弟松園尚嘉男爵が宮内省主殿寮の殿掌をつとめ、京都御所・大宮御所・各離宮に出勤していたというエピソード。
- 261 明治三〇年一月九日 京都商業会議所が、製造場取締規則の改正を京都府知事へ申請する。各種工場から皇宮、離宮、御用邸御料地までの距離を、三〇〇間から一八〇間に改めるとい改正案が出される。
- 260 明治三〇年一月九日 京都行幸啓のため京都府庁で任命された行幸啓掛のうち、六名を御所・大宮御所・二条離宮等に詰め切らせる予定。
- 259 明治二九年九月二日 二条離宮近傍の有志が、離宮付近での煙突建設の規制緩和を求め、ことを協議する。
- 258 明治二九年七月三日 二条離宮近傍における煙突の建設は許可されず。
- 257 明治二九年五月一四日 二条離宮詰の皇宮警手が、西裏門南手の堀中で女の溺死体を発見する。
- 256 明治二九年四月一四日 土方宮内大臣が、二条離宮の庭園を検分する。
- 255 明治二九年三月三一日 イギリスの前海軍大臣スペンサー伯爵が来京し、御所および二条離宮を拝観する。
- 278 明治三〇年六月四日
- 277 明治三〇年六月四日
- 276 明治三〇年六月三日
- 275 明治三〇年五月三〇日
- 274 明治三〇年五月二二日
- 273 272 明治三〇年五月一四日 京都美術協会より宮内省へ差し出した天覧品リストの中に、「二条行幸屏風絵解」全五巻が含まれる。
- 271 明治三〇年四月三〇日 宮内省警手は三八名のうち一名が欠員、二条・桂・修学院離宮に各六名が派出され、その他は京都御所の警備にあたる。
- 270 明治三〇年四月二五日 二条離宮の御蔵に納めてある近衛家の書画を取り出し、天覧に供す。
- 269 明治三〇年四月二四日 近衛家の画幅が多く差し出されているため、京都美術協会は天覧画幅の差し出しを見合わせる。両三日中には再び差し出す予定。
- 268 明治三〇年四月一九日 皇太子の京都行啓の期日は未確定だが、行啓の際には大宮御所あるいは二条離宮へ入る可能性あり。
- 267 明治三〇年四月一八日 天皇・皇后の行幸啓中は各離宮の拝観を差し止める慣例だが、今回は何処へも行幸啓しないため特
- 266 明治三〇年四月一四日 造を命じる。今回の駐輦中に二条離宮へ行幸する可能性があるため、畳替や所々の修理が行われる。
- 265 明治三〇年三月三〇日 行幸啓につき、二条離宮が非常時の御立退所と定められる。
- 264 明治三〇年二月二八日 一昨年(明治二八年)、天皇が二条離宮庭園の築山・花木の位置および修繕を加えるべき箇所を指定する。出来上がりを観るため、今回の駐輦中には必ず二条離宮へ行幸啓があるか。
- 263 明治三〇年二月三日 天皇が二条離宮へ行幸するという噂があるが、喪中のため誤報か。何時行幸啓が仰せ出されても差し支えないよう準備が整えられる。
- 262 明治三〇年一月二七日 土方宮内大臣が、二条離宮と桂離宮を検分する。
- 261 明治三〇年一月九日 これは行幸啓の準備ではなく、天皇・皇后は来月の還幸啓までどこへも行幸啓せず。

- 279 明治三〇年六月八日
別の場合に限り拝観を許可する。すでに数名の外人が拝観する。
御陵本工事のために出張中の堤内匠頭が、春以来小修繕を加えている各離宮を検分する。この日は二条離宮を検分する予定。
- 280 明治三〇年六月二〇日
田養水を引いたため二条離宮の池の水が漸次減水する。このままでは魚類が死滅するため、数名の工夫を雇いこれを京都御所の溜池に放つ。
長崎宮内大臣秘書官が二条離宮を検分し、その模様を宮内大臣および侍従長に復命する。二条離宮を皇太子の御座所にするためか。
蓮華の見所として二条離宮の東堀が挙げられる。
二条離宮堀端東御門前で男が硫酸を飲んで自殺をはかるが、通報され診察を受ける。
二条離宮西外の松の木が落雷で引き裂かれる。
後藤象二郎の事跡中、二条城で政権奉還を説いたことが「伯畢生の事業中第一の偉勳」と記される。
二条・桂・修学院の三離宮中、最も閑雅幽静なのは修学院であると記される。
- 281 明治三〇年七月八日
後藤象二郎の事跡中に、尾越二侯が朝旨を奉じて二条城に至った話が記される。
- 282 明治三〇年七月一五日
後藤象二郎の事跡中に、二条城にまつわる話が記される。
- 283 明治三〇年七月一六日
天皇・皇后の駐輦のため四月より停止していた京都御所および各離宮の拝観が、一昨日（八月三〇日）より元の通り許可される。
- 284 明治三〇年八月四日
二条離宮詰の皇宮警手が、外堀の西南で男の死体を発見する。
- 285 明治三〇年八月一〇日
明年度の京都各離宮の営繕箇所調査のため、飯
- 286 明治三〇年八月一三日
明年度の京都各離宮の営繕箇所調査のため、飯
- 287 明治三〇年八月二七日
明年度の京都各離宮の営繕箇所調査のため、飯
- 288 明治三〇年八月二八日
明年度の京都各離宮の営繕箇所調査のため、飯
- 289 明治三〇年九月一日
明年度の京都各離宮の営繕箇所調査のため、飯
- 290 明治三〇年九月一〇日
明年度の京都各離宮の営繕箇所調査のため、飯
- 291 明治三〇年九月二八日
明年度の京都各離宮の営繕箇所調査のため、飯
- 292 明治三〇年一〇月七日
田主殿寮主張所長が二条離宮と桂離宮に出張する。二条離宮内郭大書院前庭園の泉水は水はけが悪いため、去る七月から改修工事に着手し、九月二〇日に竣工する。堤内匠頭がこれを検分する。
- 293 明治三〇年一〇月二六日
日本駐節のアメリカ特命全權公使アルフレッド・イー・バックと同夫人が、御所および離宮を拝観する。
- 294 明治三〇年一〇月三〇日
京都御所宮殿修繕設計調査および二条・修学院・桂各離宮営繕設計取り調べのため出張していた小笠原主殿助が、用務を終え名古屋へ向かう。
- 295 明治三一年一月一五日
股野内匠頭と木子技師が二条離宮に出張する。
- 296 明治三一年三月一七日
京都電気鉄道延長線許可のうちに、堀川下立売を南へ、二条離宮の南馬場を西へ、京都鉄道二条停車場接続というラインが入っている。
- 297 明治三一年四月二九日
明治天皇が八月頃京都行幸する予定。二条離宮旧天守台跡へ移された元桂宮御殿への行幸が予想されるため一層手入れがなされ、山口主殿頭、米田侍従の検分が行われる。
- 298 明治三一年四月二九日
早川男爵が内海京都府知事の案内で二条離宮を拝観する。
- 299 明治三一年五月二二日
来る二八日に赤十字社支部総会が開かれるため、宮内省が正会員に限り二条・桂・修学院三離宮の拝観許可を出す。
- 300 明治三一年七月一六日
ベルギー人の清国外務顧問官であるドツリンクが、清国政府名誉土木技師アドルフ・メイとともに来京し、御所、離宮等を拝観する予定。
- 301 明治三一年七月二一日
ロシア親王キリルが来京。二条離宮を拝観する予定。
- 302 明治三一年七月二二日
ロシア親王キリルが来京。御所と二条離宮は必ず拝観する予定。
- 303 明治三一年七月二三日
ロシア親王キリルが二条離宮を見る予定であった

317	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304
明治三二年一〇月一日	明治三二年一〇月一日	明治三二年一〇月一日	明治三二年九月三〇日	明治三二年九月三〇日	明治三二年九月三〇日	明治三二年九月二九日	明治三二年九月二八日	明治三二年八月二〇日	明治三二年八月二〇日	明治三二年八月一六日	明治三二年八月一三日	明治三二年八月一日	明治三二年七月二四日
皇太子の行啓のため、一昨日（九月二十九日）来二条離宮御馬車舎などの新築工事が着手され、明日	皇太子の滞在中は二条離宮の拝観が差し止められる。	皇太子の滞在中は二条離宮の拝観が差し止められる。	京都市行啓時の、七条停車場から二条離宮へ至る道筋。井水試験の経過によれば、二条離宮の井水は良好でなく、御膳水は毎日御所より二条離宮へ運び入れることになるだろう、とされる。	伯子男爵各有爵者一同は二条離宮正門前で奉迎することに決まる。	皇太子が勅任官従六位勲六等以上その他高等官へ、来る七日御座所で拝謁するよう仰せ付ける。	御所および二条離宮の井水試験が行われ、結果により御座所を決めることとなる。	皇太子の京都行啓時の御座所が二条離宮に決まる。	工学士伊東忠太とともに来京した東京工科大学生八名のうち五名が二条離宮を実測する。作成した実測図はパリ万国博覧会へ出品する予定。	長崎調度局長が二条離宮を細見する。	避暑のため京都に滞在中の久邇宮邦彦王が京都御所、二条離宮、桂離宮を拝観する。	二条離宮の南馬場を徘徊中に菓缶を枕にして眠ってしまい、翌朝逮捕される。	二条離宮堀の蓮華に石を投げて花卉を落とすのは不届きだという投書がある。	が、時間の都合で御所のみとなる。 ロシア親王キリルが、二条離宮を御所とともに巡覧した経過が記される。
331	330	329	328	327	326	325	324	323	322	321	320	319	318
明治三二年一〇月五日	明治三二年一〇月五日	明治三二年一〇月五日	明治三二年一〇月五日	明治三二年一〇月四日	明治三二年一〇月三日	明治三二年一〇月三日	明治三二年一〇月三日	明治三二年一〇月三日	明治三二年一〇月三日	明治三二年一〇月三日	明治三二年一〇月三日	明治三二年一〇月一日	明治三二年一〇月一日
先着の東宮御所附駟者が、皇太子行啓の道筋を調査する。	皇太子の行啓が延引したため、二条離宮に詰めている主殿寮出張所員がひとまず出張所へ引き上げる。	離宮内の馬車舎に入れられる。	皇太子の行啓が延引したため、二条離宮に詰めている主殿寮出張所員がひとまず出張所へ引き上げる。	皇太子が京都へ到着した際、平安義会の会員は奉迎のため二条離宮門前へ集合せよという内容か。	二条離宮の水は不適當であるとされる。	皇太子が五日に二条離宮へ到着する予定。	水質試験の結果、京都御所の水は飲料に適するが、二条離宮の水は不適當であるとされる。	外国人による二条離宮拝観が停止される。	皇太子行啓の道筋の検疫が行われ、いずれの道筋も不都合がないことが確認される。	御召馬車一輛、供奉官馬車一輛、馬四頭が七条駅に到着し、二条離宮に送られる。	栗津主殿寮京都出張所長より華族会館京都分局長へ、在京有位有爵者による皇太子への拝謁は二条離宮二の丸大書院で行い、燕尾服とシルクハットを着用するよう通知がなされる。	二条離宮の堀の大掃除が行われる。	中に落成する予定。 二条離宮はじめ各殿の装飾品や調度品が、御所および主殿寮出張所から二条離宮へ送られる。

- 332 明治三年一〇月五日 皇太子の行啓が延引し、道筋の蒔砂等を見合せ、その材料等を用意しておくこととなる。
- 333 明治三年一〇月六日 御所と二条離宮の井水試験が行われ、二条離宮の水は本丸以外は普通飲料に適すると評価される。行啓の際は御所の御膳水を御料水とし、供奉官は二条離宮二の丸の水を用いることとなる。
- 334 明治三年一〇月六日 皇太子が二条離宮に駐輿中は、中山東宮太夫と高辻東宮侍従長は隔日交代、侍従は半数ずつ当直する。
- 335 明治三年一〇月六日 二条離宮外郭正門より本丸正門までは五町余り距離があるため、宮内省官吏に本丸正門外まで人力車で通行させることとなる。
- 336 明治三年一〇月八日 男爵三井八郎右衛門の本邸が、二条離宮から僅かに一、二町の内にある。
- 337 明治三年一〇月九日 皇太子行啓につき、川上警部長が御警衛心得を定め、二条離宮の四方に巡査を立番させることとなる。
- 338 明治三年一〇月九日 侍医局薬剤師千葉武が、二条離宮二の丸および御台所の井水が飲料に適することを復命するため、大磯に向かった後帰東する。
- 339 明治三年一〇月九日 二条離宮に近接する三井八郎右衛門本邸および三井八郎次郎邸の井戸で井水試験がなされる。
- 340 明治三年一〇月一日 皇太子の行啓時刻が報じられる。二条離宮へは一〇月二日午後二時四五分に到着の予定。
- 341 明治三年一〇月一日 皇太子御座所の装飾のため、御所御庫内の御物が二条離宮に運ばれる。
- 342 明治三年一〇月一日 一昨日（一〇月八日）、二条離宮の周囲にある馬場の芝生および堀内の浮草塵芥等の清掃が完了する。明るる一日から二条離宮の拝観が停止される。
- 343 明治三年一〇月一日 春日東宮属が、二条離宮御座所装飾の御物について中川属と打ち合わせをし、二条離宮へ赴く。後
- 344 明治三年一〇月一日
- 345 明治三年一〇月一日 藤東宮属以下七名が二条離宮内官舎に入る。
- 346 明治三年一〇月二日 内海京都府知事と栗津主殿寮出張所長が、二条離宮で皇太子の奉迎に関する打ち合わせを行う。
- 347 明治三年一〇月二日 皇太子の御座所となる二条離宮と皇室との関係が記される。
- 348 明治三年一〇月二日 二条離宮門前と二条通堀川付近には電灯の設備がないため、堀川二条付近にアーク灯を建てることとなる。二条離宮近傍の湯屋や諸製造所での火の取り扱いや、伝染病患者発生時の急報について訓示される。
- 349 明治三年一〇月二日 天気がいいので二条離宮には好都合だと記される。
- 350 明治三年一〇月二日 皇太子が七条駅に到着して二条離宮に入るまでの様子。
- 351 明治三年一〇月二日 皇太子行啓中の二条離宮の様子。
- 352 明治三年一〇月二日 侯爵山県有朋が御座所（二条離宮）へ伺候し皇太子に拝謁することを仰せ付けられる。また、二条離宮内は電灯の設備がなく、毎夜蠟燭および菜種油を用い、石炭油は一切の使用を許されず。
- 353 明治三年一〇月二日 皇太子が二条離宮二の丸各殿や庭園等を巡覧する。
- 354 明治三年一〇月二日 正門内皇宮警察出張所から本丸内主殿寮出張所員詰所へ電話線を架設することとなる。
- 355 明治三年一〇月二日 西四辻侍従が二条離宮へ参候し皇太子に拝謁する。
- 356 明治三年一〇月二日 京都市会が開会し、雨森議長と内貴京都市長が二条離宮へ参殿し、市民を代表して皇太子の御機嫌伺をした旨が報告される。
- 357 明治三年一〇月二日 皇太子の御座所（二条離宮）還御についての記述がある。
- 358 明治三年一〇月二日 在京の旧女官らが、二条離宮で皇太子に拝謁することを仰せ付けられる。御料自転車が東京から二

- 370 明治三二年一〇月二日 皇太子が、二条離宮前で時代祭を見る。
- 369 明治三二年一〇月二日 皇太子御附の官吏が、京人形を御覧に供するため、人形製造業者両三名を呼び寄せる。人形は出門前に二条離宮において御覧に供される予定。
- 368 明治三二年一〇月二日 皇太子が二条離宮を出門し、泉山や仙洞御所へ行啓する。佐久間中部都督らが、二条離宮で皇太子に拝謁する。
- 367 明治三二年一〇月二日 皇太子が二条離宮前で時代行列を見物する予定のため、市参事会において離宮大手門南手に御覧所を仮設することが決定する。
- 366 365 明治三二年一〇月二〇日 皇太子が、泉山から二条離宮へ還御する（欠損により委細不明）。
- 364 明治三二年一〇月二〇日 皇太子行啓中の二条離宮での様子。（欠損により委細不明）。
- 363 明治三二年一〇月一九日 皇太子が、二条離宮を出門し御所および加茂両大社へ行啓する。丸尾東宮侍従が、男山八幡宮への代拝を仰せ付けられ、二条離宮を出発する。
- 362 明治三二年一〇月一七日 (号外) 皇太子が、二条離宮を出門し加茂両大社へ参拝する予定。
- 361 360 359 明治三二年一〇月一七日 皇太子が、二条離宮を出門し御所へ行啓する。
- 358 357 明治三二年一〇月一七日 皇太子が、二条離宮本丸の外廓を散歩する。三井八郎右衛門が、自宅で飼育している鶴二羽を二条離宮へ差し出し、本丸の庭園で放養される。
- 356 355 明治三二年一〇月一七日 時代祭の行列が、二条離宮前で小休憩をとる予定。下岡参事官が、二条離宮に参候する。
- 354 353 明治三二年一〇月二三日 折田滋賀県知事が二条離宮へ参候し、琵琶湖で獲れたものを皇太子に献上する。
- 352 351 明治三二年一〇月二三日 皇太子が、二条離宮を出門し修学院離宮へ行啓する（欠損により委細不明）。
- 350 349 明治三二年一〇月二五日 栗飯原陸軍少将が、二条離宮へ参候する。
- 348 347 明治三二年一〇月二六日 皇太子が、二条離宮を出門し賀陽宮邸へ御成する。池坊が二条離宮で献覧した立花生花の詳細。
- 346 345 明治三二年一〇月二七日 皇太子が二条離宮を出門し、嵐山北岸の大谷派本願寺別邸対嵐房へ御成する。
- 344 343 明治三二年一〇月二七日 大阪陸軍兵器本廠長陸軍砲兵大佐巖部潜が二条離宮へ参候し、皇太子の御機嫌伺をする。
- 342 341 明治三二年一〇月二八日 皇太子が、二条離宮を出門し知恩院等へ行啓する。池坊門人の浜松華進社社長織田利三郎が二条離宮へ参殿し、自園で培養した小菊の伝献を願い出る。
- 340 339 明治三二年一〇月二八日 皇太子が、二条離宮を出門し大和へ行啓する。
- 338 337 明治三二年一〇月二八日 皇太子が、二条離宮を出門し知恩院等へ行啓する。池坊門人の浜松華進社社長織田利三郎が二条離宮へ参殿し、自園で培養した小菊の伝献を願い出る。

- 384 明治三年一月二十九日 皇太子が、二条離宮を出門して大和へ行啓する（前号の続報）。御料乳牛三頭を家畜車に載せ御召列車に繋いで二条離宮から奈良へ送る。
- 385 明治三年一月三〇日 皇太子が奈良俱樂部を出門し、二条離宮へ還啓する。
- 386 明治三年一月三十一日 前号の詳報。皇太子が奈良俱樂部を出門し、二条離宮へ還啓する。
- 387 明治三年一月三十一日 伏見宮が二条離宮へ参入する。ほかは何処へも出かけず別邸で静居する。
- 388 明治三年一月三十一日 皇太子が法隆寺を巡覧した後、二条離宮へ還御する。
- 389 明治三年一月一日 伏見宮らが、二条離宮を訪れ皇太子に対面する。
- 390 明治三年一月二日 皇太子が、二条離宮を出門し桂離宮へ御成する。
- 391 明治三年一月二日 内海京都府知事が、二条離宮へ参候し御機嫌伺をする。
- 392 明治三年一月二日 津田八郎兵衛らが、二条離宮へ参候し御機嫌伺をする。
- 393 明治三年一月三日 皇太子が、二条離宮を出門し仁和寺に御成する。
- 394 明治三年一月三日 帝国奈良博物館理事国重正文らが二条離宮へ参候し、皇太子へ御礼を述べた。
- 395 明治三年一月五日 皇太子が、二条離宮を出門し大谷派本願寺の枳殻邸を訪れる。
- 396 明治三年一月五日 大谷派本願寺法主大谷光瑩が、二条離宮へ参候し皇太子の御機嫌伺をする。
- 397 明治三年一月五日 侍医局長岡玄卿が医学博士ベルツとともに来京し、二条離宮に参候して皇太子を診察する。
- 398 明治三年一月五日 皇太子が何処かへ行き二条離宮へ帰る（欠損により委細不明）。
- 399 明治三年一月六日 皇太子が、二条離宮を出門し枳殻邸へ向かう。岡侍医局長が二条離宮に参候し、ベルツ博士とともに帰東する。
- 400 明治三年一月六日 皇太子が二条離宮を出門し宇治地方を訪れる旨が仰せ出される。
- 401 明治三年一月六日 大谷派本願寺法主大谷光瑩が二条離宮へ参候し、皇太子に御成の御礼を述べる。
- 402 明治三年一月六日 二条離宮に至る道中の宮内省の馬車を二条堺町辺の道路中央に駐車し、理髪店に入って散髪している三人の御者を見た、見苦しく通行の妨害なので注意してほしいという投書がある。
- 403 明治三年一月七日 皇太子が、二条離宮を出門して宇治を訪れる。
- 404 明治三年一月八日 明くる九日、皇太子が二条離宮を出門し帰東することとなる。
- 405 明治三年一月八日 皇太子が、二条離宮を出門し御所へ行く。
- 406 明治三年一月八日 皇太子が金閣寺御成の際、住職伊藤貫宗の飼犬を気に入り、明日二条離宮へ連れて来るよう命じる。
- 407 明治三年一月八日 皇太子が明くる九日午前一〇時四〇分に二条離宮を出門する予定。
- 408 明治三年一月八日 欠損により内容不明。
- 409 明治三年一月九日 皇太子行啓中の二条離宮での様子。
- 410 明治三年一月九日 皇太子の二条離宮からの還啓について記される。
- 411 明治三年一月九日 一月六日付「状さし」の投稿(402)は事実無根のため取り消す旨の告知がなされる。
- 412 明治三年一月九日 二条離宮南手から京都鉄道二条停車場に達する道路の開削工事に要する土地について、来る二二日に府庁で収用審査会が開かれる予定。
- 413 明治三年一月九日 二条離宮の残務を取り扱うため、御物掛後藤東宮属らが引き続き二条離宮に滞在し、明くる一日に帰東する予定。
- 414 明治三年一月一〇日 皇太子が二条離宮を出門し七条停車場から出発するまでの様子。

428	427	426	425	424	423	422	421	420	419	418	417	416	415
明治三三年三月二五日	明治三三年二月二六日	明治三三年二月二三日	明治三三年一月一八日	明治三三年一月一七日	明治三三年二月二二日	明治三三年二月一四日	明治三三年二月二日	明治三三年一月一五日	明治三三年一月二日	明治三三年一月一日	明治三三年一月一〇日	明治三三年一月一〇日	明治三三年一月一〇日
意してほしいという投書がある。	京都府監獄署横手の小屋から出火し、一棟を焼失する。二条離宮前堀川筋の南北が不潔なので、係員は注意してほしいという投書がある。	二条離宮の馬場は御料地域内のため、死体や汚穢物の運搬を禁じてはどうかという投書がある。	二条離宮の櫓の紋の葵を菊に改めてほしいという投書がある。	御所や二条離宮を訪れる。	晴天時は京都府庁前に水を撒き、また大宮通二条離宮以北の道路を拡張してほしいという投書がある。	上長者町署が、二条離宮北馬場で第一消防組の小演習を執行する。	二条離宮大手門前のアーク灯を永代点灯してほしいという投書がある。	を一直線に北へ通じるようにしてはどうかという投書がある。	中山二位局が二条離宮に参候する。	福を二条離宮へ召し、金五〇円を下賜する。	乃木中将が二条離宮に参候し、皇太子の御機嫌伺をする。	身投げをしようと二条離宮西手の外廓堀端を徘徊していた女が、上長者町署の巡査から取り調べを受ける。	昨日の例会で、葛野郡朱雀野村字西京地内の二条離宮馬場西南隅以西千本通に至る道路の開削につき、買収費千余円を支出する件が協議される。
441	440	439	438	437	436	435	434	433	432	431	430	429	
明治三三年七月一日	明治三三年六月二八日	明治三三年六月一七日	明治三三年六月一四日	明治三三年六月二日	明治三三年六月八日	明治三三年五月二四日	明治三三年五月二四日	明治三三年五月二〇日	明治三三年五月一四日	明治三三年四月二一日	明治三三年四月一六日	明治三三年三月二六日	
投書の京名所数字尽し中に二条離宮が記載される。	および二条離宮を拝観する。	二条離宮の南にある神泉苑護法寺は京都鉄道二条停車場に近接しているため近頃参詣者が多く、本山教王護国寺が専務を置いて保勝につとめる。	京都御所各所と二条離宮各殿の避雷針試験が行われる。	天皇・皇后の行幸啓に備え、宮内省が京都御所、二条離宮その他の修繕の要を取り調べ修繕を加える。	御用達をしていたと報じられる。	詐欺の被害者である人物が、維新前に二条御蔵の御所、離宮等の近火信号のため主殿寮出張所内に警報を備え、来る六月一日より運用する予定。	夏に京都行幸啓が行われる模様にて、武徳会に際して来京した小笠原主殿頭らが、京都御所、二条離宮、泉涌寺等を巡視する。	二棟が消失する。	見苦しいという投書がある。	京都府監獄署未決監前の水車場から出火し、小屋二棟が消失する。	二条離宮北馬場西北隅の堀側柵内は悪草が繁茂し	美術品展覧会に際し、近衛公所蔵の品を借用するため、主任書記が二条離宮に出張する。	京都府教育会が来る二二、二三日に大会を開くにあたり、会員による桂・二条・修学院三離宮の拝観を願いで、許可される。

- 442 明治三二年七月三日 蓮の名所として二条離宮東北の堀が挙げられる。
- 443 明治三二年七月九日 木子宮内技師が、明治三三年度予算編成に関わる御所および各離宮の修理必要箇所の調査のため来京する。
- 444 明治三二年七月一三日 ドイツのハインリヒ親王が二条離宮に到着し、城内を限なく見学する。
- 445 明治三二年七月一四日 上京区日暮通丸太町下る所に瓦を焼く場所があるが、近隣には二条離宮や監獄署があり危険なため取り締まってほしいという投書がある。
- 446 明治三二年七月一七日 ドイツのハインリヒ親王が、滞京中に梵鐘を熱心に見て買ったというエピソードの中で、二条離宮、御所、博物館を巡覧したことが記される。
- 447 明治三二年七月一七日 二条北馬場の溝中で投身自殺がある。
- 448 明治三二年七月二三日 一昨日の雷雨で二条離宮西側の松の樹などに落雷がある。
- 449 明治三二年七月二八日 巨勢小石が仏国博覧会への出陳を見合わせ、毎日二条離宮内の主殿寮に赴き、修繕に関する揮毫等に従事する。
- 450 明治三二年七月三〇日 落雷のため、五十嵐東京電話交換局長が御所および各離宮等を巡察する。いずれも被害なし。
- 451 明治三二年七月三一日 二条離宮の西に仮設されていた京都感化保護院が移転する。
- 452 明治三二年八月四日 近衛家所蔵の書籍が二条離宮の倉庫に山積していたが、木下京都帝国大学総長の幹旋によりその一部を同大学付属図書館に附託することとなる。
- 453 明治三二年八月一四日 従来、入京した外国人は御所と二条離宮を拝観する者が多く、修学院・桂両離宮の拝観を願い出る者は少なかったが、近頃、ドイツ人は御所と二条離宮をさておきまず修学院・桂両離宮を拝観する傾向がある。
- 454 明治三二年八月一八日 韓国従二品李竣鎔が御所と二条離宮を拝観する予定。
- 455 明治三二年九月六日 二条離宮の屋根瓦は徳川時代のままの三ツ葵で、御紋付になっているので、菊の紋章に替えてはどうかという投書がある。
- 456 明治三二年九月七日 山口主殿頭が、京都御所、二条離宮の各宮殿修繕等の取り調べを終え帰東する。
- 457 明治三二年九月一九日 二条離宮各宮殿のうち、大広間、黒書院、白書院の入側（内廊下）、長押の天井は雲形を金砂子で描くこととなる。白書院は原在泉が、黒書院は巨勢小石が担当する。
- 458 明治三二年九月二六日 東京帝国大学から明年のパリ博覧会に出品するものについて、徳川式の建築として、中村・武田両博士らが二条離宮の模写画を描く。
- 459 明治三二年二月一〇日 京都御所は修理の都合で当分拝観を許さないが、二条離宮ほか各離宮は平素の通り。
- 460 明治三二年二月一日 神戸・大阪地方のペスト流行のため、二条離宮ほか各離宮も拝観を差し止める。
- 461 明治三二年二月二五日 京都府会における監獄移転に関する建議案に、京都府監獄署は二条離宮に接し、大極殿の遺址に近いため場所が良くないと記される。
- 462 明治三二年二月二九日 去る一〇日より、ペスト流行のため京都御所、二条・修学院・桂離宮が拝観停止となり、各宮殿の出入りがいっそう厳重に取り締まれる。
- 463 明治三三年二月二日 出世稻荷の記載がある。
- 464 明治三三年二月二日 ペスト流行のため京都御所および各離宮の拝観は停止されていたが、二二日からいずれも許可されることとなる。
- 465 明治三三年二月二三日 京都府師範学校が、同校生徒の皇宮および離宮の

- 476 明治三三年五月一八日 大阪でペストが流行したため、御所や各離宮などへの参入者の心得が示される。
- 475 明治三三年五月一七日 御所および二条離宮の取り調べがなされる。皇太子行啓の際の飲料水に関わるものか。
- 474 明治三三年五月一二日 皇太子と同后が近日京都市に行啓する予定。各離宮に行啓する可能性があるため、庭園の掃除と準備がなされる。
- 473 明治三三年五月四日 東京駐在ドイツ公使館参事館ウエーデル伯らが青木外務大臣の令嬢とともに来京するため、京都御所と各離宮の拝観を前もって願ひ出る。
- 472 明治三三年五月四日 皇太子が慶事後に京都へ行啓するため、京都府警察部の技手が二条離宮の井水分析試験を行う。
- 471 明治三三年四月二八日 皇太子の慶事につき、官家士族一同が一尺立扇子五〇本に城州名所を写生して献納することとなり、その中に「二条城」が含まれる。
- 470 明治三三年四月一八日 帝国博物館総長股野琢が来京し、京都御所と二条離宮を拝観する。
- 469 明治三三年四月一日 宮内省内匠寮技師木子清敬が、皇太子慶事後の京都行啓に向け、御所および二条離宮などを検分するため来京する。
- 468 明治三三年四月七日 京都電気鉄道会社が、二条離宮南通りを西へ進み二条停車場前に至る延長線の敷設について、通信大臣へ許可を申請する。
- 467 明治三三年三月一日 美術協会が、二条離宮に保管してある近衛公爵家の美術品から二〇点を借用して陳列するため、近衛家に向かう。
- 466 明治三三年三月一日 京都府師範学校が、明治三二年度卒業生の皇居および各離宮の拝観を願ひ出る。
- 477 明治三三年五月一八日 前号の続きか。府下各離宮へ参入してはならないと記される（欠損により委細不明）。
- 478 明治三三年五月二二日 皇太子が俄かに二条離宮に入ることとなり、掃除がなされる。二条離宮は手狭のため、本丸内と二の廓西大手門西北隅に仮屋が建築される。
- 479 明治三三年五月二三日 皇太子の行啓につき、警察部が行啓の道筋にあたる停車場から二条離宮、御所、泉山御陵の間における伝染病の患者を取り調べたところ、一人も患者はおらず。
- 480 明治三三年五月二三日 二条離宮付近に警部巡查二〇名を置くという内容か（欠損により委細不明）。
- 481 明治三三年五月二三日 職員生徒の奉送迎に関する記事中に「二条離宮」とある（欠損により委細不明）。
- 482 明治三三年五月二四日 皇太子行啓につき、二条離宮で準備が進められる。
- 483 明治三三年五月二五日 皇太子行啓につき、二条離宮で準備が進められる。
- 484 明治三三年五月二五日 皇太子の行啓につき、第三高等学校生徒が松明行列を催す予定であったが、これを提灯行列に変更し、二条離宮の門前にて奉祝の唱歌を奏して離宮の外廓を一周することとなる。
- 485 明治三三年五月二六日 皇太子行啓につき、二条離宮で準備が進められる。
- 486 明治三三年五月二六日 行啓奉祝のため、第三高等学校の職員生徒らが隊列を組み、各自提灯を携え同校門前を出発し、二条離宮前に整列して唱歌を奏す。
- 487 明治三三年五月二六日 皇太子と同妃の奉迎のため、平安義会会員は二条離宮門前南側の本会建標の場所へ集合するよう知らされる。
- 488 明治三三年五月二六日 皇太子の行啓につき、旧女官が二条離宮正門外で奉迎する。御料の馬車および馬足が、汽車で到着後すぐに二条離宮へ送られる。

- 489 明治三三年五月二七日 皇太子と同妃が二条離宮の御座所に入り、本丸の三層楼に登って四山の風景を眺望する。また庭園を逍遙する。
- 490 明治三三年五月二七日 皇太子行啓中の二条離宮の様子。
- 491 明治三三年五月二七日 二条離宮へ御機嫌伺として参殿した人々に関する報道（欠損により委細不明）。
- 492 明治三三年五月二八日 河島滋賀県知事が、二条離宮へ参殿し御機嫌伺をする。
- 493 明治三三年五月二八日 皇太子行啓中の二条離宮での様子。
- 494 明治三三年五月二八日 第三高等学校の職員生徒が提灯行列を作り、二条離宮前で音楽学校作成の奉祝歌を歌う。
- 495 明治三三年五月二九日 皇太子と同妃が、二条離宮を出門し大和へ行啓する。
- 496 明治三三年五月二九日 皇太子行啓中の二条離宮での様子。
- 497 明治三三年五月二九日 男爵金子堅太郎が二条離宮へ参殿し御機嫌伺をする。
- 498 明治三三年五月三〇日 皇太子と同妃が、二条離宮を出門し泉山御陵へ参拝する。
- 499 明治三三年五月三〇日 皇太子が、二条離宮を出門して有栖川宮旅館の三井邸等へ行く。
- 500 明治三三年五月三〇日 外国人の不敬事件に関して、不敬罪に該当するものではないとする例え話の中で、二条離宮の門前から離宮を撮影するのと等しいという話が記される。
- 501 明治三三年五月三一日 有栖川宮妃が二条離宮に参殿し、皇太子・同妃に対面する。
- 502 明治三三年五月三一日 皇太子が、二条離宮を出門し賀陽宮邸や松尾神社へ行く。
- 503 明治三三年五月三一日 皇太子行啓中の二条離宮での様子。
- 504 明治三三年五月三一日 皇太子より京都市へ金五千円が下賜される。高崎京都府知事がこれを受け取り、内貴京都市長が二条離宮に参殿して御礼を述べる。
- 505 明治三三年六月一日 皇太子と同妃の還啓が延引する。皇太子が使者を
- 506 明治三三年六月一日 有栖川宮の旅館へ差し遣わし、有栖川宮威仁親王は和服のまま二条離宮へ参入する。
- 507 明治三三年六月一日 皇太子が、二条離宮を出門し有栖川宮の旅館や仙洞御所の庭などを訪れる。
- 508 明治三三年六月一日 皇太子行啓中の二条離宮の様子。
- 509 明治三三年六月二日 皇太子の還啓が延引する。七条停車場の橋本駅長が二条離宮へ参入し延引のことを確かめ、俄かに汽車発着時刻等を変更する。
- 510 明治三三年六月二日 皇太子が有栖川宮と同乗して二条離宮を出門し、京都帝国大学などを見学する。
- 511 明治三三年六月二日 皇太子行啓中の二条離宮での様子。
- 512 明治三三年六月二日 京都博物館館長が、皇太子の来訪の御礼のため二条離宮へ参殿したという記事か（欠損により委細不明）。
- 513 明治三三年六月二日 安藤第十九旅団長が、二条離宮へ参殿し御機嫌伺をする。
- 514 明治三三年六月二日 有栖川宮妃が、有栖川宮と同乗して二条離宮へ参入し、皇太子と同妃に対面する。
- 515 明治三三年六月三日 某が離宮に参殿し、皇太子・同妃に対面したという内容か（欠損により委細不明）。
- 516 明治三三年六月三日 皇太子と同妃が、二条離宮を出門し還啓する。
- 517 明治三三年六月四日 皇太子還啓後の片付けについて。二条離宮本丸西手の仮屋は、来る九月頃の行啓まで保存しておく予定。
- 518 明治三三年六月二日 皇太子行啓に際し二条離宮へ移した皇宮警察署について（欠損により委細不明）。
- 519 明治三三年六月二五日 従二位子爵六角博通の事跡として、皇太子・同妃が行啓した際に御所と離宮巡覧の先導を行ったことが記される。
- 520 明治三三年六月二五日 四条南座で上演された劇の二幕目の続きが「二条城堀端の場」とある。

- 520 明治三三年七月三日 二条離宮は燕が御門の下へ来て囀り、堀では鯉の跳ねる音が浚渌としている、と記される。
- 521 明治三三年八月五日 二条離宮の蓮の花はすでに多くは散つたらうと記される。
- 522 明治三三年八月二三日 地藏盆の話題中に、地藏菩薩が地藏狩を逃れ、二条城堀の水葬を免れたという話が記される。
- 523 明治三三年九月二日 後藤象二郎の銅像が京都へ建てられるのは愉快なこと、二条離宮近傍に適当な地所はないのかと記される。
- 524 明治三三年九月四日 後藤象二郎の銅像建設地を是非二条離宮付近にしてほしいという投書がある。
- 525 明治三三年九月一二日 豊川良平が、後藤象二郎の銅像の京都建設について談じる。
- 526 明治三三年九月二六日 二条城番所に勤めていた人物の寄稿に、幕末の二条城や周辺の様子が記される。
- 527 明治三三年九月二七日 前号の続き。幕末の二条城や周辺の様子が記される。
- 528 明治三三年一〇月二日 後藤象二郎の銅像の建設地として知恩院が選定されたが、二条離宮付近にすべきだという投書がある。
- 529 明治三三年一〇月一二日 皇太子が二条離宮で一泊する予定につき、日本丸三階の御殿を御座所とする。今回は馬車小屋等の仮屋は建設されず。
- 530 明治三三年一〇月一三日 二条離宮内の仮建は湯沸場と外一ヶ所の二棟のみ(欠損により委細不明)。
- 531 明治三三年一〇月一四日 二条離宮で皇太子行啓の準備が行われる。
- 532 明治三三年一〇月一四日 牛祭見学の記事中に、出世稲荷前の道路を取り拡げている記載がある。
- 533 明治三三年一〇月一五日 皇太子行啓の準備が進められる。二条離宮正門内の皇宮警察詰所北裏手に臨時消毒室が新造され、新聞紙や手荷物などの消毒を行う。
- 534 明治三三年一〇月一六日 皇太子が二条離宮に入る。二条離宮前で貴族院議員らが奉迎する。
- 535 明治三三年一〇月一六日 皇太子が二条離宮を出門し、午前九時に七条駅を出発する予定。
- 536 明治三三年一〇月一六日 米田侍従が七条停車場で皇太子を奉迎し、皇太子に従って二条離宮に参殿する。
- 537 明治三三年一〇月一六日 皇太子が京都へ行啓した際、家々の軒に国旗が掲げられ、瑞氣が二条離宮に満ちて人々が万歳を唱和していた、と記される。
- 538 明治三三年一〇月一六日 皇太子が二条離宮に安着する(欠損により委細不明)。
- 539 明治三三年一〇月一七日 皇太子が人力車で二条離宮を出門し、七条停車場から出発する。
- 540 明治三三年一〇月二一日 二条離宮大広間の組天井をすべて張り替えるため、宮内省より田中幽峰に揮毫が命じられる。
- 541 明治三三年一〇月二二日 連載物一九回、時代祭に関して「上洛二条城」と記される。
- 542 明治三三年一〇月二四日 九鬼男爵が、内貴甚三郎らと後藤象二郎銅像の建設地に関して協議する。候補地を再度調査することとなり、二条離宮付近などを検分する。
- 543 明治三三年一〇月二五日 二条離宮は追々手入れによって綺麗になるので、周囲もまた綺麗にしたいと記される。
- 544 明治三三年一〇月二六日 九鬼男爵と内貴京都市長の検分の結果、二条離宮大手門前北手が後藤象二郎銅像建設の第一候補地となる。
- 545 明治三三年一〇月二七日 後藤象二郎の銅像建立の第一候補地が二条離宮の東大手門の北であるのは当然で、将来的には二条離宮付近を第二の御苑のようにしたいと記される。
- 546 明治三三年一〇月二八日 「五十年後の都会」を想像した記事に、後藤象二郎の像が二条離宮の東大手に建てられて離宮の周囲

- 547 明治三三年一月二日 二条離宮大手門北手が後藤象二郎の銅像建設地の第一候補であったが、宮内大臣はこれを許可せず、発起人井上角五郎より他の地を選定してほしいと通達があり、円山公園北林が候補地となる。後藤象二郎の銅像建設地について、宮内省はなぜ二条離宮の北を許可しないのかと記される。
- 548 明治三三年一月三日 後藤象二郎の銅像建設地について、宮内省はなぜ二条離宮の北を許可しないのかと記される。
- 549 明治三三年一月二七日 皇太子が二条離宮に一泊した後沼津御用邸へ向かう予定。二条離宮の御座所は、過日行啓の際道具等を御所から搬入したままになっており、別段準備の必要なし。
- 550 明治三三年一月二八日 皇太子の還啓につき、二条離宮御殿内の大掃除などの準備が行われる。
- 551 明治三三年一月二八日 二条離宮の前に何の装飾もないのは遺憾であると記される。
- 552 明治三三年一月一九日 皇太子還啓につき、中田東宮主事らが二条離宮に入る。七条停車場から二条離宮に至る道筋は、三原市技手が検分して白砂を散布し、また街廐等の見苦しい箇所は葭津で覆うこととなる。
- 553 明治三三年一月一九日 侯爵山県有朋が、無隣庵を出で御所および二条離宮を拝観する。
- 554 明治三三年一月二〇日 皇太子が、舞子有栖川宮別邸を出門し二条離宮に入る。大手門前で華族らが奉迎する。
- 555 明治三三年一月二〇日 皇太子が二条離宮へ到着後、賀陽・久邇両宮と対面する。侯爵山県有朋らが御機嫌伺として参殿し皇太子に拝謁する。その後、皇太子は二条離宮を出門し嵐山へ行啓する。
- 556 明治三三年一月二〇日 賀陽宮・久邇宮が、二条離宮に参殿し皇太子と対面する。
- 557 明治三三年一月二〇日 高崎京都府知事が、二条離宮に参殿し皇太子に對面する。寺原奈良県知事も参殿し御機嫌伺をする。
- 558 明治三三年一月二〇日 市長代理荏林助役らが、二条離宮へ参殿し皇太子の御機嫌伺をする。
- 559 明治三三年一月二〇日 在京都旧女官はこれまで二条離宮大手門外で奉迎送を行っていたが、昨日より御門内で行うことを許可される。
- 560 明治三三年一月二〇日 皇太子の奉迎につき、二条離宮より七条停車場まで老若輩が立ち並ぶ。
- 561 明治三三年一月二〇日 京都美術協会から献納された屏風一双が二条離宮へ護送され、皇太子が賞美する。
- 562 明治三三年一月二〇日 電鉄の新線路工事は、下立売を東、堀川通を押小路に出で、押小路より二条離宮の南手を経て京鉄二条駅に連絡する線路の敷設に着手する予定。東堀川筋では石積工事が行われる。
- 563 明治三三年一月二一日 皇太子が二条離宮を出門し還啓する。二条離宮内の京都府出張所が引き払われる。
- 564 明治三三年一月二二日 皇太子が、京都美術協会より皇太子慶事のため献納された屏風を二条離宮で観る。

【おことわり】

翻刻記載頁(25〜166頁)については諸事情により省略する。該当箇所は印刷版を参照のこと。

解題

杉谷 理沙

明治四年（一八七二）三月、二条城は京都府の管轄となり、同年六月に京都府庁が元京都守護職上屋敷の地から二条城へ移転した。明治六年（一八七三）には陸軍省の管轄へと改められたが、陸軍省から借り受ける形で、府庁は引き続き二条城に置かれた。明治一七年（一八八四）七月には二条城を離宮とすることが告示され、陸軍省の管轄から宮内省の管轄へと改められた。しばらく離宮に府庁が存在するという状態を経たあと、明治一八年六月に府庁が現在地に移転し、二条城は名実ともに二条離宮となった¹⁾。本史料は、離宮時代の二条城や、その周辺事情に関する『日出新聞』（明治三〇年～一八九七）より『京都日出新聞』の記事を抽出したものである。

ここで簡単に、『日出新聞』の来歴を記しておく。そのはじめは明治一二年（一八七九）六月発行の『京都商事迅報』²⁾で、その後明治一三年（一八八〇）八月に『商事迅報』、明治一四年（一八八一）五月に『京都新報』、明治一五年（一八八二）七月に『京都滋賀新報』、明治一七年（一八八四）一〇月に『中外電報』、明治一八年四月に『日出新聞』、明治三〇年（一八九七）七月に『京都日出新聞』と改題、そして昭和一七年（一九四二）四月に『京都日出新聞』と『京都日日新聞』が統合されて『京都新聞』となった³⁾。すなわち、『日出新聞』は今日の『京都新聞』の前身にあたる。

本書では二条城（離宮）に関連する記事は勿論、これを取りまく社会状況や周辺環境がわかる記事、幕末の二条城の様子などを記した読み物類、読者投稿なども適宜採録した。その内容は多岐にわたったり、例えば次のような記事がある。

（一）府庁から離宮へ ※細〇の数字は細目次の番号を示す。

先述の通り、明治一七年（一八八四）七月に二条城を離宮とすることが告示されたが、府庁の移転はすぐには行われず、移転が実行されたのは翌年の六月であった。その引き渡しは五月八日から着手され（細9 明治一八年五月九日「離宮引渡」）、同一九日には近日中に京都府から宮内省へ残らず引き渡しの予定と報じられている（細10 明治一八年五月一九日「離宮修理」）。そして六月五日

には京都府知事北垣国道ら出席のもと移庁式が行われた（細12 明治一八年六月五日「移庁式」、細13 明治一八年六月六日「移庁式」）。

これにともない、七月には京都府庁として使用されていた各課建増および人民控所が取り壊され（細20 明治一八年七月二四日「旧庁取崩し」）、二条城は離宮としての装いを新たにすべく、明治一八年（一八八六）にかけて大規模な工事が行われ（細24 明治一八年一〇月四日「二条離宮修繕」など）、三上吉兵衛らがこれを請け負った（細26 明治一八年一〇月二九日「二条離宮」）。天井画の修繕については、はじめ宮内省の殿掌・殿部のうちで絵画の心得のあるものが従事したが（細27 明治一八年一二月二八日「離宮御修繕」）、明治一八年七月には天井画およびその他装飾画の修繕は京都の画工一三名に発注されたと報じている。天井画や襖絵は伝統的画法に則り修繕するため、多くの画工の手が必要となったらしく、修繕工事竣工間近になってもなお一三六〇人の手間を要すると試算されている（細70 明治一八年七月二八日「二条離宮」）。その後も障壁画の作成が進められ、白書院は原在泉が、黒書院は巨勢小石が担当した（細457 明治三二年九月一九日「離宮天井の雲形」）。

（二）後藤象二郎銅像の建造計画

幕末の記憶も新しくあったであろう明治において、大政奉還の立役者たる後藤象二郎と二条城（離宮）との関わりは、今日の我々が思う以上に意識されていたらしい。後藤死去から数日後に掲載された略歴（細285 明治三〇年八月一日「後藤伯略歴（承前）」）には、後藤が二条城で政権奉還を説いたことが「伯畢生の事業中第一の偉勲なり」と記されている。

その後、後藤象二郎の銅像を京都に建造する話が東京で持ち上がったのは、明治三三年（一九〇〇）のことであった。発起人の豊川良平が会計主任を、井上角五郎が事務主任をつとめ、片岡健吉の屋敷を事務所とした。京都では市長内貴甚三郎らが委員となり、建設候補地の選定が進められることとなる。豊川が「成功の暁には単に故伯の霊を慰むるに足るのみならず、大に京都の装飾となる可き美事なる銅像を得んことを信ずる也」（細525 明治三三年九月二一日「後藤伯銅像談（豊川良平氏の談）」）と述べているように、後藤象二郎の銅像は維新後の京都のシンボルとなる役割を期待された。そして、その建造地として推

薦されたのが二条離宮およびその周囲であった。

『京都市出新聞』では「成るべく伯が一生の功名の將軍職返上の事に在るのを記念にしたい」として二条離宮近傍に適当な地所はないかとし(細523)明治三三年九月二日「花すすき」、さらに銅像の建造地は二条離宮において他にないと主張する投書を掲載している(細524)明治三三年九月四日「状さし」、細528 明治三三年一〇月二日「状さし」。すなわち『京都市出新聞』は一貫して二条離宮付近を建造地として推薦する姿勢をとった。これらの論調に後押しされてか、内貴らは二条離宮付近、知恩院境内、円山公園、長楽寺付近など京都各地の調査を行い(細542)明治三三年一〇月二四日「銅像建設地の検分」、その結果二条離宮東大手門前の北を建造の第一候補地として選定した(細544)明治三三年一〇月二六日「後藤伯銅像建設地」。この決定を受け、二条離宮付近を第二の御苑のようにしたいという展望が述べられ(細545)明治三三年一〇月二七日「はつきく」、続けて、五〇年後の京都において後藤象二郎の像が二条離宮の東大手に建てられた周囲がどのように変化しているか、希望をもって想像されている(細546)明治三三年一〇月二八日「五十年後の都会(七)」。

しかし宮内省は二条離宮付近に銅像を建造することを許可せず、井上角五郎が別の候補地を選定してほしいと通達してきた。内貴らは仕方なく円山公園北林を候補地として挙げた(細547)明治三三年一月二二日「後藤伯銅像建設地」が、その後京都に後藤象二郎の銅像が建てられることはなかったらしく、どのような過程を経たのかは不明だが、明治三六年(一九〇三)、東京の港区芝公園に銅像が建設された。この銅像は第二次世界大戦での資源供出としてスクラップにされたため現存していないが、その写真を収めた絵葉書には「監督會計事務井上角五郎 同豊川良平」とあって、京都での建造計画が頓挫した結果、東京の発起人会が中心となって建造が進められたことが想像される。

(3) 二条離宮への行幸啓と諸人の来訪

離宮となった二条城へは、天皇、皇后、皇太子らの行幸啓が行われた。とりわけ皇太子嘉仁(のちの大正天皇)は、明治三一年(一八九八)以降頻繁に行啓し、御座所となる二条離宮で都度準備が進められていく様子などが報じられている。それに伴い、本丸と東大手門を結ぶ電話線(細352)明治三一年一〇月

一五日「電話架設」、細482)明治三三年五月二四日「電話器と郵便函」、細483)同二五日「郵便函」や門前のアーケ灯の設置(細347)明治三二年一〇月二二日「奉迎送委員会」など、インフラの整備も行われた。

また二条離宮へは諸外国からの貴賓も訪れ城内を巡覧した。さらに外国からの観光者、京都府教育会の会員、京都師範学校の職員・生徒などが許可を得て拝観に訪れた記事が見えるように、未だ一般公開は開始されていなかったものの、拝観を願ひ出る者が多くあったらしく、例えば明治二五年(一八九二)一月から八月までの二条離宮拝観者は四三二名で、外国人の拝観が多かったと報じられている(細196)明治二五年一〇月二三日「拝観人多し」。

紙幅の都合上詳細は割愛するが、『京都市出新聞』にはその他にも二条離宮に隣接していた京都府監獄署に関する複数の記事や、猿猴小僧として名をはせた強盗山村栄次郎が二条離宮の馬場から逃走した記事(細82)明治一九年一〇月三日「猿猴小僧逃走せり」、大津事件(ロシアの皇太子ニコライ暗殺未遂事件)ニコライは事件の直前に二条離宮を拝観している(細144)明治二四年五月一日「露国皇太子殿下御遊覧」の贖罪として府庁前で自殺を図った畠山勇子が、死の直前に二条離宮を訪れた記事(細145)同日「勇子を乗せたる車夫の話」、などもあり、離宮時代の二条城をとりまく環境をうかがい知ることが出来る。

【注】

- (1) 井岡康時「府庁時代の二条城」『平成三〇年度 史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書(概要版)』第六章、二〇一八年)
- (2) 京都新聞創刊一一〇年記念事業実行委員会、社史編さん部会編『京都新聞一一〇年史』京都新聞社、一九八九年。
- (3) 明治期の障壁画作成担当者については中野志保「【作品紹介】二の丸御殿の明治障壁画」『研究紀要 元離宮二条城』第一号、二〇二二年)参照。
- (4) 銅像の原型は、明治三三年八月以前にはすでに製作が開始され、美術学校卒業生吉本辰吉がこれを手がけた『女鏡』第貳百拾号号、国光社、一九〇〇年)。
- (5) 小田龍哉「離宮時代の二条城」(元離宮二条城事務所編『令和二年度二条城歴史研修会「記録」』二〇二〇年)。行幸啓については本書所収降矢研究ノート参照。

研究ノート・資料紹介

二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察

降矢 淳子

【要旨】

本稿では、桂宮家と桂宮御殿の歴史を概観し、二条離宮本丸へ桂宮御殿が移築された経緯と、移築後の嘉仁皇太子（大正天皇）と裕仁皇太子（昭和天皇）の行啓時の宿泊所としての使用を明らかにした。従来、移築は明治天皇の命によるものだけでなく説明されてきた。しかしながらその実態は、大内保存や岩倉具視の京都保存計画と関係した京都の再整備として行われたものだった。さらに、徳川幕府の権威の象徴である二条城を離宮とし、皇室と深いゆかりを持つ桂宮御殿を移築して、皇太子の宿泊所としたことは、明治新政府による皇室を中心とした国家統治と無関係でなかった。

はじめに

現在、元離宮二条城の本丸には、御殿が建っている。この御殿は、京都御所今出川御門のそばにあった桂宮御殿の一部が明治天皇（一八五二―一九一三）の意向により移築されたものである。桂宮家は、豊臣秀吉（一五三七―九八）に実子の鶴松（一五八九―九一）が誕生したため、後陽成天皇の弟である智仁親王（一五七九―一六二九）が秀吉の猶子を解消されたことを契機に創設された。徳川家康（一五四二―一六一六）の築いた二条城に、豊臣秀吉にゆかりの深い桂宮御殿が、明治天皇の意向によって移築されたのである。

言うまでもなく、桂宮御殿と元離宮二条城の本丸には、それぞれの歴史が存在している。後水尾天皇（一五九六―一六八〇）の二条城行幸（一六二六）のために城域を拡張して新造された二条城の本丸御殿は、天明八年（一七八八）、市中の大火により焼失し、その後、再建されなかった。幕末期、徳川慶喜（一八三七―一九一三）の居室と考えられる建物があったが、明治一二年（一八七九）には大破した状況であった²⁾。その後、空き地となっていたが、明治二六年から二七年にかけて、桂宮御殿の一部が移築された。移築以前の本丸御殿の歴史については、これ以上、本稿で詳述しない。

本稿は、桂宮家と桂宮御殿の歴史を概観し、二条離宮の本丸へ桂宮御殿が移

築された経緯と移築後の行幸および行啓での本丸御殿の使用について述べたい。

一 桂宮家と桂宮御殿の歴史

宮家のうち、親王の宣下を世襲する家は、伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮の四宮家で四親王家と称され、皇統の備えとしての役割を担っていたとされる。桂宮御殿は、四親王家のうちの一つである桂宮が居住した屋敷であり、近世に建てられた親王家の宮殿建築を今に伝えるものとして大変貴重なものである。桂宮御殿の研究は、建築史、絵画史、歴史の各分野でされており、本稿は、各研究史を踏まえて総合的に概観しながら、「桂宮日記」³⁾等を用いて論述する。

ここでは、二条離宮本丸に移築された桂宮御殿今出川屋敷（以下、今出川屋敷）が建築されるまでと、桂宮家が断絶するまでに分けて、桂宮御殿の使用の歴史の一端を確認したい。

（一）宮家の創設から移築された今出川屋敷の建築まで（表1のNO. 1）

歴代当主が、桂宮御殿をいつどのよう使用したのか。それを知る手がかりとして、それぞれの当主が御殿に居住した期間を表1にした。桂宮御殿は、度々焼失しているが、その歴史を知ることが桂宮家と桂宮御殿を知る上で重要だと考える。

天正一十七年（一五八九）、初代の智仁親王は豊臣秀吉の猶子を解消されると、秀吉の奏請により三千石を知行として八条宮が創設され、同一八年屋敷に移徒した。この屋敷は、現在の内裏の内の皇后御殿あたりにあったと考えられる。後陽成院のための院御所が造営されるに先立って、他の公卿の邸地と共に収容され、慶長一〇年（一六〇五）に所司代から代わりの地として新たに渡されたのが、内裏の北の今出川御門そばの邸地であった。⁶これが今出川屋敷の始まりである。後陽成天皇は、智仁親王に譲位する意向であったが、徳川家康によって断念させられた。

二代智忠親王（一六一九―一六二）は智仁親王の子で、後水尾天皇の猶子となり、寛永六年（一六二九）に親王宣下がされ、中務卿に任ぜられた後、二品に叙された。後継に恵まれず、後水尾上皇の皇子である幸宮を養子として迎えた。明暦元年（一六五五）に親王宣下がされ三代穩仁親王（一六四三―一六五）となり、三品に叙されて式部卿に補任されるが、二三歳で病気のため薨去した。その後、四年間ほど宮家は空主となった。

後西天皇の皇子である一宮を養子に迎えて、寛文九年（一六六九）に親王宣下がされ、四代長仁親王（一六五五―一七五）となり、中務卿に補任されたが二〇歳で薨去した。五代尚仁親王（一六七―一八九）は、後西天皇の皇子で四代長仁親王の遺言で後嗣となった。長仁親王が薨去した同年の延宝三年（一六七五）に八条宮を相続したが、親王宣下がされたのは、九年半ほど後のことだった。弾正尹に補任されるが、病気のため一九歳で薨去した。霊元天皇は、元禄二年（一六八九）に生まれて間もない皇子の正宮に相続させ、八条宮を常磐井宮と改め、正宮を作宮（一六八九―九二）と改称した。しかし、親王宣下がされないまま薨去した。常磐井宮家は、相続する人が決まるまで家領等が変わりないようにすることとされ、幕府もそれを承諾した。作宮は、宮家を相続することが決まっていたが親王宣下なく薨去したため、継承者から除く。作宮薨去から約八年間空主となった。

霊元天皇の皇子富貴宮は、有栖川宮二代幸仁親王の養子となっていたが、養子を解消して常磐井宮家を相続した。東山天皇が、官号を京極宮と定め、元禄一〇年（一六九七）親王宣下が下された。六代文仁親王（一六八〇―一七一）は、

無品で兵部卿に補任され、同年、拝領した石薬師屋敷に移徒した。⁷以後、京極宮家は、今出川御門と石薬師御門のそばに二つの屋敷地を持ち、それは今出川屋敷と石薬師屋敷といわれた。

慶長一〇年（一六〇五）以降、初代智仁親王から作宮までの間は今出川屋敷が使われ、六代文仁親王の時に石薬師屋敷を拝領し、御殿が新造された。六代、七代の時期、石薬師屋敷が当主の住居になっていた間、住み手のいない今出川屋敷地は、「御覧紅葉」「桜花御覧」などに利用されていたと考えられている。⁸宝永五年（一七〇八）、文仁親王の子の若宮を東山天皇の猶子とし、翌年に文仁親王は一品を賜り、若宮は親王宣下がされて七代家仁親王（一七〇三―一六七）となった。文仁親王が薨去すると、家仁親王は式部卿の勅許が下され二品に叙された。家仁親王の皇子胡佐宮は、櫻町天皇の猶子になり延享二年（一七四五）に親王宣下が下され、八代公仁親王（一七三三―一七〇）となった。上総太守に補任、三品に叙され、後に二品に昇叙した。宝暦四年（一七五四）、公仁親王が閑院宮直仁親王娘の格宮と結婚したのを機に家督相続が行われ、家仁親王は今出川屋敷に移徒した。

この後、「宝暦六年の格宮薨去後も、家仁親王は今出川屋敷、公仁親王は石薬師屋敷に住んだが、宝暦九年に公仁親王が相君と再婚すると、今出川屋敷内に新たに奥方御殿を建てて同一年五月三日相君がここに移徒し、同年五月八日には家仁親王が石薬師屋敷に移り、一日には公仁親王が今出川屋敷に移った。すなわち、石薬師屋敷には家仁親王、今出川屋敷には公仁親王夫妻と、屋敷を交換した形となった。しかし、明和元年（一七六四）には家仁親王が今出川屋敷に同居し、石薬師屋敷は無住になった。」⁹とされる。

子供がいない公仁親王の容態が悪化すると、再び御家断絶の危機が訪れる。家司らは、家を相続させるべく願書を公仁親王の名前で出すなどした。公仁親王が薨去すると、京極宮家は、東宮に誕生した二宮に相続させること、家領は従前の通りになることとされ、それまでは相君が家主となった。天明八年（一七八八）、大火により今出川屋敷と石薬師屋敷ともに焼失し、¹¹翌年、家主の相君が薨去した。寛政二年（一七九〇）、次期当主を迎える日を待つべく石薬師屋敷が再建された。八代公仁親王が薨去してから約四十年間、空主となった。

文化七年（一八一〇）、光格天皇の第二皇子盤宮が誕生した。先約の通り、京極宮家相続の内慮を得て、桂宮と改められ親王宣下が下され、九代盛仁親王（一八一〇—一一）は、再建された石薬師屋敷に移徙した。しかし、半年足らずで薨去した。桂宮家の相続は、盛仁親王の相続前と同じにすることとされた。

光格天皇に猗宮（一八一六—一九）が誕生すると、桂宮家を相続するよう家が切望していることを願い上げた。光格天皇は、猗宮の成長を待つて、いずれ相続させる意向だったが、文政二年（一八一九）、猗宮は相続することなく薨去した。

天保六年（一八三五）、仁孝天皇の皇子幹宮が桂宮家を相続する事が決まると、家司は歓喜した。同七年、親王宣下がされて一〇代節仁親王（一八三三—三六）となり、石薬師屋敷へ移徙したが、ほどなく薨去した。この後、盛仁親王の薨去後と同様の措置が取られた。また、仁孝天皇に皇子胤宮が誕生したので、桂宮家を相続するよう家が願い上げたが、叶わなかった。

節仁親王が薨去すると再び空主となり、二五年間、主人を待つこととなった。この間、弘化元年（一八四四）に「今出川屋敷江御転造」願書などが出され、寛政五年までに建てられた「表御間」が、弘化二—四年頃に今出川屋敷の御書院として石薬師屋敷から移築された。⁽¹²⁾ また嘉永元年に車寄、玄関が、嘉永元年—同二年頃に御常御殿が新築されるなどして、今出川屋敷が整えられた。⁽¹³⁾ これこそが、現存する元離宮二条城本丸御殿である。

（2）桂宮家断絶まで（表1のNO. 2）

嘉永七年（一八五四）、新清和院様（光格天皇皇后）御旧殿内敏宮様（淑子内親王）御座所芝御殿より出火し、内裏が残らず類焼した。その際、今出川屋敷は類焼を免れ、新内裏が竣成されるまでの一年半ほど孝明天皇の仮皇居となった。内裏が竣成し、天皇が移徙した後の安政二年一月、その命により、今後も桂御所と称することを許された。⁽¹⁴⁾

その後も空主であった桂御所だが、安政七年（一八六〇）、孝明天皇の妹である和宮（後の親子内親王一八四六—七七）が徳川家茂（一八四六—六六）へ

降嫁することが決まると、和宮の住まいとして使用された。一二月二五日、徳川家茂の使いである酒井忠義が桂御所に参上し、和宮へ納采の礼を行った。文久元年一〇月、和宮は桂御所を發興し、関東へ下向した。⁽¹⁵⁾

文久二年、孝明天皇の姉である敏宮（後の淑子内親王（一八二九—八一））の相続が内定すると、家司は敏宮の相続と共に、以後、天皇に皇子が誕生したら養育させてほしいと願い上げている。敏宮が相続すると桂宮と称することとされ、桂御所の称号は従前の通りとされた。同年には、移徙に備え、靄沢探真ほか六名の絵師が「御絵御用」として出殿し、襖絵などの障壁画が作成された。慶応二年、敏宮は淑子内親王となり、一品・准三宮等を宣下され、文久三年四月、桂御所に移徙した。⁽¹⁶⁾ 明治五年（一八七二）、石薬師屋敷地が上地となり、桂宮家が所有するのは、今出川屋敷のみとなった。

明治天皇は、伯母である淑子内親王が薨去するまでの間、数回、今出川屋敷へ行幸した。明治五年六月の行幸は、親子内親王も来会した。午後五時に御所を出発し、六時に還幸するという手短な対面であったため、淑子内親王は、あらかじめ用意していた饗膳を御所に贈進している。⁽¹⁸⁾

明治政府の改革により公家は華族となり、東京へ移るか京都に残るか選択を迫られた。いずれにしても公家出身の華族は、新政府の下で要職に就くのは難しく、また天皇が東京に移ったことで職を失い困窮した。崩壊の危機にあった華族を統括するため、岩倉具視により明治九年宮内省部長局が設置され、四月一日に東京在住の華族を対象にした宮中侍候、五月三〇日に京都在住の桂宮祇候がそれぞれ設置された。侍候と祇候は、仕えるという意味で、具体的に桂宮祇候は、二五歳より五〇歳までの者が、今出川屋敷の淑子内親王の下で、一週間に一回、六人が一組になって交替で部屋の掃除や窓の開閉を行ったもので、四五家六二人の京都在住の華族が務めた。⁽¹⁹⁾ これは、華族の生活保護のために設けられたものであり、桂宮家が京都在住華族の中心的役割を担っていたことが伺える。一二月二八日に宮中侍候は宮中祇候、桂宮祇候は桂宮淑子内親王家祇候へと改められた。⁽²⁰⁾

明治一〇年二月、明治天皇は賀茂両社へ参拝した後、今出川屋敷に行幸した。九時ころ先詰として閑院宮が来訪し、一〇時二〇分皇太后と皇后が到着。一二

時こる御先詰の皇族、勅奏判、祇候華族、家令等に四脚門前で迎えられ、御休所において家令に会った。淑子内親王は、御居間において、皇族方等と対顔した。

午後二時、明治天皇と両后は御上段へ出て、淑子内親王は北の方の垂簾の内能を鑑賞した。演目は、翁・三輪・羽衣・安宅・正尊・殺生石で、皇族方等が共に鑑賞した。その後、酒宴が催され、明治天皇は午後一〇時に還幸した。⁽²¹⁾

明治一三年七月の行幸は、同一〇年の行幸と同じく能を催すよう要請された。

明治天皇は、午前八時三〇分、先詰の皇族山階宮と久迩宮、宮内書記官等に四脚門柵内外で迎えられ、北御書院一の間御休所の廊下で淑子内親王に迎えられて対顔し、名古屋製七宝焼菓子器一対に、伊勢国山田製産の金平糖と大阪製産の氷砂糖を盛ったもの等を贈った。午前一〇時から午後六時まで能が催された。御能組は、咸陽宮、夜討曾我、鉢木、小鍛冶、羅城門、狂言は二人袴、寝音曲、腰折、仁王、附祝言で、大臣、参議以下勅奏任官、内親王の招請に応じた京都在住皇族等が共に鑑賞した。夜討曾我が終わると中入を命じられ、この間、天皇が居間で皇族、大臣、宮御方等に対顔した。また、休所は、皇族方と勅任官が南面謁所、奏任官が東西鴈ノ間、内膳課が囲炉裏の間、等外仕人が北竹ノ間、判任官が南竹ノ間と南北菊の間、騎兵卒が小玄閤、歩卒小者が中ノ口、皇族大臣従者が車寄受付所北、乱舞大夫方が使者ノ間、同離子方狂言方が祇候詰所前北空地の仮建て屋に設けられた。⁽²²⁾

淑子内親王は、明治天皇に昼餐を勧め、親王及び大臣、参議以下に饗膳を設け、判任官以下に酒肴料を与えた。午後七時頃、天皇は還幸した。

明治一四年、後継のいない淑子内親王が薨去すると、桂宮家は断絶した。翌年には、祇候が廃された。⁽²³⁾

二 桂宮家断絶から二条離宮への移築まで（表1のNO. 3）

桂宮家断絶から二条離宮に移築されるまでの今出川屋敷の動向を述べる。

明治天皇は、明治一〇年の行幸の際、荒廃した御所周辺の状況を憂いて、京都府に資金提供をし、御所の保存と旧観の維持を命じた。この大内整備事業を引き継ぐ形で、明治一六年一月、岩倉具視は、京都皇宮保存に關し意見書を提

出し、それを請けて、皇宮の保存が計画された。『岩倉公実記』には「二五日具視京都二入り桂御所二館ス是ニ於テ具視随從ノ諸員及京都府知事北垣国道、大書記官尾越蕃輔、少書記官谷口起孝等ニ命シ各事務二分擔シ之ヲ調査セシム」とあり、今出川屋敷が岩倉具視の宿舎とされ、皇宮保存のための拠点とされたことがわかる。その綱領の中には、「一、桂宮ハ先朝假皇居ニ被充候御場所ニ付御内沙汰之次第モ有之御修覆之上保存ノ事」とある。「御内沙汰」とは、『明治天皇記』に、「曩に思召を以て、安政元年皇居炎上の際假皇居に充てたまひし旧桂宮御殿三階建御殿其の他を今出川門内より該離宮本丸の地に移し、以て先朝の遺跡を保存したまへり」とあることからも、今出川屋敷の保存に明治天皇の意向が大きく関わっていたことを示している。

また、意見書には「二条城ヲ宮内省ノ所管ト為ス事」、綱領には「二、二条城桂宮御別荘ノ両所ヲ以テ離宮ト被定御修覆ノ事」とある。二条城は、明治一九二六年に二条離宮となるが、その動きは明治一四年頃からあったことが指摘されている。⁽²⁶⁾同年一〇月に北垣国道が二条城を離宮に定め永く保存したいことを宮内省へ内申し、それを受けて右大臣岩倉具視が二条城内を一覧した。⁽²⁷⁾二条城を離宮にすることと今出川屋敷の移築は、淑子内親王が薨去したすぐ後から構想が練られたのではないかと推測される。

岩倉の保存策は、宮内省が関与する中で即位式・大嘗祭の京都開催、京都御所・二条離宮・桂離宮・修学院離宮の保存、賀茂祭・石清水祭の復興など、具体的に実を結ぶ。⁽²⁸⁾これは、近代化する京都を伝統保存志向へと転換させようとするものだった。その象徴となったのが、明治一六年（一八八三）に今出川屋敷に置かれた宮内省京都支庁で、京都府の北垣国道知事が宮内省大書記官を兼任し、さらに宮内省京都支庁長に就任した。明治一九年、宮内省京都支庁が廃され、縮小されて主殿寮京都出張所となり、桂宮御殿が引き渡され、家扶以下の職が解かれた。⁽²⁹⁾明治天皇の意向で行われた大内整備事業と、衰退した京都を復興させようとした岩倉具視の皇宮保存計画が、今出川屋敷の移築に大きく関わっていたといえる。

また、明治一〇年の行幸の際、明治天皇が京都在住の華族に対し歌会を奨励し、以後、今出川屋敷で月次歌会が開かれるようになる。それは、山階宮晃親

王を会長とした向陽会の設立へとつながり、今出川屋敷が移築される明治二六年まで開催された（細22⁽³⁰⁾）。

明治二〇年の京都への行幸啓で、一月から三月まで今出川屋敷が皇太后宮御所に充てられることになり、⁽³¹⁾ 畳の表替などの準備がされた。一月六日には、取締りを強化するため、御所および桂宮に限り昼夜交替勤番とされた。その際、二条離宮が非常御立退所と定められ、桂御所表門より二条離宮正門に至る距離が計測された（細86、91、93、94）。

淑子内親王薨去後、空主となった今出川屋敷は、岩倉具視の皇宮保存計画の拠点、月次歌会の場所、皇太后宮御所などとして使用された。明治天皇の意向で、岩倉具視の皇宮保存計画により保存されることになった今出川屋敷は、明治二六年（一八九三）から二七年にかけて、二条離宮に移築され本丸御殿となった（細213、221、222、245、250）。主要部分である、玄関・御書院・台所及び鷹之間・御常御殿の四棟が切り取られ、御常御殿が西に九〇度向きを変えた上、御書院の東から南へ位置を移されるなど、再編成されて移築された。⁽³²⁾ また、移築に伴って南の庭が、今出川通の北の旧二条邸庭園より樹木・下木・橋石・燈籠・庭石その他が移され、二条城内からは松立木・杉立木・小松を移し、本丸内に存した松立木・庭石等が利用され、作庭された（細238）。昭和一六年、御常御殿と台所を結んでいた三十軒廊下が撤去され、現在の姿になった。築地塀、御門の他、園池の遺構が、現在も京都御苑内に残る。⁽³³⁾

三 二条離宮本丸御殿への行幸と行啓

移築後、明治天皇は二条離宮本丸御殿へ一度だけ行幸した。また、皇太子時代の大正天皇（即位前を嘉仁皇太子、即位後を大正天皇と記す）と昭和天皇（裕仁皇太子）は、京都へ行啓の際に本丸御殿を宿泊所とした。ここでは、それぞれの行幸、行啓について触れ、どのように御殿が使われたのか、その一端について述べたい。

（一）明治天皇

明治二八年の行幸（細251、253）は、『明治天皇記』⁽³⁵⁾によると、明治天皇が三階に昇り、眺望絶佳なことを繰り返し喜び、御苑の改造、草木の栽植等を、ことごとく指示したとされる。現在の庭園は、この時の指示により再造成されたものである。また、明治天皇は、室名に「松鶴の間」「雉子の間」「雲鶴の間」と、三層楼の建物に、川田文学博士が選定した「呈寿」と「回縁」のうち「呈寿」を選び、命名した。宮内大臣の土方久元に「呈寿」という二文字を揮毫させ、文事秘書官の股野琢に「呈寿楼記」を撰文させて扁額を作成させた。この扁額は、明治天皇が確認した後、宮内省より回送されて本丸御殿に掲額され（細254）、現在も元離宮二条城事務所に伝来している。

明治三〇年四月、在京中に二八年の行幸で作庭などを指示した場所を確認するかもしれないとして、畳替えなどを行い準備されたが（細267、269、270、271、297）、同二八年より後、明治天皇が行幸することはなかった。

（二）大正天皇（嘉仁皇太子）

嘉仁皇太子の行啓時、本丸御殿が宿泊所となった（表2）。ここでは、主に『京都日出新聞』⁽³⁷⁾の記事を取り上げて、御殿がどのように使われたのか探る。まず、行啓でおおよそ行われる共通の事項を、次に行啓の年代順に特色のある事項を個別に挙げる。

二条離宮における行啓の準備は、⁽³⁸⁾ 主殿寮出張所によって行われた。各殿、庭園の掃除がされ（細342、474、478、550）、調度品などは、東京または御所から運び込まれた（細318、341、344、478、482、485、529、549）。二条離宮の水質が良好でないため、京都府の衛生課や警察部で水質検査を行い（細310、311、324、333、338、339、472、475、529）、御膳水は、京都御所の水を皇宮警守二名立会の上で汲取り、途中警衛して二条離宮に運搬された（細315、482）。

降り立つ駅は、二条停車場か七条停車場が使われ、華族等による送迎がされた（細313、326、345、409、414、482、485、487、489、495、529、534、536、554、563、539、515、559、560）。二条離宮などへの道筋は、白砂を撒き、各戸には国旗が掲げられ、街中は、障壁を築いたかのように賑わった（細349、486、487、489、495、515、552）。また、道筋の住人や警護者に伝染病患者がいなか注意が払われた（細

322、337、476、477、479、529)。

二条離宮本丸の御座所では、華族との対面や知事や議員、在京華族等多くの者が参殿し、拝謁した(細351、353、354、356、358、365、368、372、376、378、381、387、389、391、394、396、397、399、401、404、409、417、419、490、493、497、501、507、511、514、536、555、558)。嘉仁皇太子は、二条離宮を拠点として様々な場所を訪れており、中でも泉山(泉涌寺)への参拝は重要視された(細350、356、365、368、419、456、498、550)。二条離宮の拝観は、従来許可されているものの、行幸、行啓中は差止められ、還幸の後、後片付けが終わると、従前通り拝観が許可された(細278、289、316、323、343、478)。

明治三十一年、嘉仁皇太子の初めての二条離宮行啓が決まると、馬車舎・馬繫・浴室所及火所が新築され(細317)、馬車一輛、供奉官馬車一輛、馬四頭が馬車舎に入れられた(細321、329)。また、御座所には、農業などの様子を描いた襖が建てられた(細328)。宮内省官吏は、二条離宮正門から本丸正門外まで人力車で通行させることになった(細335)。一〇月三日に来京予定であったが、皇太子が不調のため延引され(細330、332)、その間に電灯の設備がない二条離宮門前と二条通堀川付近に、アーク灯を建設することが決まった(細347)。

一〇月一二日から一月九日の間、二条離宮を拠点に近郊の名所旧蹟を訪れ、また奈良に二泊するなどして清遊した。二条離宮内は電灯の設備がないので、夜は蠟燭と菜種油が使われた(細351)。購入した松・柘榴・菜莢の盆栽を、本丸の車寄に陳列したり(細351)、本丸の御座所を出て、稲葉・大迫両侍従、黒川武官長を随行し、徒歩で本丸の外廓を散歩したり(細358)、御座所で参殿した人に面会(細365)するなどして過ごした。また、東宮職に立花生花を披露するよう伝えられた池の坊宗匠は、高足の門人を従え「立花は大花瓶(池の坊所蔵古代銅器)二瓶、生花は六瓶を奉仕し、何れも御本丸奥書院に陳列」した(細377、379)。三井八郎右衛門は、自宅で飼育している鶴二羽を本丸庭園に放養した(細358)。滞在中、二条離宮正門内の皇宮警察出張所から本丸内主殿寮出張所員詰所へ電話線の架設工事がされた(細352)。

明治三十三年五月に九条節子と結婚し、結婚報告のため京都などを巡啓する。本丸大玄関正面には大時計を掛け、テーブル三脚を据え、中央のテーブルには

青洞大花瓶に松、菖蒲、葉牡丹を活け、その南手に松、北手に柘榴の盆栽を据え、廊下に白金巾が敷かれた(細490)。五月二十六日、二条離宮に到着すると、間もなく三層楼に登り、四山の風景を眺望しながら女官等を労った(細489)。伊勢神宮参詣の際、五十鈴川で皇太子自ら捉え二條離宮内で飼育していた二匹の錦蛙が覆網を抜けて飛び歩き、侍従達は追い廻し、やっと捕えた(細496)。

二七日、中田東宮主事が名代として貿易品博覧会及新古美術品展覧会へ赴き、皇太子が購入するだろうと指定した物品が二条離宮へ運ばれた。西洋蠟燭か種油が使われていたため織物類の色合いは昼間に確認された(細482、496)。また、本丸と東大手門との間に電話機が据え付けられた(細482、483)。三〇日、京都市へ慈恵費として金五千円が下賜され、内貴市長は知事官邸で受領の上、ただちに二条離宮に参殿して御礼を述べた(細504、507)。皇太子妃の頭痛のため、予定より二日延長して六月二日に還啓した(細505、508、510、515)。

明治三十三年一〇月の行啓では、御座所の廊下に主殿寮出張所で栽培した盆栽類が陳列された(細529)。一五日に到着すると、本丸車寄で人力車を下車し、中山大夫の先導で御座所へ入った。大玄関から御座所までの通路に、白金巾が敷詰められ、玄関の正面のテーブルに参殿簿が備えられた(細534)。一六日、起床後、愛犬を伴って庭を散策し、八時三〇分頃に人力車で外出した(細539)。滞在中、同年六月に張り替えられた二の丸御殿大広間の天井画を見て美麗だと述べた(細540)。一六日、還啓した(細535、539)。

翌月の十一月一九日、九州地方行啓の後、二条離宮へ到着した(細554)。京都美術協会より皇太子の成婚につき屏風一双が献納されて本丸御殿に運ばれ、鑑賞された(細561、564)。翌二〇日、呈寿楼の三階より四山の風光を眺望した後、人力車で六時四〇分に二条離宮を出門し還啓した(細563)。

明治三十六年五月、皇太子と同妃が第五内国勸業博覧会観覧のため行啓する模様だったが中止となった。同年一〇月二〇日、二条離宮に到着し、翌日に二の丸の御座所で高等官等に面会した。二三日、本丸車寄から人力車で出門し還啓した。

明治四〇年一月、皇太子・同妃が英照皇太后十年祭参拝のために来京し、二条離宮へ行啓する模様なので、主殿寮京都出張所は二条離宮内北手の空地に約

百坪余の仮建物を取急ぎ建築した。供奉員はすべて離宮内に宿泊する事となり、太夫及主事等は俵屋に外泊することになった。また、本丸内に電話の取り付けがされた⁽⁴⁴⁾。しかし、この時は、二条離宮への行啓はなかった。

明治四〇年六月、山陰を巡啓後の行啓で、御座所は、本丸階下西南隅の御殿、同妃はその後方の御殿が当てられ、寢室は階上と定められた。京都測候所は、両殿下滞京中に本丸内の臨時出張所を経由して、天気予報及び気象等を日々東宮職へ報告することとなった⁽⁴⁵⁾。すでに到着していた東宮妃が伏見文秀女王、万里小路御内儀監督を始め女官等を従えて車寄で出迎え、嘉仁皇太子は、午後五時三七分頃に御座所に入った⁽⁴⁶⁾。後日、二の丸御殿の勅使の間で勅任官、各宗官長等五〇名に、大広間で奏任官、有位有爵者、従六位勲六等以上の人々百三〇名と面会した⁽⁴⁷⁾。また、謁見所前の一室（三間半に四間、都合十四坪）に西陣織や島津製作所の機械など六〇五点の京都特産物が陳列され、後日、満足の意を表した⁽⁴⁸⁾。六月九日、還啓した⁽⁴⁹⁾。

明治四三年九月の行啓で、本丸内に主殿寮京都出張所、本丸車寄右側の一室に京都府出張所が設置された。車寄附近は、一面白砂を敷詰めて清潔に掃除され、大広間の正面には高さ二丈余の竹の心に常盤木を女夫挿しとし、絨氈の上には白布が敷詰められた。車寄に着くと、直ちに御座所に入った。京都在住華族、京都帝国大学総長等三百余名が参殿し、広い本丸車寄が一時、混雑した。銀閣寺より生花が献上され、御座所、謁見所、玄関先に飾られた⁽⁵¹⁾。一〇月六日、滋賀県巡啓のため、本丸車寄にて御料馬車に乗り、二条駅から汽車に乗り⁽⁵²⁾した。

翌年四月四日、御座所に入ると皇族方などと対顔し⁽⁵³⁾、翌日には二条離宮を出発、二条駅より汽車に乗車した⁽⁵⁴⁾。同年一月、第四・第十六師団對抗演習の見学のために来京し、二条離宮に行啓する模様なので、大手門内柵堀門の北手に臨時の郵便電信局員の出張所を設け、各地より来る郵便電信等の消毒所等を設置する事となり、京都府出張所は本丸の車寄の大玄関の南手の一室を借り受けた。一六日より還啓まで、日々京都測候所より二条離宮へ天気予報が伝えられた⁽⁵⁵⁾。一七日、車寄に到着すると、昇殿して御座所に入り、二三日、還啓した⁽⁵⁶⁾。

大正四年、大正天皇として即位・大嘗祭が終わると大饗宴が開かれた。その

場所は、「登極令に豊楽殿とあれど、今回は二条離宮二の丸の北方大手門内の松林を拓きて新造し、之に代へしめらる⁽⁵⁸⁾。」とある。旧皇室典範の天皇の踐祚・即位礼・大嘗祭・元号に関して規定していた旧皇室令である登極令に饗宴の施設として豊楽殿と定められているものの、二条離宮二の丸の北方大手門内の松林を拓いて新造し、これに代えるという意味で、皇室の饗宴場である豊楽殿を使わず、あえて二条離宮が選ばれたことがわかる。

大饗宴の際、大正天皇は京都御所を宿泊所とし、裕仁皇太子は本丸御殿を宿泊所とした。また、大正六年一二月の行幸啓でも京都御所を宿泊所とし、同二日に二条離宮で蹴鞠、柔道、剣道の野外での試合を観戦した⁽⁵⁹⁾。即位後は、本丸御殿に宿泊していないことから、京都御所は天皇の、二条離宮本丸御殿は皇太子の御殿だという位置づけがされたといえるだろう。

即位後は、明治天皇の陵墓へ勅使を遣わすなどして京都へ訪れることが少なく、二条離宮への行幸もほとんどされない。二条離宮本丸御殿は、嘉仁皇太子が健やかに過ごした場所であった。

(3) 昭和天皇（裕仁皇太子）

『昭和天皇実録⁽⁶⁰⁾』で、本丸が御座所になっていることが明確なのは大正七年のみで、その他は「御宿泊所二条離宮」など見える。しかしながら、大正七年の「工事録⁽⁶¹⁾」で本丸御殿が御座所となっていること、嘉仁皇太子が本丸御殿を宿泊所としたことから、裕仁皇太子も本丸御殿を宿泊所としたといえる。以下、その概要について述べる。

大正二年三月、伏見桃山陵の参拝のため、雍仁親王・宣仁親王同伴で京都に行啓した。二九日、本丸御殿で京都旅行中の朝融王・邦久王に対顔し、京都府知事大森鍾一等と面会した。四月四日まで京都御所をはじめ仏閣、京都帝室博物館、京都練兵場や京都市染織学校など京都市内の様々な場所を視察し、京都停車場で邦彦王と京都在住の多嘉王と対顔の後、還幸した。

翌年、三月一八日雍仁親王・宣仁親王を同伴で京都に行啓した。京都停車場で多嘉王の奉迎を受け、伏見桃山陵や泉涌寺を参拝し、動物園などを巡啓した。

二〇日、二条離宮より出発し大阪、神戸を経て江田島の海軍兵学校などに行啓

して二六日に二条離宮へ帰着した。翌日は、男山八幡宮へ参拝、平等院の見学などの後、二条離宮に戻り、二八日に還啓した。同年七月四日、伏見桃山陵の参拝のため京都に行啓し、馬車で二条離宮に入った。翌日、民間飛行家高左右隆之の操縦する飛行機が二条離宮の周囲を低空飛行したので、庭園に出て、その様子を観覧した。六日、還啓した。

大正四年四月一六日、京都と奈良を行啓のため、二条離宮に到着し、直ちに多嘉王と対顔した。明治天皇家等参拝後、三十三間堂、京都帝室博物館、清水寺、八坂神社などに、二〇日と二一日は日帰りで奈良に巡啓し、二二日、還啓した。同年一月八日、即位礼当日の賢所大前の儀及び紫宸殿の儀に参列のために来京し、馬車で二条離宮に入った。御書院に拝謁所、御常御殿に御座所が設けられた。⁶⁶⁾ 一二日、儀式を終えて還啓した。

大正七年四月二日、歴代御陵参拝のため京都方面に行啓し、二条離宮へ入った。到着後、守正王第十六師団長・多嘉王に対顔した。この行啓では自動車を、使用し、明治天皇家や滋賀県の園城寺、瀬田の長橋などを巡啓した。また、二の丸御殿黒書院において京都在住旧堂上華族の伯爵勸修寺経雄・同治泉為系以下一六名と面会し、前庭において蹴鞠保存会による蹴鞠を観覧した。

大正八年、成年式済了につき神宮並びに山陵参拝のため、五月二二日、二条離宮へ到着。多嘉王に対顔し二五日まで滞在した。大正九年三月二三日と同一年一月四日は、二条離宮に入り、翌日、奈良に向かって発った。大正一〇年二月、三重県から二条離宮に入り、翌日、奈良に向かって発った。同年九月一二日、自動車で二条離宮に入り、京都帝国大学名誉教授中沢岩太以下約五百名の有資格者に面会し、四時三五分大宮御所に還啓した。一四日までの滞在期間中、大宮御所を拠点に京都市内を巡啓した。大正一一年七月二九日、明治天皇一〇年式年祭山陵の儀に参列のため京都に行啓した。宿泊所の大宮御所を拠点とし、三一日、還啓した。大正一四年五月の京都大阪方面の行啓も、大宮御所が拠点となった。

大正一〇年九月以降は、二条離宮本丸御殿でなく、大宮御所が宿泊所となった。

おわりに

元離宮二条城の本丸に今出川屋敷が移築されたのは、偶然ではない。桂宮家は、皇統の備えとして、断絶の危機を乗り越えながら家を存続させた。安政元年、火災により皇宮が焼失すると類焼を免れた今出川屋敷が仮皇居とされたこと、明治に入り混乱する京都在住公家の救済策として天皇の代わりに桂宮家への祇候がされ、今出川屋敷が京都在住公家の拠り所になっていたであろうこと、明治二〇年の行幸啓で皇太后の宿泊所とされたことなど、今出川屋敷は皇室とゆかりが深いものだった。

東京に移った明治天皇は、京都における御所の保存と旧観の維持を願った。それを受けて、大内整備事業によって京都御所が整えられ、岩倉具視によって京都全体の復興が図られ、皇宮保存に関する二四か条が作成された。その中に、明治天皇の意向により今出川屋敷を修復の上保存することと、二条城を離宮として修復することという条文がある。これが、今出川屋敷の移築の起点となったといえる。二条離宮となった本丸に今出川屋敷を移築するという構想は、淑子内親王の薨去後すぐに明治天皇、岩倉具視、北垣国道知事らによって練られていたのではないかと考えられる。それが実現したからこそ、移築直後の明治二八年の行幸は、明治天皇の本丸御殿に対する強い思い入れを示すものになったのではないかと思われる。

また、本丸御殿は皇太子の宿泊所とされ、度々、使用された。特に、嘉仁皇太子の生き生きとした様子が史料から伝わる。徳川幕府の権威の象徴である二条城を二条離宮とし、皇室と深いゆかりを持つ今出川屋敷を移築して、皇太子の宿泊所としたことは、明治新政府による皇室を中心とした国家統治と無関係でなかった。

【注】

(1) 呼称について、江戸時代は「二条城」、離宮時代は「二条離宮」、現在は「旧二条離宮(二条城)」または「元離宮二条城」とされている。本稿では、その時代区分に沿い、また以下、「元離宮二条城」を用いることとする。

- (2) 西和夫、荒井朝江「幕末・明治初期に二条城本丸に存在した徳川慶喜の「居室」について」『昭和六十二年日本建築学会関東支部研究報告集』(日本建築学会関東支部)
- (3) 『皇室制度史料 皇族四』(吉川弘文館、一九八六年)、本稿の一章(1) 宮家の創設から移築された今出川屋敷の建築までにおいて、特に註をつけたものを除き、親王宣下、補任、薨去など、これを典拠とした。
- (4) 建築史は、澤島英太郎・吉永義信『建築新書』4「二条城」(相模書房、一九四二年)、大森健二「二条城の建築について」『元離宮二条城』(小学館、一九七四年)、藤岡通夫「二条城本丸御殿」『新住宅』昭和四三年二月号、通巻第二五九号(新住宅社、一九六八年)、平井聖「二条城本丸御殿」『日本建築史基礎資料集成 十六、書院II』(中央美術、一九七四年)、荒井朝江、西和夫「桂宮家の中筋御殿について―元禄・宝永期の造営と今出川屋敷との関連など―」『昭和六十二年 日本建築学会 関東支部研究報告書』(以下、荒井・西①)、小沢朝江「桂宮家の今出川屋敷・石薬師屋敷における御茶屋について―第七代家仁親王時代の様相と桂離宮の御茶屋との関連―」(日本建築学会大会学術講演梗概集、一九九三年九月)があり、荒井朝江、西和夫「二条城本丸旧桂宮御殿の前身建物とその造営年代について―桂宮家石薬師屋敷寛政度造営建物と今出川屋敷への移築―」『日本建築学会計画系論文報告集』第三八七号、一九八八年五月(以下荒井・西②)は、『重要文化財二条城本丸御殿御常御殿修理工事報告書 第八集』(元離宮二条城事務所、一九九〇年)(以下、『修報』とする)に加筆、再録されている。また、『重要文化財二条城本丸御殿・御書院・台所・鷹之間修理工事報告書 第六集』、『重要文化財二条城本丸御殿玄閣修理工事報告書 第七集』(元離宮二条城事務所、それぞれ一九八四年、一九八六年)がある。障壁画を研究したものに、西和夫、津田良樹、小沢朝江「二条城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画について―桂宮家御殿造営と御出入絵師(1)―」『一九九〇年度 日本建築学会 関東支部研究報告書』17)、西和夫、津田良樹、小沢朝江「桂宮家の御出入絵師について―桂宮家御殿造営と御出入絵師(2)―」『一九九〇年度 日本建築学会 関東支部研究報告書』18)、武田恒夫氏「障壁画 二之丸御殿大広間、式台、御書院、本丸御殿」『元離宮二条城』(小学館、一九七四年)がある。歴史では、所功・橋本富太郎「宮内省編『桂宮実録』淑子内親王実録」鋼文『藝林』(第六十一巻第2号、二〇一二年一〇月)、若林正志「日本史上の親王・宮家に関する基礎研究―近世の桂宮家を中心に―」(二〇一四年)、『平成30年度史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書(概要版)』(株)シー・ディー・アイ、二〇一八年三月)(以下『歴報』とする)がある。
- (5) 宮内庁書陵部が所蔵する「桂宮日記」(以下、「桂」とする)は、『図書寮典籍解題歴史編』(養得社、一九五〇年)によると、元禄元年一〇月より明治一九年二月までの一九九年間、書き継がれた家司の日記で、桂宮五世以後の記録で、その前四世を欠くが、親王家の日記としては、最も長期にわたるもので、宮家断絶まで継続された唯一の記録であるとする。家司が過去の記事を参考にしたこと、また将来の参考にするために日記が書かれことは、他の公家に伝来する日記と同様の性質のものであることはいままでもない。また、近年『四親王家実録26桂宮実録 第七巻』(吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光監修、ゆまに書房、二〇一七年)(以下『桂実』とする)が刊行され、桂宮家のおおよその歴史の流れを知ることができるようになった。
- (6) 前掲(4) 平井論文に同じ。
- (7) 当主とするため養子を迎えた場合、宮家を相続した後、親王宣下が下され、御殿に移徙した。また、作宮は親王宣下なく薨去し、当主とされない。これらの事例から、御殿に移徙した年が明確でない場合、親王宣下が下された年を御殿に移徙したものとし、表1を作成した。
- (8) 前掲(4) 荒井・西①論文
- (9) 前掲(4) 荒井・西②論文。また、荒井・西①の論文で今出川屋敷は御本屋敷とも、石薬師屋敷は御添屋敷、中筋御殿とも称されたことを述べている。
- (10) 前掲(9)に同じ。また、相君とは紀州徳川家姫君のことで、後の靈光院。「桂」は相君または寿子と記す。
- (11) 前掲(10)に同じ。
- (12) 前掲(11)に同じ。
- (13) 前掲(12)に同じ。

- (14) 「桂」嘉永七年四月六日、「桂」安政二年一月二七日
- (15) 「桂」安政七年二月二三日他、『岩倉公夷記』(財団法人岩倉公旧蹟保存会、一九〇六年九月一五日)(以下『岩』とする)上巻四六五頁、四八〇頁
- (16) 「桂」文久二年二月五日、文久三年四月二七日
- (17) 『桂実』第七卷明治五年三月四日
- (18) 『明治天皇記』(吉川弘文館、一九六九年)第二一六九八頁、(以下、『明』とする)
- (19) 刑部芳則『公家たちの幕末維新 ベリー来航から華族誕生へ』(中公新書二四九七、二〇一八年、中央公論新社)
- (20) 前掲(19)に同じ。
- (21) 『桂実』第七卷明治一〇年二月三日、『明』第四一三四頁、「桂」明治一〇年二月一日。また、今出川屋敷の御書院は、畳を外すと能舞台になる構造となっている。ここでは、本文に挙げた他に、「桂」明治七年四月七日、『桂実』第七卷明治九年四月二八日、「桂」明治一一年五月二二日に能を催していることが確認できる。また、「明治天皇と両皇后は御上段に出て、淑子内親王は北の方の垂簾の内にて御覧」と場所を述べており、他にも同じように場所を示す史料を確認できる。本稿は、史料に記載されたままの室名等を記して歴史的事象を確認するにとどめ、その場所が御殿のどこにあたるか同定することとせず、別稿に期したい。
- (22) 「桂」明治一三年七月一六日、『桂実』第七卷明治一三年七月一七日
- (23) 「故淑子内親王家祇候廃止ノ件」『公文録』(明治一五年一月一日、太政官、国立公文書館デジタルアーカイブ)、『桂実』第七卷三三三―三三四頁
- (24) 『岩』下巻九九八頁、九九六頁、九九九頁。
- (25) 『明』第八一八二〇頁
- (26) 『歴報』一五頁
- (27) 前掲(26)及び「塵海」(塵海研究会編『北垣国道日記「塵海」』思文閣出版、二〇一〇年)三頁、二七七頁
- (28) 小林丈広『明治維新と京都―公家社会の解体―』(臨川書店、一九九八年)一三四頁、高木博志『近代天皇制と古都』(岩波書店、二〇〇六年)
- (29) 『歴報』一六頁、『明』一六年一〇月二日条、『桂実』第七卷三三一―三三三
- (30) 『京都日出新聞』の記事で本紀要に編年史料が掲載されているものは細目次の番号(細22)のように番号を付し、掲載のないものは註に『新聞』年月日と記した。『京都日出新聞』については、本紀要の「解題」で杉谷理沙氏が来歴を記す。これは、京都屈指の新聞と評価され、社会情勢を反映した史料と位置づけられるものである。また、向陽会は長福香菜「明治期における華族と御歌所の和歌活動―興風会・向陽会―」(『西日本国語国文学』第六号(西日本国語国文学会、二〇一九年)が詳しい。
- (31) 「工事録明治二〇年」(宮内公文書館所蔵)、皇太后の滞在期間を「細34」は、六月までとするが、これは時を遡って記しており「工事録」が正しい。
- (32) 『修報』第六集三六頁、第八集二頁と八二頁。また、台所はもと御清所とされた建物をカマド等を廃して全面拭板張とし、鷹の間は柵・押入を西室に移した上、台所に取付け、車寄の改造と御常御殿三階控の間の増築等がされた。『新聞』明治四一年一月二九日には、移築工事を請け負った建築業三上吉兵衛の事績が紹介されている。
- (33) 『修報』第八集六八頁、三七頁、一般財団法人国民公園協会京都御苑 <http://www.kyoto.or.jp/kyoto/place/history/>。また、「細25」には、移築されなかった部分に向陽会と桂宮御霊祇御祭典事務所として活用されたことがわかる。
- (34) 中谷至宏「象徴の場、維新後の二条城」『江戸東京はく物館開館20周年二条城展』(京都市、読売新聞社、博報堂DYメディアパートナーズ、二〇一二年)は、二条離宮を「明治新政府にとっての国家統治に欠くことのできない皇室を意義づける場所」と指摘している。
- (35) 前掲(25)、『大正天皇実録 補訂版巻一』第六(ゆまに書房、平成二八年、令和三年)(第一巻五〇一頁)(以下、『大』とする)に「去る明治二六年桂離宮の一部建物を移して移築、新築謁見所と云ふ。」とある。「桂離宮」は「桂宮御殿」の誤りで、移築後に新築謁見所とされたことがわかる。
- (36) 二点の扁額は以下の通り。「呈寿」、「明治二十八年五月二二日征清大総督／彰仁親王凱旋至京都明日／上幸二條離宮之別殿殿旧桂親王第／在今出川門内嘉永甲寅之災嘗充／皇居曩者 勅移建於此脩補以存／先朝遺踪育室有堂樓架其南登臨廓／清霞峯煙巒透迤扯列争呈寿色／觀覽教時 天顏有喜顧自客歲滿清／

- 啓寛宵吁 軫憂 大轟西征駐 躡於／広嶋八閩月 神算靡遺天祐有徵陸／戮封豕海屠長鯨毀彼金湯奪彼鎖輪／於是彼勢屈乞和割壤納償鄰好復旧／風雲方収督府奏凱始有此 御游／命臣塚撰楼名塚恭吹呈寿二字奉乃／使宮内大臣土方久元書之以顔楼楣／於戲征清仏統振古無比 聖徳伴日／月 皇威震天地遭斯盛世億兆歡杯／嵩呼万歳則豈翅峰巒之呈寿色而已／哉塚扈 躡咫尺窃喜 宸襟有伸也／謹作呈寿楼記／ 文事秘書官正四位勲三等 臣股野塚。また前掲(4)『歴報』によると「二条離宮本丸之図」(宮内庁書陵部蔵)に、「旧「御寝之間」は「雉子之間」に、旧「使者之間」は「溜ノ間」になど新名称が朱書きの付箋で示されている」とある。
- (37) 『京都日出新聞』来歴と細目次番号、註については、前掲(30)の通り。なお、共通する事項の出典は、細目次番号のみ挙げる。
- (38) 宮内省からの行啓の連絡は、主殿寮京都出張所並びに諸陵寮京都出張所へ直前に通知が来るので、関係各所は同行を察知し、それぞれが事前に準備した(細277、434、437、474)。
- (39) 京都停車場とも
- (40) 奉迎や対顔、拝謁した人物の数は多いため、本稿では個別に触れない。
- (41) 『新聞』明治四四年四月七日
- (42) 『新聞』明治三六年三月二十九日、同五月八日、同五月一〇日、同五月一日、同五月一九日、同五月二三日
- (43) 『新聞』明治三六年一〇月二二日、同一〇月二四日
- (44) 『新聞』明治四〇年一月一日、同一月五日、
- (45) 『新聞』明治四〇年六月二日、同六月三日、同六月六日
- (46) 『新聞』明治四〇年六月五日、同六月七日
- (47) 『新聞』明治四〇年六月八日
- (48) 『新聞』明治四〇年六月四日、同六月五日、同六月七日、同六月八日、同六月九日、同六月一〇日、同六月一日
- (49) 『新聞』明治四〇年六月一〇日
- (50) 『新聞』明治四三年九月二六日
- (51) 『新聞』明治四三年九月二九日
- (52) 『新聞』明治四三年一〇月六日、同一〇月七日
- (53) 『新聞』明治四四年四月五日
- (54) 『新聞』明治四四年四月五日、同四月六日
- (55) 『新聞』明治四四年一月二日、同一月一日、同一月二日、同一月六日
- (56) 『新聞』明治四四年一月一七日
- (57) 『新聞』明治四四年一月二三日
- (58) 『大』第四、三九三頁
- (59) 『大』第五、一四五頁
- (60) 『昭和天皇実録』(東京書籍株式会社、二〇一五年)。三章(3)は、これを出典とする。
- (61) 「工事録大正四年」(宮内公文書館所蔵)。また同史料で両皇子の行啓があったことがわかる。両皇子とは、大正二年、同三年に裕仁皇太子と共に行啓した雍仁親王・宣仁親王だと考えられる。
- (62) 前掲(61)の史料と同じ。

表1 桂宮御殿と二条城（二条離宮）本丸御殿の使用について

年号	西暦	院号	当主・家主	薨去	石薬師屋敷	今出川屋敷	二条城（二条離宮）本丸	
天正17	1589	八条宮	1. 智仁親王				(御殿新造)	
慶長10	1605					(今出川屋敷地拝領)		
寛永3	1626							
寛永6	1629	八条宮	2. 智忠親王	智仁親王薨去				
明暦元	1655	八条宮	3. 穩仁親王					
万治4	1661					(火事で焼失)		
寛文2	1662			智忠親王薨去				
寛文5	1665			穩仁親王薨去				
(約4年間、空主)								
寛文9	1669	八条宮	4. 長仁親王					
延宝3	1675			長仁親王薨去				
延宝8	1680					(火事で焼失)		
(約9年半の間、空主)								
貞享元	1684	八条宮	5. 尚仁親王					
元禄2	1689	常磐井宮	(作宮)	尚仁親王薨去				
元禄5	1692			(作宮薨去)				
(約8年間、空主)								
元禄9	1696	京極宮			(石薬師屋敷拝領、富貴宮 (6. 文仁親皇) 相続)		(「御覧紅葉」「桜花御覧」などに利用)	
元禄10	1697	京極宮	6. 文仁親王					
宝永5	1708					(火事で焼失)		
宝永6	1709							
宝永7	1710							
正徳元	1711	京極宮	7. 家仁親王	文仁親王薨去				
延享2	1745		胡佐宮 (8. 公仁親王) 親王宣下					
宝暦4	1754	京極宮	8. 公仁親王		(公仁親王妃格宮薨去)	(公仁親王居住)		
宝暦6	1756					(家仁親王移徒)		
宝暦9	1759					(再婚、奥方御殿新造後、移徒、公仁親王移徒)		
宝暦14	1764					(家仁親王が同居)		
明和4	1767			家仁親王薨去				
明和7	1770		家主公仁親王妃	公仁親王薨去				
(公仁親王薨去以後、約40年間空主)								
天明8	1788				(石薬師屋敷、今出川屋敷共に焼失)		(御殿焼失)	
寛政元	1789			公仁親王妃薨去				
寛政2	1790					(再建)		
寛政3	1791							
寛政5	1793							
寛政7	1795							
寛政12	1800							
文化7	1810	桂宮	9. 盛仁親王					
文化8	1811			盛仁親王薨去				
(約25年間、空主)								
天保7	1836	桂宮	10. 節仁親王					
天保8	1837			節仁親王薨去				
(約25年間、空主)								
天保15	1844							
弘化1	1844							
弘化4	1847					(御書院移築)		
嘉永元	1848					(御常御殿など新造)		
嘉永2	1849							
安政元	1854					孝明天皇仮皇居		
安政7	1860					皇女和宮、居住		
文久1	1861							
文久2	1862	桂宮	11. 淑子内親王					
文久3	1863					淑子内親王移徒		
慶応3	1867							
慶応4	1868							
明治元	1868							
明治5	1872				(上地)	6明治天皇行幸		
明治10	1877					2明治天皇行幸		
明治13	1880					7明治天皇行幸		
明治14	1881	桂宮家断絶	淑子内親王薨去					
明治20	1887					1~3皇太后宮御所		
明治25	1892							
明治26	1893							
明治27	1894							
(今出川屋敷移築)								
明治28	1895						⇒ (今出川屋敷移築)	
明治31	1898							
明治33	1900							
明治36	1903							
明治40	1907							
明治43	1910							
明治44	1911							
大正2	1913							
大正3	1914							
大正4	1915							
大正6	1917							
大正7	1918							
大正8	1919							
大正9	1920							
大正10	1921							

※御殿へ移徒した年がわからないものは、親王宣下が下された年を移徒したものとした。

※親王宣下が下された年は『皇室制度史料』（皇族四、吉川弘文館、昭和61年）を典拠にした。

※8代公仁親王の移徒については、本文註(4) 荒井・西②論文と『修報』第八集を用いた。

※居住、行幸、行啓の他、特に必要な事項については、括弧書きで補った。

※宿泊した月を記し、嘉仁皇太子の宿泊所は「嘉泊」、裕仁皇太子は「裕泊」、雍仁親王と宣仁親王は「雍・宣泊」とした。

※大正4年7月は、本文註(61)の史料に「両皇子」と記載が見られ、大正2年、3年に裕仁皇太子と共に行啓した雍仁親王と宣仁親王であると考えられる。

表2 今出川屋敷（桂宮御殿）および二条離宮への行幸・行啓一覧

明治天皇行幸

年	月日		訪問場所	参考文献
明治5	6.1	—	今出川屋敷	『明』
明治10	2.3	—	今出川屋敷	『明』
明治13	7.17	—	今出川屋敷	『明』
明治28	5.23	—	二条離宮本丸	『明』『官』

※『明治天皇記』は『明』とする。

※『官報』第3569号（国会図書館デジタルコレクション，1895.5.25）は『官』とする。

嘉仁皇太子（大正天皇）行啓と行幸

年	月日		宿泊場所	参考文献
明治31	10.12	11.9	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治33	5.26	6.2	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治33	10.15	10.16	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治33	11.19	11.20	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治36	10.20	10.23	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治40	6.4	6.9	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治43	9.26	10.6	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治44	4.4	4.5	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治44	11.17	11.23	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
大正4	11.16、17	—	京都御所（即位式の大饗宴のため二条離宮に行幸）	『大』
大正6	11.5	—	京都御所（二条離宮へ行幸）	『大』

※『大正天皇実録』は『大』、『京都日出新聞』は『日』とする。

※宿泊場所は『大』には「二条離宮」等と記すのみで、『日』により本丸御殿を補った。

※月日は、二条離宮本丸御殿の滞在期間である。

裕仁皇太子（昭和天皇）行啓

年	月日		宿泊場所	参考文献
大正2	3.29	4.4	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正3	3.18	3.28	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正3	7.4	7.6	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』※1
大正4	4.16	4.22	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正4	11.8	11.12	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正7	4.2	4.8	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正8	5.22	5.25	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』※2
大正9	3.23	3.24	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正9	11.4	11.5	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正10	2.23	2.25	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正10	9.12	—	大宮御所（二条離宮へは9.12に行啓）	『昭』『裕』

※『昭和天皇実録』は、『昭』とする。

※『裕仁親王御成行啓年表稿Ⅲ』岩壁義光『書陵部紀要』第58号 平成18年度（平成19年3月刊行）は、『裕』とする。

※宿泊場所は『昭』に「御宿泊所二条離宮」、『裕』に「二条離宮〔御泊〕」等と記すのみだが、本文で述べた通り大正4、7年に本丸に宿泊したことがわかること、嘉仁皇太子が本丸に宿泊したことから全て「二条離宮本丸御殿」とした。

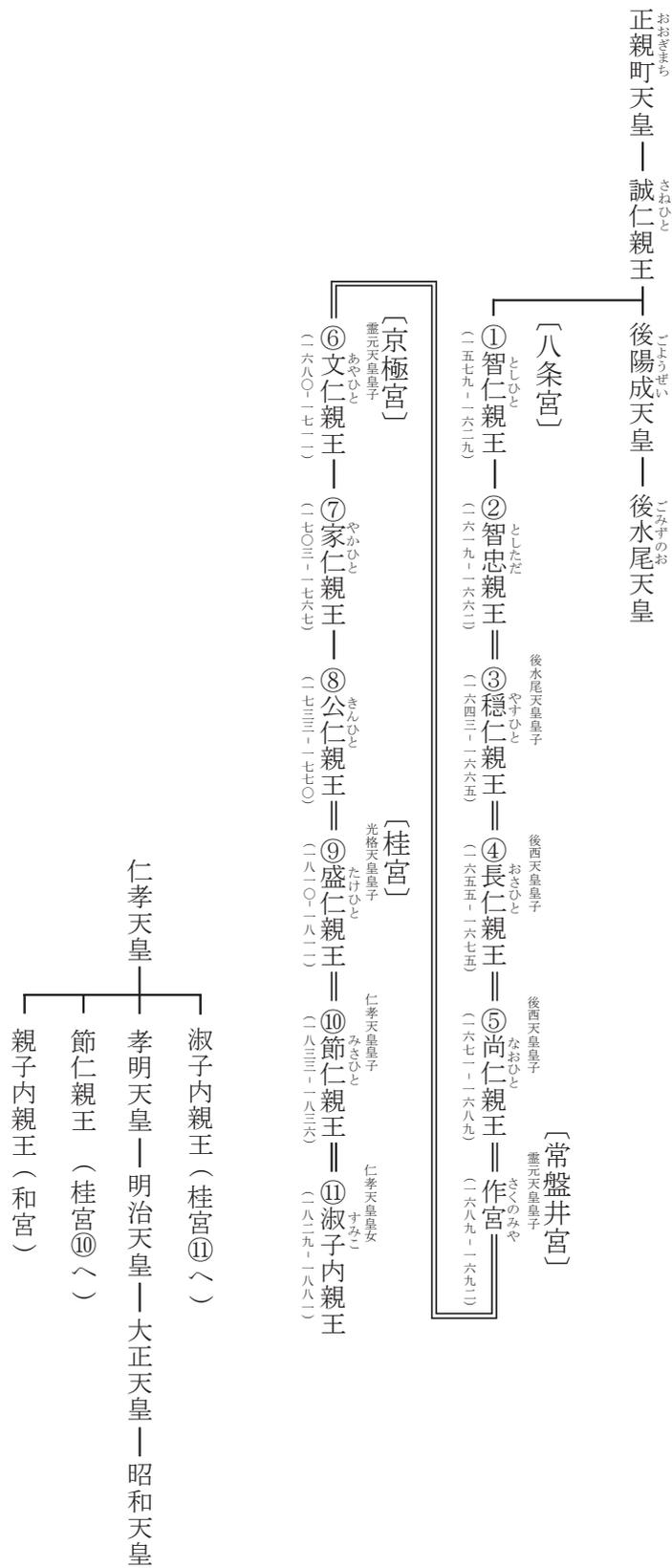
※月日は、二条離宮への滞在期間である。

※『裕』は大正4年12月11日から同14日まで滞在したとするが、『大』では確認できないので省く。

※1.『裕』は7月4日から7月7日とする。

※2.『裕』は5月23日から5月25日とする。

八条宮・常盤井宮・京極宮・桂宮関係系譜（――実子、――養子）



「二丸御殿御絵間数之覚」解説（京都大学附属図書館蔵「二条御城中御本丸二丸御殿御絵間数之覚」のうち）

松本直子

はじめに

本稿は、京都大学附属図書館所蔵の中井家文書のうち、「二条御城中御本丸二丸御殿御絵間数之覚」（京都大学貴重資料デジタルアーカイブに掲載）から、二之丸御殿の内装、すなわち障壁画、飾金物、欄間彫刻などについて記した「二丸御殿御絵間数之覚」の解説である。本史料は、『元離宮二条城 研究紀要』第一号の「元離宮二条城編年史料 近世編 一 編年史料」の204として収録されているが、今回、解説を作成するにあたって、一部句読点や文字の修正を行った。本史料の表紙上書には、「天保十四癸卯年十月三日」に、大坂城の修復の見分のため、（大坂城の）御大工頭村上与五郎が上京して中井家に依頼したために、「書留」を写し、同月一九日に絵図に添えて差し遣わせた控えである旨が記されている。よって、本史料の作成年は天保一四年（一八四三）であるが、天明の大火（一七八八年）で焼失した本丸御殿の内装も詳しく記述されていることから、写し作成の参照元となった「書留」は、天明の大火以前の記録であると判断できる。

本解説は、本文の事項に係る以下について、脚注形式で記した。①現存する二之丸御殿との異同。また現状のように変更された時期や背景が分かる場合はその詳細。②簡略化して記している箇所の詳細。③現在までの先行研究によって明らかになっている事項。なお、①のうち、長押上の飛入欄間彫刻及び杉戸上の彫刻欄間の現状との異同については、脚注ではなく別表1に、②のうち、飾金物については、同じく別表2に示した。

一 「二丸御殿御絵間数之覚」中表紙と貼付文書

〔中表紙〕
「二丸御殿御絵間数之覚」

〔貼付文書〕
御車

台徳院様

権現様

大猷院様

一、御玄閑

一、遠侍間

一、殿上之間⁽²⁾

一、御式台裏之間⁽⁴⁾

東之方杉戸

一、御式台之間

一、大広間

彫物 左左吉⁽⁵⁾

一、蘓鉄之間

一、御黒書院⁽⁹⁾

南之方杉戸濡鷺⁽¹⁾

一、御座之間⁽¹²⁾

一、御庭廻

×

〔1〕 遠侍筆者は、「二条御城御指図（二条城建物古図）」（宮内庁書陵部所蔵）では、「真設、道味」と記録されており、「真設」は狩野真説甚之丞（一五八三〜一六二八）を

指し、土居次義氏はこの説を採っている（土居次義『障壁画』『元離宮二条城』小学館、

一九七四年）。江戸期の資料で狩野山楽（一五五九〜一六三五）筆とするのは、これ

が初出か。

〔2〕 現「勅使の間」のこと。本史料及び宮内庁書陵部蔵「二条御城御指図」では、「殿上の間」、

大阪市立住まいのミュージアム寄託中井家文書「二條御二之丸」では、「御遠侍御

〔朱巻〕
天保十五年五月十四日

御殿番小頭井上

伝八郎書取呉候写

御絵 山楽⁽¹⁾

弟子絵⁽³⁾

探幽⁽⁵⁾

山嵐⁽⁶⁾

探幽⁽⁷⁾

探幽

弟子絵

尚信⁽¹⁰⁾

興意⁽¹³⁾

遠州好⁽¹⁴⁾

- 上段」と記される。
- (3) 筆者について、土居次義氏は甚之丞説を採り（土居一九七四）、山根有三氏は狩野長信を採る（山根有三「狩野興以の法橋時代の画風について 名古屋城・二條城障壁画 筆者の再検討を背景に」『国華』第二二六四号、国華社、二〇〇一年七月）。
- (4) 現在「老中の間」と呼ばれる。
- (5) 狩野探幽（一六〇二〜七四）のこと。なお、老中の間三の間の筆者は狩野興以（？〜一六三六）とする説が有力で、老中の間一の間、二の間の間も興以に近い絵師とされる（山下善也「二の丸御殿における狩野興以の役割 老中の間と黒書院の障壁画をめぐって」『国華』第一三〇〇号、国華社、二〇〇四年）。
- (6) 「山嵐」は筆者ではなく、杉戸の画題を記している。杉戸とはめ込みの板絵及び重要文化財に指定されている室内の障壁画の原画は、現在、御殿から取り外している。御殿から取り外す前の位置と向きは、重要文化財に指定された昭和五七年時点を基準とし、これを「現状」と記す。一方、寛永三年（一六二六）当初の杉戸の位置と向きは「当初」と記す。「山嵐」の杉戸絵は現状位置と一致する。以下、杉戸の位置と向きについては下記を参照のこと。松本直子「二條城二の丸御殿の内部装飾の全体構想について ―廊下杉戸絵を中心に―」（『鹿島美術研究』年報第三六号別冊、二〇一九年）。
- (7) 本史料や他の江戸期の指図でも探幽筆と記されるが、山楽説も提唱されている。（鬼原俊枝『幽微の探求…狩野探幽論』大阪大学出版会、一九九八年、野田麻美編『徳川の平和―年の美と叡智―』静岡県立美術館、二〇一六年、一八二頁）。
- (8) 大広間の欄間彫刻の作者名と思われる。「左左吉」については不明。
- (9) 江戸時代に作成された二條城の指図や『寛永行幸記』等の史料では、黒書院は「小広間」と記されるが、本史料や京都市立大学附属図書館所蔵の中井家文書中の二條城の指図では、「御黒書院」と記されるものもある。なお、文久三年（一八六三）の徳川家茂（一八四六〜六六）上洛時の記録『昭徳院殿御上洛日次記』等、幕末の記録では「黒書院」と記される。
- (10) 狩野尚信（一六〇七〜五〇）のこと。黒書院の障壁画筆者は尚信以外にも参加絵師が想定されている（武田恒夫「障壁画」『元離宮二條城』小学館、一九七四年）。
- (11) 「濡鷺」は杉戸絵の画題。「南之方」とあるが、黒書院の南入側には、東入側との境と二之間と三之間の境の延長上の二箇所杉戸がある。「濡鷺」の現状位置は東入側境

の西面にあたり、現在模写障壁画もその位置にあるが、当初位置は二、三之間境の東面である。注6。

- (12) 現「白書院」のこと。なお、江戸期の諸資料は「御座之間」と記しているが、明治一六年（一八八三）から編纂が始まった『岩倉公実記』慶応四年（二六六八）二月三日の明治天皇の太政官代（二條城）への行幸の記事は、「白書院垂簾ノ中ニ出御ス」と記している。しかし、同年三月九日の再度の行幸について『太政官日誌』（第五号、慶応四年三月発行）は「御座ノ間エ出御」と記す。なお、明治一七年（一八八四）に二條城が離宮となった以降の工事記録（宮内庁書陵部蔵）では「白書院」で統一されていることから、明治一〇年代に「白書院」が定着したと考えられる。

- (13) 狩野興以のこと。「御城内御本丸二之御丸御殿向指図」（中井家文書）等の江戸期の指図でも白書院の筆者は興以とするが、近年は、狩野長信が有力視されている（小寄善通「二の丸御殿白書院障壁画の筆者について」『国華』第一三〇〇号、国華社、二〇〇四年、小野真由美「狩野長信筆 山水図」『国華』第一四五〇号、国華社、二〇一六年）。

- (14) 小堀遠州（一五七九〜一六四七）の好みと記す。

二 「二丸御殿御絵間敷之覚」 御座之間

二丸御殿御絵并間敷之覚

- 一、御座之間 雨落1より雨落迄 東西拾間 御絵筆者 興意
南北式間半

御上段 東西三間 御座之間 雨落1より雨落迄 南北拾間半 御絵筆者 興意

格天井、折上ケ、黒塗2、飾金物、地稲妻御紋3、内の絵、地緑青鳳凰唐草、金彩色、中にだんせん、泥引、草木花尽し、へり紺青、地金の唐花、張付、長押上、惣廻り泥引、山水薄彩色4、框黒塗5

御床 式間

鏡天井、紺青、金の唐草、彩色、唐花の散し、内二团扇泥引、桜桃椿 茨かいとう、彩色、絵ふち黒塗、張付泥引、絵山水冬の躰、薄彩色、小壁泥引、水草冬枯の木、薄彩色

御附書院、鴨居の上すかし花菱組、障子内の絵、冬枯の木、よし6に船、薄彩色、左右の張付、絵遠山薄雪冬枯の木、小壁泥引、水7よ8し、

御床板⁽⁹⁾

御違棚二段、板樺、飾金物、御紋

御袋棚、小襖へり黒地金襴、内泥引、枇杷桃山もよりんご、彩色、裏

四枚とも泥引、石竹、御床の内惣泥引、つじ木瓜、彩色⁽¹²⁾

御張台、ふち黒塗、飾金物、惣唐草御紋、揚巻座、内の方、格天井黒塗、

飾金物、御紋、花亀甲、彩色、六ツ丁子、六葉の桔梗、長押上惣廻

り泥引、石竹すゝき野菊、張付、萩桔梗、金の柴垣置上ケ金溜、彩色、

北の上かな窓有⁽¹⁷⁾

同所二之間 東西 南北三間四方

格天井黒塗、飾金物、唐草御紋、内金の丸、牡丹の折枝、唐草花丸の

間に唐花、錦彩色、長押上、御襖張付泥引、せいこの図、薄彩色⁽¹⁸⁾

同所三之間 東西 南北三間四方

天井二之間同前、長押上泥引張付、山水賢人の図、薄彩色⁽¹⁹⁾

同所四之間 東西 南北三間

格天井黒塗、飾金物、御紋、内紫、花亀甲緑青にて六ツ丁子金、く

わの内二唐花、錦彩色、泥引、長押上、御襖張付泥引、雪に梅竹雀

四十から、柴垣に柳椿嶋ひよ鳥、苜に鷺、水にばん、北長押上に間半

の金窓有⁽²²⁾

同所西之御椽側通 東西 南北六間

格天井黒塗、飾金物御紋、内金網代形、外蔦かつら、丸の内に唐花草

花色々、極彩色、長押上泥引、金銀の竹ませ垣、八重一重の山吹、雨

戸の上らんま障子

同所北之杉戸 南表 芦に鷺
北表 紅葉に山から下草⁽²³⁾

同所中之杉戸 南表 牡丹
北表 糸さくら下草

乱間黒塗、竹の節たすき⁽²⁴⁾

同所南之杉戸 南表 桃にみんこ鳥
北表 岩に唐松椿ほしろ

同所南御椽側通 東西 八間
南北 老間半

同所杉戸 西御椽側同前

西表 金網代垣に八重さくら
東表 岩にくちなし芦沢桔梗水草せきせい⁽²⁶⁾

乱間黒塗、竹のふしたすき

同所東はめ 茹田に鴈白鳥

同所東御椽側通 東西 南北六間

西御椽側同前

同所南杉戸 南表 あちさい
北表 つじ根笹

同所中之杉戸 南表 岩に水こま鳥くわりん
北表 りんご木瓜 (カリ)

同所北之杉戸 南表 沢に岩あし鴨沢瀧水草
北表 山桃根笹⁽²⁷⁾

同所北御椽側通 東西 八間
南北 老間

西御椽側同前

同所東之杉戸 東表 したれ柳くわんさう
西表 芙蓉

乱間黒塗、竹のふしたすき

同御雲隠そは杉戸 東表 岩にりんご
西表 沢に杜若かう骨 (コウボネ)⁽²⁸⁾

同所御雲隠 東西 老間半

天井長押上惣板、東西に窓有

同御次間 東西 老間半
南北 老間

天井長押上、惣板西御床御畳入、ふち黒塗、東二窓有、南の入口まいら

同所溜之間 東西 南北三間四方

格天井黒塗、飾金物、花菱、御紋、泥引、雲取二金の香の図、

あさかほ雀十二かう、ほしろみやま蝶小鳥色々、彩色、惣廻り長押上

泥引、山二若松榎松つじ、連子窓、北上二式ツ、南中二三ツ有

同西之杉戸 東表 若松に松
西表 水に鴈白鳥、岩にあし

(1) 屋根から雨が落ちるところ、すなわち軒先下のこと。

(2) 「黒塗」は縁が黒塗であることを指す。

(3) 白書院上段は、大正大礼（一九一五年）時に、天皇の休息所となったため、三つ葉葵

紋の上から天皇家の紋である菊紋が被せられた。現状は、菊紋が残っているところ、

菊紋が脱落し、葵紋のみとなっているところが混在する。文様の詳細は別表2を参照。

(4) 障壁画（長押上貼付・壁貼付等）の技法「泥引」は「金泥引」を指す。画題の「山

水」は現状と矛盾はないが、他の江戸時代資料では二之間とともに「西湖図」とする

- ものが多い。
- (5) 上段と下段の境の框を指す。
- (6) 「小壁」は大床袖壁貼付を指す。
- (7) 「左右の張付」は、付書院袖壁貼付を指す。
- (8) 「小壁」は付書院下の蹴込の小壁を指すか。現状は、墨画の描写は見られない。
- (9) 「御床板」は付書院の板材で、「櫺」と記すが、実際の樹種は確定されていない。以下、板材として「櫺」と記されるものについても同様。
- (10) 違棚上の小襖の縁裂と画題は、ここで表面として記録されている面が、現状では裏面になっており、部分的に現存している(重要文化財未指定)。ただし、「枇杷、桃、山桃、りんご」からなる四面のうち「りんご」の画面は現存していない。「二ノ丸御殿金物取調書(二条城各部分建物及幕置役所役宅等図ノ三)」(京都大学附属図書館蔵)の違棚の図の書入れも同内容である。
- (11) 違棚上小襖の裏面として記録されているものが、現状、表面となっている。「二ノ丸御殿金物取調書(二条城各部分建物及幕置役所役宅等図ノ三)」(京都大学附属図書館蔵)の違棚の図の書入れでも、「小襖うら石竹四枚共、地泥引、さいしき」とある。
- (12) 「御床の内」となっているが、他の棟の記録の仕方と文脈から、これは「御袋棚の内」とすべきところを誤記したと判断できる。棚の内側は、現状は白貼り。
- (13) 帳台襖に取り付けられた金物につけられた紐を指す。揚巻結びになっている。
- (14) 帳台の間のこと。
- (15) 飾金物の文様のうち、「六ツ丁子」は「六葉葵」紋の見誤りか。
- (16) 「置上ケ」は胡粉(貝殻を原料とする白の絵具)を厚く塗り、立体的に見せる手法。「置上胡粉」「盛上胡粉」とも言う。「金溜」は、置上(盛上)胡粉の上に金箔を貼った技法を指す。
- (17) 「かな窓」は、鉄格子の窓を指す。現存。
- (18) 中国杭州の名所「西湖」の図。二条城の西湖図は、伝元信筆の真珠庵通備院襖絵(榎原悟「真珠庵通備院襖絵」西湖図)をめぐる問題『サントリー美術館二〇周年記念論集』一九八二年)や、伝元信筆《西湖図屏風》(出光美術館蔵)の山の形状等を部分的に採用し、壁面に点在させているが、通常の「西湖図」には含まれないモチーフも多く、一見して西湖図とは断定できない。(土居一九七四)。

- (19) 「賢人」は隠者や仙人の図を指す。同間に描かれている人物のうち画題が判明しているのは、「四睡図」「林和靖」「朱買臣」である。
- (20) 「紫」は地の色を指すと思われるが、現状は変色して褐色になっている。「くわ」は「窩」のことか。中央の唐花を描く窓状のものを指すか。
- (21) 「嶋ひよ鳥(しまひよどり)」の現種名は「クロヒヨドリ」である。本史料の「しまひよどり」は、すべて頭のみが白い「シマヒヨドリ型クロヒヨドリ」である。下記を参照。磯野直秀「明治前動物渡来年表」(慶應義塾大学日吉紀要 自然科学)四一、三五〜六六頁、二〇〇七年)。
- (22) 注17に同じ。
- (23) 現状は、明治三一年(一八九八)に制作されたものであり、原画は遺されていない。他の縁側についても同じ。中野志保「作品紹介」二の丸御殿の明治期障壁画」(『研究紀要 元離宮二条城』第一号、二〇二二年、二四〇〜二四九頁)。
- (24) 「乱間」は「欄間」を指す。
- (25) 杉戸の向きは、現状と一致するが、当初は逆か。
- (26) 杉戸の向きが、現状は逆だが、当初は本史料どおりか。
- (27) 「同所中之杉戸」と「同所北之杉戸」は、現状位置と逆だが、現状が当初の位置か。
- (28) 「同所東之杉戸」と「同雪隠そは杉戸」は、現状位置と逆だが、現状が当初位置か。
- (29) 「御雪隠」と「同次間」は現存するが、窓の位置など内装は現状と一致しない。
- (30) 「溜之間」は現在「指出の間」と呼ばれる。
- (31) 現状は、明治三二年(一八九九)に制作された障壁画である。

三 「二丸御殿御絵間敷之覚」 黒書院

- 一、御黒書院 雨落より雨落迄 東西拾六間
南北拾貳間半 御絵筆者 (高信)
主馬
- 御上段 東西南北 三間半四方
- 格天井折上黒塗、飾金物御紋、金廻り唐草花菱、緑青折入、角又内角
地紺青、むかい鳳凰金彩色、長押上山水、まいら戸梅桜柴垣置上ケ金溜、
岩に根笹、框黒塗
- 御床 貳間半
- 鏡天井絵彩色共に惣天井同断、金張付、松に雪紅梅、嶋ひよ鳥、から鳥

四十から、ひたき、柴垣置上ケ金溜、葛かつら茨根笹、御床板樫

御附書院、天井同前、乱間桜のすかし、組小障子黒塗、まいら内大へり

紺地印金紙小廻り緑青、内の絵薄彩色、山水、小かへ惣金、絵竹に
いはら、御床板樫

同北之御違棚三段、金張付、竹二砂子、雪、金柴垣葛

御袋、棚小襖四枚、泥引、薄彩色、山水、廻り茶地金欄、小へり浅黄金欄、

裏墨絵、なすひ、かき、ふじとう、柚、御袋棚の内、惣金張付、御棚板樫、

飾金物御紋有

同東御違棚、金張付砂子、桜、しゆが、たんぼ、すみれ、鶉、ひたき

御袋棚、小ふすま四枚、泥引、薄彩色、山水、へり茶金欄、小へり浅黄金欄、

裏の方墨絵、四季折枝、梅、夕貞、芙蓉茨水仙、御袋棚の内、惣金張

付、御棚四段、板樫、飾金物御紋有

同御張台 東西貳間
南北三間半

ふち黒塗、飾金物、御紋しつはう、総角座、金張付、水岩に桜つゝじ、

たんぼ、すみれ、雉子ほじろ、へり茶金欄、小へり浅黄金欄、長押

上、遠山桜つはめ、内の方、天井棹ふち、木地廻り、惣金張付、松に

かいだう椿水岩に根笹雀尾長どり、長押上、遠山に松四十から唐鳥

同所二之間 東西四間半
南北三間半

格天井黒ぬり、飾金物、御紋、地紫稻妻に牡丹、印金彩色、内に丸五ツ

唐花、極彩色、花菱、南西長押上、砂子泥引、絵山水中彩色、まいら戸、

襖とも惣金張付、金柴垣二桜つゝじ、岩に水たんぼ、すみれ根笹金

の竹垣松垣いはら、いんこ鳥山鳥、ほじろ鳩ひたき、山から、うそ鳥

雀、襖の上花乱間ふち黒塗

同所三之間 東西五間
南北三間半

格天井二之間同前、長押上金張付、洲崎に並木松、まいら戸、襖、金張付、

西北雪の松水仙寒菊芦根笹苜田に鷲、南東松に根笹りんとう、水に沢

桔梗水草鷺

同所四之間 東西四間
南北三間半

格天井黒塗、飾金物御紋、地紫、金稻妻、角々に牡丹唐草、薄彩色、

丸の内に唐花、錦彩色、惣金張付、長押上すゝきに扇子の散し、まい
ら戸襖絵ませかき、柴垣菊色々、置上金溜、根笹りんとう水

同所東御椽側通 東西三間
南北拾間半

格天井黒塗、飾金物御紋、紺青金にて六ツ花輪違中唐花、錦彩色、長

押上金張付、藤の棚、襖張付、惣金、牡丹岩に木瓜根笹水草ひたき、

ほしろ十二かう、東まいら戸

同所北御椽側通 東西九間半
南北老間半

天井長押上、東御椽側同前、北中敷居上乱間しやうじ、ふち黒塗

同中之杉戸 東表紅葉岩に根笹
西表ゆり

上の雀板彫物牡丹梅鳥根笹、ふち黒塗

同西之杉戸 東表なよ竹
西表柴垣芙蓉置上ケ金溜

同所西御椽側通 東西老間半
南北拾間半

東御椽側同前、北へはめ柴垣芙蓉置上ケ金溜、上乱間障子ふち黒塗

同所南御椽側通 東西拾老間
南北貳間

西御椽側同前 西表花籠雀桔梗野菊秋葵置上金溜花籠菊芙蓉置上金溜

同西之杉戸 東表とまり舟よし鷺

上雀板彫物牡丹根笹唐鳥、極彩色

同東之杉戸 西表薄雪冬枯の木葛根笹鳩
東表柴垣置上金溜あさかほ

東側杉戸 東表そてつ
西表岩嶋に雉子根笹野菊

(1) 天井画の文様は現状とおおよそ一致しているが、「花菱」に該当するものはない。

(2) 「から鳥」異国の鳥とするのは、しまひよりの向かって右斜めに泊まる二羽の

鳥を指すと思われるが、種としては、カケスに近いように見える。「四十雀」は、向かっ

て右の袖壁に二羽描かれている。「ひたき」は、四十雀より上部に一羽描かれている

鳥を指すと思われる。

(3) 腰障子貼付の大縁と小縁は、現状（修理前）は、牡丹唐草鳳凰紋の金欄であった。

(4) この「小かへ」小壁」は付書院袖壁を指す。

(5) 小襖の裏面の墨絵のうち、「なすひ」茄子」のみ現存する（重要文化財未指定）。もう

一面裏面に米点のような表現が遺されているものがある。

- (6) 現存せず。
- (7) 「ひたき」とするのは飛んでいる鳥を指すかと思われるが、描かれている鳥は「ひたき」の特徴をとらえていない。
- (8) 裏面の絵は現存せず。
- (9) 現存せず。
- (10) 七宝が施されているのは、帳台構の下部の六葉葵紋のみである。
- (11) 揚巻（総角）結びの組紐のこと。第一章の注13。
- (12) 「内の方」帳台の間」の障壁画は、帳台構襖四面のみが現存する。現存襖には、松椿岩、水が描かれているため、「海棠」「雀」「尾長鳥」は壁面に描かれていたと考えられる。現状の壁面は長押上も含めて、府庁として使用されていた二条城が皇室の離宮になったことに伴って、明治一八年（一八八五）から翌年にかけて実施された城内全域の大修繕（以下「明治修理」と記す）の際に、遅くとも京都府庁時代には二条城内に所在していたマクリのうち、美麗なものを選んで貼り付けた。『京都府行政文書』『二条離宮引き渡し一件』内の「二条離宮建物内金張付剥及枚数書」以下「枚数書」と記す。なお、そのうち名所図は、中御門天皇（一七〇二〜三七）の女御 近衛尚子（一七〇二〜二〇）のために、正徳五年（一七一五）から享保元年（一七二六）の間に建てられた女御御殿の一角を占める姫宮御殿の障壁画であったことが判明している（小沢朝江「二条城二の丸御殿大広間・黒書院帳台の間転用障壁画の前身建物について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』二〇〇五年九月）。現状、長押下には『住吉・和歌浦図』のうち、『和歌浦図』の一部と『三保松原図』が改装されて貼り付けられている。長押上には、もと姫宮御殿障壁画のうち、『住吉・和歌浦図』の一部が改装されたものと、出所不明の『草花図』と『松に白鷺図』が貼り付けられている。注12。
- (13) 現状、地の色は茶色に見える。
- (14) 「印金」は、織物に接着剤で型を置き、その上に金箔を施して文様を付けたものを用い、ここでは、「印金風の彩色」の意味で記していると考えられる。
- (15) この花菱が指すものは不明。
- (16) 「ホオジロ」は普通のホオジロとミヤマホオジロが該当し、「ひたき」はルビビタキが該当する。「山雀」は描かれていないが、四十雀を誤記したか。
- (17) 「同前」とあるが、三之間では地紋のうち「稲妻」がないので、完全に同一ではない。
- (19) 東面北より1の襖に描かれた水葵を指すと考えられる。沢枯梗は水葵の異名である（『精選版日本国語大辞典』沢枯梗より）。この襖は全面後補であるが、右隣の襖の左下に描かれた水葵の葉につながるように描かれている。
- (20) 現状、南東側には「水草鷺」は描かれていない。現状では褐色に見える。
- (21) 現在、「牡丹の間」と呼ばれる。
- (22) 現状の天井画は明治三二年に描かれたものとなっている。他の縁側Ⅱ廊下も同様。
- (23) 現状の長押上貼付は明治三二年に描かれたものとなっている。他の縁側Ⅱ廊下も同様。ただし、「枚数書」の第五十二号「鴨居上ノ分 一括 但 藤之模様」が元来の障壁画の残欠であった可能性がある。
- (24) 「ひたき」は、飛んでいる青い彩色の残る小鳥を指すか。「ホオジロ」とあるが、複数描かれている小鳥の彩色は剥落が進んでいるものが多く、確実にホオジロと断定できるものはない。「十二かう」は「十二紅（ヒレンジャク）」または「十二黄（キレンジャク）」のこと。小鳥のうち、頭部に冠羽を表し、腹部に赤い彩色が残るものが該当すると考えられる。なお、実際のレンジャクは羽根または尾羽が赤い。
- (25) この時点では障壁画はないが、明治一九年（一八八六）に梅図が貼付られた（『二条離宮記』宮内庁書陵部蔵）。本史料から、この梅図は遠侍納戸の襖貼付であった白梅図と、大広間納戸の襖貼付であった紅梅図であると判断できる（武田恒夫「二条城障壁画絵論」『国華』第一三〇〇号、国華社、二〇〇四年）。
- (26) 西廊下の北端の板絵は、現状では、白書院の南廊下の西突き当り壁に嵌められている。当初は、現在雨戸戸袋になっている箇所が西向きにつづく廊下の入り口であり、白書院へはその廊下に入っすぐ右（北向き）に曲がる廊下で接続されていた。江戸中期までに、これらの廊下は撤去されていたが、幕末に現状の渡り廊下が設置されたと考えられている。その際に、この付近の板絵や杉戸絵が移動されたと考えられる。また長押上は欄間ではなく、明治期制作の貼付となっている。第一章注6。
- (27) 西表に雀とあるが描かれていない。位置については第一章の注11参照。
- (28) 現状位置は、「南御縁側通」の「西之杉戸」の位置になっている。第一章の注11、注28。

四「二丸御殿御絵間敷之覚」蘇鉄之間

- 一、蘇鉄之間 雨落より雨落迄 東西五間
南北拾間
 格天井黒塗、飾金物、御紋、金に唐団扇色々花鳥の模様、極彩色、張付、まいら戸、惣金、しゆろ⁽¹⁾蘇鉄根笹、長押上、遠山の躰⁽²⁾、西長押上、三間乱間障子、ふち黒塗
 南之杉戸 四枚 北表そてつ
南表桜せうひ四十から
(番徽)

(1) 現状は明治三三年に制作されたものになっている。

(2) 蘇鉄の間の貼付と長押上は、現状総金地貼りに、舞良戸は鳥の子紙貼りになっている。なお、明治二〇年代に出版された旅行ガイドに蘇鉄の間の障壁画は、府庁時代に回復不能なほどの損傷を受けたと記されている。Chamberlain, Basil Hall(1891). *A Handbook for Travellers in Japan*. J. Murray, pp.295-297

五「二丸御殿御絵間敷之覚」大広間

- 一、大広間 雨落より雨落迄 東西拾五間
南北七間 御絵筆者 (探幽)
采女
 御上段 東西四間
南北五間半
 格天井二重折上ケ黒塗、飾金物、御紋、地金唐花菱紺青、内唐草花の丸錦彩色、金張付、松根笹、かまち黒塗
 同御床 三間
 御上段同前、板檨
 御附書院、張付同前、乱間花菱すかし、組障子黒塗、まいら内金張付、水仙茨根笹、板檨
 御違棚三段、板檨、飾金物御紋、金張付、小竹
 御袋棚、小襖、へり茶地金欄、小へり黒地金欄、水仙芙蓉菊牡丹折枝⁽³⁾、内惣金張付⁽⁴⁾
 同御張台、ふち黒塗、飾金物、御紋、あけまき座⁽⁵⁾、へり、御袋棚小襖
 同前、金張付、松岩錦鶏茨、内の方、格天井黒塗、金物、梨子地、紫⁽⁶⁾、りんきん紙だんせん泥引墨絵、草木花鳥⁽⁶⁾、長押上、金張付、ませ垣に

あさかほ、惣廻り金張付、沢に柳⁽⁷⁾はめ岩にくちなし芍薬⁽⁸⁾くわんそう椿水仙金仙花芙蓉沢桔梗あし千鳥⁽⁹⁾むく鳥⁽¹⁰⁾十二かう唐小鳥

- 同所二之間 東西四間
南北五間半
 格天井折上ケ黒塗、飾金物、御紋、地紺青金の菱輪違内緑青唐花錦彩色、そとに唐草、長押上、遠山の躰、まいら戸、襖金張付、大松に岩根笹茨水孔雀、東襖の上彫物、岩^(組)くミ牡丹桐鳳凰^(組)りんどう、極彩色、ふち黒ぬり、飾金物あり
 同所三之間 東西五間半
南北四間

天井二之間同前、長押上、まいら戸、襖金張付、大松岩根笹茨孔雀、北襖の上、彫物、岩組、牡丹唐松^(組)りんどう孔雀、極彩色、ふち黒ぬり、飾金物有

同所四之間 東西三間半
南北七間半

格天井黒ぬり、飾金物、御紋、金唐草、角に金の蝶の丸唐草丸、錦彩色、折入角地かき色、金の舞孔雀、角のそと地緑青、廻り金の巴、惣長押上、金張付、大松岩二水柏の木根笹驚熊鷹遠山、南襖の上彫物、三之間同前
 同西之小部屋 東西貳間
南北四間
 天井棹ふち木地、三方はめ、四方長押上白土、東の襖、金張付、紅梅根笹水⁽¹²⁾

同所東御椽側通 東西貳間
南北拾三間 但拭板

格天井黒ぬり、飾金物、御紋金、書物の散し、極彩色、長押上金張付、牡丹、北東の雨戸上、乱間障子の内、木瓜の彫物、南より一番牡丹に蝶、二番牡丹にうさき、三番くちなしにみづく、四番唐まつ梅⁽¹⁴⁾みんこ鳥、五番白梅根笹小とり、六番柳牡丹燕、七番唐松舞鶴、八番唐松根笹鶴、九番竹牡丹雀、十番檜鳩、十一番椿鳩、何れも極彩色

同南之杉戸 北表かしわに鳩
南表襖に野牛⁽¹⁵⁾
 同所北御椽側通 東西拾間半
南北七間半 但拭板

天井、長押上、東御椽側同前、北雨戸の上、乱間障子、内にもつ^(木瓜)かう彫物、東より壱番水鴨沢桔梗、二番ミつかん小鳥^(蜜柑)、三番くねんほ小鳥^(クネンボ)

- 四番おもと、ほうつき小鳥^(ホオズキ)、五番真桑瓜鼠、六番栗に雀、七番椿うの鳥、八番水に沢瀉、九番ひわ小鳥^(枇杷)、極彩色、ふち黒塗
- 同東之杉戸 東表柳鷺
西表芙蓉
- 上雀板彫物、唐松梅に笹りんとう鶯、何れも極彩色、ふち黒塗
- 同西之杉戸 東表ひわりにりす
西表さくら
- 上雀板彫物、菊に牡丹尾長鳥小鳥、何れも極彩色、ふち黒塗
- 同西の戸袋之上、乱間障子内に木瓜、彫物、唐松に鳳凰、極彩色、ふち黒塗
- 同所西之御椽側通 東西式間
南北拾三間 但拭板
- 天井長押上、東御椽側同前、西雨戸の上、乱間障子内二もつかう彫物、北より壱番ふどうにりす、二番牡丹にときんけい^(吐鶴)、三番桃めしろ^(メジロ)、四番ふよう小鳥、五番唐松牡丹ニあふむ^(オウム)、六番牡丹唐鳥、七番菊に錦鶏、八番唐松椿にきつゝき、九番牡丹ひたき、十番栗笹りんとう、えんこう、十一番紅葉鹿、十二番牡丹二うつら^(鶯)、十三番けまん草に唐鳥、十四番牡丹二唐鳥、何れも極彩色
- 同北之杉戸 北表竹に雀
南表松に鷺
- 上雀板彫物、牡丹こま鳥唐鳥、何れも極彩色、ふち黒塗
- 同所南御椽側通 東西拾四間
南北式間 但拭板
- 天井長押上、東御椽側同前、南雨戸之上、乱間障子内に木瓜彫物、西より壱番菊山鶴、二番牡丹に唐鳥、三番水牡丹若おし鳥^(つぎ)、四番若松いはら雀、五番牡丹に唐鳥、六番野菊唐鳥、七番芙蓉唐鳥、八番芙蓉に小鳥、九番芍薬かまきり、十番手まりに唐鳥、十一番牡丹に唐鳥、十二番桃に雉子、十三番竹梅白鷺、何れもつこう八黒塗、彫物極彩色
- 同東之杉戸 東表松に鷺
西表根笹野牛
- 同西之杉戸 東表鳴岩に鷹
西表冬枯の柳鷺岩に鷺
- 上雀板、牡丹にときんけい^(吐鶴)、極彩色
- 同西之御溜 東西南北式間四方
- 格天井黒塗、飾金物、御紋、金の花菱色々、錦彩色、長押上、はめ木地⁽¹⁹⁾
- (1) 現状、萩は描かれていない。

- (2) 現状は、大縁は薄い褐色に見え、文様は唐草牡丹である。小縁は、文様は判別不可、濃褐色に見える。
- (3) 書き上げの順が位置を示しているかどうかは不明であるが、現状は書き上げの順と異なり、右から「水仙、牡丹、芙蓉、菊」である。なお「二ノ丸御殿金物取調書」(京都大学附属図書館蔵)の違棚の図の書入れの順は現状と同じである。
- (4) 現状は白貼りである。
- (5) 縁は違棚と同じとするが、現状は、大縁は薄い褐色に見え、文様は違棚小襖とは異なり霊芝桃唐草紋である。小縁は、文様は判別不可、濃い褐色に見える。「二ノ丸御殿金物取調書」(二条城各部分建物及幕置役所役宅等図ノ四) (京都大学附属図書館蔵)の帳台構の図の書入れは本史料の違棚の記述と同じ。
- (6) 現状は金地になっている。明治修理の際に貼られたと考えられる。
- (7) 現状は、もと姫宮御殿障壁画のうち、《武蔵野図》が改装されて貼付られている。第三章注12参照。なお、「枚数書」に「第拾号 一大広間御調台/但鴨居上ノ分 竹垣朝顔 八枚」とあるのはこの図のことか。
- (8) 現状は、帳台構襖貼付以外は、もと姫宮御殿障壁画のうち、《龍田図》が改装されて貼付られている。第三章注12参照。帳台襖には、「芙蓉沢枯梗芦千鳥」が、戸襖には「萱草、水仙、ムクドリ、十二紅」ヒレンジャク」が描かれている。その他の画面は壁貼付に描かれていたと推測できる。
- (9) 襖の上の欄間彫刻のうち、「りんどう」は桐の実を見誤ったと考えられる。
- (10) 「茨」は南側の戸襖(舞良戸)に描かれている種類不明の植物を指すか。現状、この植物は他の画面に描かれた茨や薔薇とは似ていない。
- (11) 注9に同じ。
- (12) 大広間四之間西の納戸の東側襖は、現状白貼りである。第三章注26。
- (13) 現状の天井画は、明治三三〜三四年(一九〇〇〜〇一)に制作されたものになっている。「枚数書」の「第二拾号 一天井マクリ 但 本尺模様 四枚」、「第三十四号 本尺シノ模様 拾五枚」、「第三十九号 本之模様 一括」、「第四十四号 本之模様 一括」は、当初の大広間廊下天井画であった可能性がある。
- (14) 現状の長押上貼付は明治三三〜三四年に描かれたものである。
- (15) 描かれている動物は「野牛」ではなく「山羊」である。

(16) 描かれている動物は「野牛」ではなく「山羊」である。

(17) 当初は、西に続く廊下への、本史料作成時は「西之御溜」への出入り口にあり、近代に、杉戸上の欄間彫刻共に大広間南廊下の雨戸戸袋に移動された。

(18) 遅くとも本史料の原本作成時点で当初は廊下であったところが、溜になっていたことが窺える。寛永三年時点での御殿の平面は「行幸御殿其外古御建物並当時御有形御建物共・二条御城中絵図」（京都大学附属図書館蔵）等の指図で確認できる。

(19) 長押下については記述がないが、宮内庁書陵部蔵「二条離宮大広間御襖其他張付絵画縮写図 下」には、この溜内部長押下の障壁面と考えられる縮図があるが、現存しない。

六 「二丸御殿御絵間敷之覚」式台

一、御式台之間 雨落より雨落迄 東西拾七間
南北拾七間

格天井黒塗、飾金物、御紋、金の唐花の内に角有、地紺青、向孔雀、極彩色、かくのへり緑青、金張付、大松、長押上、遠山、東西南、組障子腰まいら、内の絵、水岩に根笹水草たんぼ、すみれ山吹⁽¹⁾

同所南御椽側通 東西九間半
南北貳間 但拭板

格天井黒ぬり、飾金物、御紋、金の扇子散し墨絵中彩色色々、長押上、金張付、四季の遠山岡山松松榎梅山桜根笹杉紅葉ゆつる葉、西南雨戸の上乱間障子、内木瓜彫物、北より一番椿に鳩、二番芙蓉ニこま鳥、三番牡丹におもと小鳥、此分西の雨戸の上彫物、西より一番牡丹に唐鳥、二番杜若川骨かわせみ、三番沢桔梗に鴨、四番菊にうつら、五番手まりに唐鳥、六番牡丹に山鶴、七番梅竹に雀、八番さつき枇杷雉子、九番梅鶯、十番唐松鶴、何れも極彩色もつかう、ふち黒塗

同北はめ杉戸 南表唐松洲崎に鶴
北表洲崎によし沢桔梗鷹

同東之杉戸 西表唐柳子
東表笹原に虎ひょう

御式台裏手西より一之間 東西三間半
南北貳間

天井木地棹ふち、長押上、白土張付、ふすま、腰障子、内惣金張付、洲崎に芦沢桔梗すみれ鷹

同西之杉戸 西表かしわに鳩
東表洲崎に芦鷹

同所二之間 東西三間
南北貳間

天井長押上、一之間同前、張付、襖障子内惣金張付、洲崎よし水草笹りんとう根笹藪かうし、かり田二鷹⁽²⁾

同所三之間 東西三間
南北貳間

天井長押上、一之間同前張付、襖腰障子、内惣金張付、雪柳洲崎茨菊根笹藪かうし、鷲遠山冬枯の木⁽⁴⁾

同所北御椽側通 東西九間半
南北貳間 但拭板

天井木地棹ふち、長押上、白土、北雨戸の上、乱間障子、ふち黒塗

同西之杉戸 北表かしわに根笹
南表紅葉鹿根笹

同東之杉戸 西表冬枯の木根笹ニ山あらし
東表松二尾長とり

(1) 現状は、出所不明の花鳥図障壁面に改装されている。改装時期も不明。

(2) 現状の廊下の天井画及び長押上障壁画は、明治三三〜三四年の制作。

(3) 飛入欄間彫刻の形を「木瓜」と記すが、実際は遠侍と同様に「州浜」である。

(4) 現状「ヤブコウジ」は描かれていない。なお、腰障子はすべて後補であるため、元は腰障子に描かれていた可能性がある。

七 「二丸御殿御絵間敷之覚」遠侍と玄関

一、遠侍 雨落より雨落迄 東西拾七間
南北拾九間 御絵筆者 相知レ不申候⁽¹⁾

同所殿上之間御上段 東西三間
南北三間半

格天井折上ケ、黒塗、飾金物、御紋、金の角、四ツ割合角の内、地紫、廻り緑青、紫中に唐花二品、極彩色、長押上、金張付、紅葉十二かう遠山、下組障子腰まいら内金の張付、岩に水木瓜桃、かまち櫛

同御床 式間半

鏡天井、彩色共、惣天井同前、金張付、洲崎に紅葉唐鳥四十から、板櫛

同御違棚、金張付、紅葉岩つゝじ

同御袋棚、小襖、へり茶地金欄、小へり黒地金欄、金張付絵、梅山吹桜牡丹

中彩色⁽³⁾、裏の方泥引、すみれ⁽⁴⁾、たんぼ⁽⁵⁾、ほうこ草⁽⁶⁾、中彩色、御柵二段、飾金物、御紋、板櫛

同御張台、ふち櫛、飾金物、御紋、総角座、金張付、岩紅葉十二かう⁽⁷⁾、縁御袋櫛小襖同前、内の方天井棹ふち木地、長押上、白土張付、白張、金の雲とり萩、御戸裏白張⁽⁸⁾

同所二之間 東西五間
南北三間半

天井御上段同前、金張付、南長押上張付、桧すみれ、きらくれん⁽⁹⁾、北長押上、遠山に冬枯木紅葉、下組障子腰まいら内、桃、西御襖、岩に桧かいとふ桃、上乱間障子内木瓜、ふち黒塗、中彫物、唐松牡丹篋りんとう錦けい、彫物両方極彩色

遠待一之間 東西四間半
南北八間半 弟子絵⁽¹⁰⁾

格天井黒ぬり、飾金物、御紋、金のあさの葉形、中に丸、大小丸の内に向ひ鸞、唐花色々、極彩色、長押上、金張付、竹、襖、惣金、竹に虎ひやう⁽¹¹⁾、南襖の上、乱間障子内木瓜、ふち黒塗、中に彫もの、唐松雉子、両方共極彩色

同所二之間 東西四間半
南北四間

天井長押上、襖、一之間同前、東襖の上雀板、ふち黒塗、彫もの、牡丹唐草、極彩色、虎ひやう水

同所三之間 東西五間
南北四間

天井長押上、襖、一之間同前、東ふすまの上雀板、彫もの、二之間同前、虎ひやう岩に水筈

同所四之間 東西三間
南北四間

天井一之間同前、長押上、金張付、山に茨、襖、組障子腰まいら内金張付、立波に柳いはら冬枯の柳雪蔦かつら水仙水草、何れも中彩色⁽¹²⁾

同所五之間 東西三間
南北三間半

格天井黒塗、飾金物、御紋、金惣ふとう⁽¹³⁾、かつら⁽¹⁴⁾、長押上、金張付、若松茨遠山に松桜山梨子の花、東組障子腰まいら内金張付、水草沢瀉、沢桔梗、中彩色、襖張付惣金、若松根笹茨水岩

同所六之間 東西式間半
南北五間

天井棹ふち木地、長押上、白土、東北下はめ木地、襖、白張金の雲取、芙蓉すゝき菊あしさい⁽¹⁵⁾、中彩色

同所七之間 東西式間半
南北五間

天井棹ふち木地、長押上、白土、下三方はめ木地、東襖泥引、梅の絵、中彩色⁽¹⁷⁾

同所東御椽側通 東西五間
南北九間 但拭板

天井鏡板木地、長押上、白土、北之下はめ木地

同南杉戸 北表萩にうさぎ
南表芍薬

同所南御椽側通 東西拾六間
南北式間半 但拭板

格天井黒塗、飾金物、御紋、金惣くずのつる花、中彩色、だんせんのちらし、団扇の内墨絵、草木花鳥蜀紅錦の地もん色々、極彩色、惣長押上、金張付、岳山川に春の躰、つゝじ根笹若松桧横さくら紅梅松青木柵木楓山梨子茨山桃水草たんぼ⁽¹⁶⁾、いちご⁽¹⁸⁾、中彩色、遠山、南雨戸の上、乱間障子、内洲濱、ふち黒塗、東より老番杜若に鴛鴦、二番沢瀉に鴟

三番桃にときんけい、四番けまん草に蝶、五番松に鳳凰、六番芍薬にせきれい、七番牡丹に尾長鳥、八番芍薬にときんけい、九番牡丹に錦鶏、何れも極彩色

同所西御椽側通 東西式間半
南北拾五間 但拭板

天井南御椽側同前、長押上、金張付、絵、岡山遠山いてう⁽¹⁹⁾、もみ椿植蔦かつら根笹松紅葉あをき、すゝき野菊若松つゝじ、つけ杉⁽²⁰⁾、中彩色、西雨戸の上乱間障子の内、洲濱、ふち黒塗、南より一番栗にりす、二番椿にひよ鳥、三番菊尾長鳥、四番耳草野菊尾長鳥、五番芙蓉小鳥、六番菊すゝき笹りんとう鶉、七番牡丹にときんけい、何れも極彩色

同南杉戸 南表竹に虎ひやう
北表野辺にたんぼ、ひつじ

上雀板、ふち黒ぬり、彫物牡丹、唐草、極彩色

同北杉戸 南表野辺にたんぼ、すみれ、ひつじ
北表柳粉団花

同所北御椽側通 東西拾六間 南北七間半 但拭板

天井南御椽側同前、長押上、金張付、杉椿もミ、槇楓青木つけ若松桜遠山、中彩色、北雨戸の上乱間障子、内洲濱、ふち黒塗、彫物、西より壱番紅葉尾本鹿、二番松紅葉鹿、三番竹梅鷺、四番菊小鳥、五番さぶん花ひよ鳥、六番牡丹小鳥、七番芍薬竹雀、八番牡丹小鳥、九番唐松牡丹雀、十番唐桃小鳥、十一番椿尾本根笹雀、十二番岩菊小鳥、何れも極彩色

同西杉戸 東表手まり、まめ鳥四十から西表よし水に馬⁽¹⁹⁾

上竹のふし、たすき、黒塗

一、御玄関 雨落より雨落迄 東西六間半 南北六間 但敷石

格天井黒塗、飾金物、御紋、木地板、長押上、白土、下廻り、木地はめ、踏段四段、木地、入口二間、唐戸式枚、花菱のすかし、鉄金物、鴨居の上彫物、唐松牡丹岩、極彩色、ふち黒塗、飾金物、両脇乱間障子、内洲濱、ふち黒塗、飾金物、東の方彫物、若松梅、西の方、牡丹笹りんとう、極彩色

- (1) 貼付文書と異なり、ここでは筆者不詳と記している。第一章注1。
- (2) 現状（修理前）は、大縁は赤褐色に牡丹唐草に鳳凰の金欄地、小縁はこげ茶色で文様不明であった。
- (3) 平成三一年度の修理時に、右より1の梅図の縁裂に隠れていた本紙に「一」の墨書が、右より2山吹図の縁裂に隠れていた本紙に「四」の墨書が確認された。
- (4) すみれは北より1と4の小襖に描かれている。
- (5) 「十二かう」とあるが、描かれている鳥はヒレンジャク・キレンジャクのいずれの特徴も見られず、鳥種は不明である。
- (6) 現状（修理前）の縁裂は、違棚小襖とは異なり、かつ帳台襖四面のうち、中央の二面の大縁は、霊芝桃唐草紋で大広間の帳台襖の大縁と同一であるが、外側の二面の大縁は牡丹唐草紋である。色は現状は薄黄色に見える。小縁は現状、草色が褪色したような色に見える。なお、「二ノ丸御殿金物取調書（二ノ丸御殿金物取調書（二条城各部分建物及幕置役所役宅等図ノ四）」（京都大学附属図書館蔵）の「遠侍上段御納戸構」

の図の書入れでは「へり黄色金欄、小へりむらさき」とある。

- (7) 現状は、出所不明の障壁画に改装されている。平成二九年度の帳台襖障壁画修理時に、裏面は当初は板戸と判明した（口絵1）。また、帳台襖表面の木材に「中坊左近」とうさふらい「二ノ丸」の墨書が発見された。中坊左近は、中井家文書に作事奉行の一人として記載されている奈良奉行の中坊左近秀政（一五七五〜一六三八）のこと（『元離宮二条城』小学館、一九七四年）。

(8) 天井画の文様は、上段と同一であるが、辻金物は異なる（別表2を参照）。

- (9) 南側壁面のうち、東より1と2の壁面は、明治修理の際に描きなおされた（『二条離宮記』宮内庁書陵部蔵）。『二条離宮修繕工事録6 日記（宮内庁書陵部蔵）』によれば、明治十八年十一月から翌年八月にかけて、総勢十四名の「画工」が雇われている。また、將軍家茂の最初の上洛に随行した幕府奥絵師板谷広春（一八三一〜一八二二）の日記（東京国立博物館所蔵板谷家伝来資料「板谷広春奥御用日記」文久三年三月六日〜九日、十二日、十三日、十七日〜十九日条）に御殿障壁画の「地取」＝縮図の制作を命ぜられたとあり、勅使の間に該当する縮図が板谷家伝来資料に含まれている。縮図では、この面には草花（すみれも含むか）と鳥が描かれていたことが分かる（東京国立博物館所蔵板谷家伝来資料「花木図障壁画小下絵」（口絵2）。なお、文中の「きはくれん」が不明であるが、あるいは鳥の名称か。また、大正大礼で、二之丸御殿が賓客等の待合室として使用された際に、この二面が貼りつけられている壁は障壁画を捲った上で、撤去され、大正五年に復旧された（「大札設備復旧工事」宮内庁書陵部蔵）。

- (10) 貼付文書と異なり、「弟子絵」とする。第一章注1。
- (11) 「柳の間」とも呼ばれる。
- (12) 腰障子貼付は過去の修理で大規模に描きなおされており、ここに記されている画題のうち、水仙は現状の画面には見られない。四之間から七之間まで「中彩色」とするが、四之間、五之間は現状は三之間までと大差なく「極彩色」である。
- (13) 「若松の間」とも呼ばれる。
- (14) 天井全体に葡萄の蔓が広がっている画面を示す。
- (15) 「芙蓉の間」とも呼ばれる。
- (16) 現状は、出所不明の障壁画に改装されている。時期は明治修理時か。
- (17) 七之間すなわち芙蓉の間の西の納戸の東側襖は、現状白貼りである。第三章注26。

別表 1 長押上飛入彫刻欄間及び杉戸上彫刻欄間一覧表

黒書院					
数之覚入側 / 位置		数之覚主題	数之覚主題備考	現状入側 / 位置	
北	中之杉戸上	牡丹、梅、鳥、根笹	牡丹ではなく薔薇か	同	
南	西之杉戸上	牡丹、根笹、唐鳥		同	
大広間					
数之覚入側 / 位置		数之覚主題	数之覚主題備考	現状入側 / 位置	
東	南より 1 番	牡丹に蝶		東	南より 3 番
東	南より 2 番	牡丹にうさぎ	うさぎ=兎	東	南より 2 番
東	南より 3 番	くちなしにみづく	梔子ではなく海棠か	東	南より 1 番
東	南より 4 番	唐松、梅、いんこ鳥	唐松ではなく大和松	同	
東	南より 5 番	白梅、根笹、小とり			
東	南より 6 番	柳、牡丹、燕	牡丹ではなく薔薇か		
東	南より 7 番	唐松、舞鶴			
東	南より 8 番	唐松、根笹、蠶	唐松ではなく大和松		
東	南より 9 番	竹、牡丹、雀	牡丹ではなく唐椿か	北	東より 1 番
東	南より 10 番	椿、鳩			
東	南より 11 番	椿、鳩			
北	東より 1 番	水、鴨、沢枯梗		北	西の戸袋之上
北	東より 2 番	みつかん、小鳥	みつかん=ミカン		
北	東より 3 番	くねんぼ、小鳥	くねんぼ=クネンボ		
北	東より 4 番	おもと、ほうつき、小鳥	ほうつき=ホウズキ	南	西より 7 番
北	東より 5 番	真桑瓜、鼠			
北	東より 6 番	栗に雀			
北	東より 7 番	椿、うの鳥	うの鳥=鶺鴒	北	東より 8 番
北	東より 8 番	水に沢潟		北	東より 7 番
北	東より 9 番	ひわ、小鳥	ひわ=枇杷	西	北より 8 番か
北	東之杉戸上	唐松、梅に笹、りんとう、鶯	りんとう=リンドウ	北	西之杉戸上
北	西之杉戸上	菊に牡丹、尾長鳥、小鳥		北	東之杉戸上
北	西の戸袋之上	唐松に鳳凰		東	南より 9 番
西	北より 1 番	ぶどうにりす		西	北より 2 番
西	北より 2 番	牡丹にときんけい	ときんけい=吐綬鶏	西	北より 1 番
西	北より 3 番	桃、めしろ	めしろ=メジロ	北	東より 4 番
西	北より 4 番	ふよう、小鳥		西	北より 6 番
西	北より 5 番	唐松、牡丹にあふむ	あふむ=オウム		
西	北より 6 番	牡丹、唐鳥			
西	北より 7 番	菊に錦鶏		南	西より 1 番
西	北より 8 番	唐松椿にきつつき	唐松ではなく大和松	北	北より 11 番
西	北より 9 番	牡丹、ひたき			
西	北より 10 番	栗、笹りんとう、えんこう	えんこう=猿猴	西	北より 5 番
西	北より 11 番	紅葉、鹿		西	北より 4 番
西	北より 12 番	牡丹にうつら	うつら=鶺鴒	北	東より 9 番
西	北より 13 番	けまん草に唐鳥			
西	北より 14 番	牡丹に唐鳥			
西	北之杉戸上	牡丹、こま鳥、唐鳥			
南	西より 1 番	菊、山鶴		南	西より 9 番
南	西より 2 番	牡丹に唐鳥			
南	西より 3 番	水、杜若、おし鳥	おし鳥=鴛鴦	南	西より 4 番
南	西より 4 番	若松、いばら、雀		南	西より 3 番か
南	西より 5 番	牡丹に唐鳥		南	西より 6 番か
南	西より 6 番	野菊、唐鳥		南	西より 2 番か
南	西より 7 番	芙蓉、唐鳥			
南	西より 8 番	芙蓉に小鳥		南	西より 10 番
南	西より 9 番	芍薬、かまきり	芍薬ではなく鶏頭か	南	西より 8 番
南	西より 10 番	手まりに唐鳥		南	西より 12 番
南	西より 11 番	牡丹に唐鳥			
南	西より 12 番	桃に雉子	桃ではなくつつじか	南	西より 13 番
南	西より 13 番	竹、梅、白鷺	白鷺ではなく鶴か	西	北より 12 番
南	西之杉戸上	牡丹にときんけい		南	東南戸袋上

(18) 廊下の障壁画は、明治三五年（一九〇二）の制作。
 (19) 掛金具の位置等から、当初の向きは逆であったと考えられる。
 (20) 「リンドウ」は該当しない。

式台

数之覚入側 / 位置	数之覚主題	数之覚主題備考	現状入側 / 位置
西 北より1番	椿に鳩		同
西 北より2番	芙蓉にこま鳥		同
西 北より3番	牡丹におもと、小鳥	おもと＝万年青	同
南 西より1番	牡丹に唐鳥		南 西より3番か
南 西より2番	杜若、川骨、かわせみ	川骨＝河骨	南 西より4番
南 西より3番	沢桔梗に鴨		南 西より2番
南 西より4番	菊にうつら	うつら＝鶉	南 西より1番
南 西より5番	手まりに唐鳥		南 西より6番
南 西より6番	牡丹に山鵲		南 西より7番
南 西より7番	梅竹に雀		南 西より5番
南 西より8番	さつき、枇杷、雉子		同
南 西より9番	梅、鶯		同
南 西より10番	唐松、鶴		同

遠侍

数之覚入側 / 位置	数之覚主題	数之覚主題備考	現状入側 / 位置
南 東より1番	杜若に鴛鴦		南 東より2番
南 東より2番	沢桔梗に鶇	鶇＝モズ	西 南より7番
南 東より3番	桃にときんけい	ときんけい＝吐綬鶏	西 南より4番
南 東より4番	けまん草に蝶		南 東より1番
南 東より5番	松に鳳凰		同
南 東より6番	芍薬にせきれい		南 東より7番か
南 東より7番	牡丹に尾長鳥		南 東より6番
南 東より8番	芍薬にときんけい		西 南より1番か
南 東より9番	牡丹に錦鶏		南 東より8番か
西 南より1番	栗にりす		西 南より2番
西 南より2番	椿にひよ鳥		南 東より9番か
西 南より3番	菊、尾長鳥		南 東より4番
西 南より4番	耳草、野菊、尾長鳥		南 東より3番
西 南より5番	芙蓉、小鳥		西 南より3番
西 南より6番	菊、すすき、笹、りんどう、鶉		同
西 南より7番	牡丹にときんけい		西 南より5番
西 南杉戸上	牡丹、唐草		同
北 西より1番	紅葉、尾本、鹿	尾本＝万年青	同
北 西より2番	松、紅葉、鹿		北 西より11番
北 西より3番	竹、梅、鶯		同
北 西より4番	菊、小鳥		同
北 西より5番	さざん花、ひよ鳥		同
北 西より6番	牡丹、小鳥		同
北 西より7番	芍薬、竹、雀		北 西より8番
北 西より8番	牡丹、小鳥		北 西より7番
北 西より9番	唐松、牡丹、雀		北 西より10番
北 西より10番	唐桃、小鳥		北 西より9番
北 西より11番	椿、尾本、根笹、雀		北 西より2番
北 西より12番	岩、菊、小鳥		同

凡例

1. 「数之覚入側 / 位置」「現状入側 / 位置」欄の「東西南北」は、それぞれ「東入側、西入側、南入側、北入側」の略記である。
2. 「数之覚入側 / 位置」「現状入側 / 位置」欄の「○番」は「○番目」のことである。
3. 「数之覚主題備考」欄は、現存する欄間彫刻の主題と照合して異同のある主題等を記載した。

主題については、次の論文も参考とした。麓和善「二條城二の丸御殿における建築彫刻の主題と配置計画」『国華』1301号

4. 「現状入側 / 位置」欄は「数之覚主題」から現状位置を比定し、異同がないものは「同」と記し、似た主題で現存のものとの照合が困難なものは空欄にした。

注

『二条離宮記』（明治27年、宮内庁書陵部蔵）に記載されている欄間の主題と位置は、現状と一致するため、欄間の移動は明治27年より以前に発生している。

別表2 飾金物一覧表

棟	部屋	位置	種類	意匠現状	「数之覚」意匠	意匠備考
白書院	一之間(上段)	天井	辻金物	地紋は紗綾紋。中央と四方の地の中央に1つずつ丸に三つ葉葵紋または菊の御紋	地稲妻御紋	菊の御紋は葵紋の上から被せた。
		違棚	八双	紗綾紋地に松菱の窓に丸に三つ葉葵紋	御紋	
			海老束	八双型の金具、花菱紋		
	帳台構	八双	両端は黒地に唐草と唐花紋散らし、中央は花亀甲紋の地に松皮菱の窓の内に丸に三つ葉葵紋	惣唐草御紋		
		六葉型	黒地に唐草の上に丸に六葉葵紋を七つ並べる			
	二～四之間	天井	辻金物	地紋唐草、中央は菊の御紋。四方の地の中央に1つずつ六葉葵紋	唐草御紋、御紋	菊紋の下は葵紋か。
廊下	天井	辻金物	地紋は唐草、中央は丸に三つ葉葵紋、四方の地の中央に1つずつ六葉葵紋	御紋		
指出之間	天井	辻金物	地紋は花菱繋ぎ、中央は丸に三つ葉葵紋	花菱、御紋		
黒書院	一之間(上段)	天井	辻金物	先端は牡丹の花枝、地紋は花菱紋で、中央は丸に三つ葉葵紋	御紋	
		違棚(北)	八双	両端は黒地に桐に鳳凰、中央は花菱紋の地に丸に三つ葉葵紋	御紋有	
			丸型	七宝地の丸に三つ葉葵紋		
			海老束	八双型の金具、花菱紋(但し白書院よりも細かく紋の数が多い)。七宝地の丸に三つ葉葵紋が別にある。		
		違棚(東)	八双	両端は黒地に秋草、中央は花亀甲繋ぎ紋の地に丸に三つ葉葵紋	御紋有	
			丸型	丸に三つ葉葵紋		
	海老束		花亀甲繋ぎ紋			
	帳台構	八双	両端は黒地に桐に鳳凰紋、中央は紗綾紋地に丸に三つ葉葵紋	御紋しつほう		
		丸型唄金物	三重目は菊座、二重目は花七宝繋ぎ紋、一重目は三つ葉葵紋			
	丸型唄金物	三重目は菊座、二重目は花七宝繋ぎ紋、一重目は七宝地に六葉葵紋				
二～四之間	天井	辻金物	一之間と同じ	御紋		
廊下	天井	辻金物	一之間と同じだが、東廊下(牡丹の間)と西廊下の丸に三つ葉葵紋の大きさが小さい	御紋		
蘇鉄之間	天井	辻金物	地紋は花菱繋ぎ、中央は丸に三つ葉葵紋	御紋		
大広間	一之間(上段)	天井	辻金物	先端は牡丹の花枝、地紋は唐草紋で、中央は丸に三つ葉葵紋	御紋	
		違棚	八双	両端は黒地に桐に鳳凰、中央の括袋の地紋は花七宝繋ぎ紋、その中央に丸に三つ葉葵紋	御紋	
			花形	牡丹の葉と花の形		
			海老束	花亀甲繋ぎ紋、中央は黒地に丸に三つ葉葵紋		
	帳台構	八双	両端は黒地に桐に鳳凰紋、中央は花七宝繋ぎ紋地に丸に三つ葉葵紋	御紋		
唄金物		四重目は菱型で唐花紋、三重目は丸型で唐花紋、二重目は丸型で菊座、一重目は三つ葉葵紋				
二～四之間	天井	辻金物	一之間と同じ	御紋		
廊下						
式台	式台之間	天井	辻金物	地紋は先端が唐草紋、中央付近が花菱紋で、中央は丸に三つ葉葵紋	御紋	
遠侍	勅使之間(上段)	天井	辻金物	地紋は唐草、中央は丸に三つ葉葵紋、四方の地の中央に1つずつ六葉葵紋	御紋	
		違棚	八双	両端は黒地に唐草紋、中央は花亀甲繋ぎ紋地に丸に三つ葉葵紋	御紋	
			松皮菱型	松皮菱型の座に唐草紋、中央に丸に三つ葉葵紋		
			海老束	花亀甲繋ぎ紋、中央に丸に三つ葉葵紋		
	帳台構	八双	両端は黒地に花木と果樹に尾長鳥、中央は紗綾紋地に丸に三つ葉葵紋(上部)または丸に六葉葵紋(下部)	御紋		
		唄金物	三重目は六つ花弁の花形の地、二重目は唐草紋、一重目は丸に三つ葉葵紋(上部)または丸に六葉葵紋(下部)			
	勅使之間(下段)	天井	辻金物	地紋は花菱繋ぎ紋、中央は丸に三つ葉葵紋	同前	
	一之間				御紋	
二～五之間	天井	辻金物	地紋は七宝繋ぎ紋、中央は丸に三つ葉葵紋	同前・御紋		
廊下(南・西・北)	天井	辻金物	先端は牡丹の花枝、地紋は花亀甲繋ぎ紋で、中央は丸に三つ葉葵紋	御紋・同前		

【資料紹介】明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録

今江 秀史

資料の概要

本稿は、宮内公文書館蔵『工事録四 明治二十七年』（識別番号四三六〇九）所収「明治二十七年 桂宮二條本丸改築費明細甲 營繕掛」（以下、「明治二十七年改築費明細」とする）と、同『工事録二 明治二十八年』（識別番号四三六一二）^①所収「明治二十八年臨号明細書」（以下、「明治二十八年工事録」とする）のうち、主に二条離宮本丸庭園について記した箇所を抜粋し翻刻したものである。^②

「明治二十七年改築費明細」には、桂宮御殿の移築・改修から二条離宮本丸庭園の庭造に関する一式の記録が綴じられている。「明治二十八年工事録」には、二条離宮本丸庭園の庭作（改修）の記録が掲載されている。これらの資料は、それぞれ工事仕上申請書、明細・請求書、直積書・入札書、仕様書からなる行政文書である。

工事仕上申請書とは、宮内省で建築や庭園、土木を担当する部署・内匠寮の技手が作成した工事内容や決算高等の記録である。この文書の提出先は、京都御所などの管理に当たる主殿寮出張所長であった。記録の内容は、工事予算と精算額、起工・竣工日、工事の概要、工事・購入費の項目と各金額、業者名等である。同文書には、宮内省の担当者と業者による記名と併せて捺印がなされている。金額を記入した項目の確認印については省略した。また一部に朱書きが認められるが、内容に大きく関わるものではないため注記はしていない。

明細書・請求書は、工事仕上申請書に氏名が挙げられた請負業者が、工事を終えるか納品をした後に、費用の請求のため作成した工事や物品の項目と精算額等の記録である。請負項目ごとに「臨第一六号〇」といった營繕番号が付されている。一部の請負項目には内匠寮による指示が注文書に付された。

直積書・入札書とは、高額の工事や植栽樹木などの物品購入に際して行わ

れた入札に伴う投票（応札）のための、いわゆる見積書を含む文書のことである。見積書は、三つから五つの業者より取得されていた。入札に当たっては、内匠寮の担当者が案件ごとに仕様書を作成し、応札者（投票者）から捺印を得た。投票金額が最も低かった業者は、「低札」として認められ、工事・納品を請け負った。工事・物品の内容と施工・各物品の取り扱いに関する注意点や補償等については、仕様書に記載された。

なお、直積書・入札書については内容が明細書と重複するため省略した。

【資料①】「明治二十七年改築費明細」

^①（表紙） 明治二十七年度

桂宮二条本丸改築費明細

甲 營繕掛

立按明治 年 月 日 内匠寮技手本城清（印）
 決裁明治 年 月 日

京都桂宮改造工事仕上々申請書

決 裁 明治廿七年一月三十一日

概算高 金老万参百参拾八円六拾六銭

決算高 金老万参百参拾八円参拾式錢四厘

起 工 明治廿七年二月一日

竣 工 明治廿七年十二月卅一日

出来形 御書院百拾七坪取解本丸へ運搬致、地形柱毎二穴堀致、栗石ヲ入

突堅メ、金輪石同断根石掘付、建物朽腐木ノ分新木取替内、法貫
 惣体新木ニ取替、都テ洗木致組堅メ、小屋組及内法床下又断遣入

内法造作致、建具湛七建合セ、疊物体表替致、襖物体浪替、叩廁共留未大膳職三拾二坪五分取解、西ノヲ以テ搬形前同断ニ致、柱廻リ新規小屋組業ハ古木材ヲ以テ仕上建設致内、造作棧板浪押入付ハ同来同同負統キ詰所ニ拾七坪七分五厘取解間取替へ建設致内、法廻疊表替建具繕ヒ張替貼付古画相用出来所々取合、廊下便所共モ拾四坪四分式厘新木取交セ、石据前同断建方致内、造作建具新古共建合出来、長押塀高塀及板塀南柵惣延長百八拾四間五分新木古木取交建設出来、建物物体古瓦道具瓦新規足シ葺立壁廻リ内外共都テ白漆喰上塗仕上ノ事、道路御馬車道入口塀重門柱新木扉古相用馬車道三百五間巾二間半厚一尺、栗石眞土取交司也、敷堅ノ両縁水取芝付出来、庭園中拝芝据石六百拾四個樹木六百八拾七本植付芝付白砂豆砂利敷均出来、井戸老ケ所石積直シ三ヶ所屋形取設出来、大下石垣溝百間余巾一尺五寸有合石ヲ取テ積所々溜三拾五ヶ所瀑石厭蓋ハメ込、土管溝百三拾五間据付出来ノ事

職名/品目	金高	摘要	人名
手伝	五九〇〇〇	御改造ニ付取解材料置場并ニ大工小屋費	福井彦太郎
同	一四〇〇〇	御建物取解費	右同人
大工	一二五〇〇〇	御書院御改造費	今井平七
場所付	一九七四五〇	場所付雇給	桐山平太郎
同	一八二五〇〇		藤本氏次郎
同	一五八九七〇		荒木吉三郎
同	一四二七〇〇		右同人
同	一三七七五〇		佐治孝蔵
同	一九二〇〇	同断	五十嵐一輔
手伝	一九二〇〇	同断	福井彦太郎
大工	七五七五	御改造ニ付小仕事用人夫雇上費	藤村三吉
手伝	三一五〇	同断水盛用大工買上費	岡安喜三郎
瓦工	四五〇〇	湯小屋人夫費	山本藤七
大工	一五九九〇〇	御書院屋根瓦取卸シ及葺方費	篠田忠兵衛
大工	七六八三三〇	大膳職同詰所及取合廊下便所工事費	大西音五郎
礫	一九〇〇〇	地形用礫購入費	佐藤庫助
木材	一七六五〇〇	足シ木材購入費	

手伝	五五八〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
植木工	二二八七五	庭木根廻シ用植木職工費	井上清兵衛
手伝	二一〇〇	木材調用人夫雇上費	福井彦太郎
畳工	二二七五	御書院其他畳上方用畳職工費	大針房之助
鍛冶工	二二七五	桶取卸費	齊木忠兵衛
大工	七八八〇〇	御車寄ヨリ大膳職取合廊下奥取合工事費	篠田忠兵衛
量	一三九一三五	畳表購入費	市場庄介
経師工	二四五〇	張付取解ニ付経師工費	清水新助
大工	二四五〇	古木取調用大工雇上費	木村和兵衛
同	六一七五〇	取合廊下取合塀并ニ便所費	今井平七
手伝	二八五〇	井戸取解跡埋立費	洪谷松五郎
石	五六九五〇	廊下及長押塀用葛石購入費	森下安兵衛
屋根工	二二九六〇	土居葺及柿葺費	高橋善右衛門
大工	四四五〇	古木材取調用大工雇上費	木村和兵衛
木挽工	一〇八五〇	木挽職工雇上費	篠田忠兵衛
手伝	五六二五	木材調用人夫雇上費	福井彦太郎
同	五四〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
植木工	一一七〇〇	庭木根廻シ用植木職工費	井上清兵衛
竹	三〇四〇〇	壁下地竹同エツリ竹購入費	益井亦四郎
植木工	三三〇〇〇	庭作費	井上清兵衛
左官	一四二〇〇〇	壁土及屋根面度塗獅々口塗費	安藤治兵衛
瓦	九二五〇〇	屋根瓦及葺費	福田甚太夫
左官		六膳職及同詰所廊下壁塗費	安藤治兵衛
手伝	八九七〇〇	土塀取毀木石土運搬人夫費	福井彦太郎
蒔藁	一〇八〇〇	壁瓦葺土荒蒔藁購入費	右同人
大工	五八四〇〇〇	所々仕切長押塀及高塀工事費	北村永次郎
木材	九三三〇〇	長押塀足シ木材購入費	右同人
手伝	三三七五	人夫買上費	福井彦太郎
木挽	一四〇〇〇	木材挽立ニ付木挽工買上費	篠田忠兵衛
大工	九一〇〇	水盛小仕事用大工買上費	木村和兵衛
手伝	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
土工	三五九〇〇	本丸西橋ヨリ道路拵費	森川久次郎
大工	二一五八〇〇	塀重門取設費	小島佐兵衛
石工	二二七〇〇〇	下水溝拵費	山本定吉
同	一八四〇〇	井筒拵費	山本文次郎
金物	二七五〇〇	風窓網及押鉄購入費	齊木忠兵衛
植木工	一〇〇五〇	庭木根廻シ用植木職工雇上費	井上清兵衛

明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録（今江）

手伝	六〇〇〇	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
大工	一二二五〇	小仕事用及古木調用大工費	右同人
木挽	一二二五〇	木挽職雇上費	篠田忠兵衛
手伝	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
井戸工	七八一〇〇	在来井戸積替其他費	松本平兵衛
同	七二〇〇〇	御廁樋箱其他費	小林瀧之助
同	四三四〇〇	御書院建具廻り小繕費	北村永次郎
大工	一二二五〇	水盛小仕事及古木材調用大工費	木村和兵衛
經師工	一二八二〇〇	御襖及張付張換費	清水新助
建具工	一六二七四〇	足シ建具仕拵及建合費	竹中市兵衛
畳工	一三三九〇〇	御書院其他畳換費	安井弥助
金物	四九九〇〇	下水溜り蓋鉄物購入費	森太助
建具工	一四〇〇〇	古建具調用ニ付建具職工雇費	竹中市兵衛
木挽	七〇〇〇	木挽職雇上費	篠田忠兵衛
畳工	四二〇〇〇	古畳取調及畳敷用畳工費	大針房之助
同	六〇〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
手伝	一〇〇〇〇	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
石工	八〇〇〇	古石調用ニ小廻り石据付費	内田長左衛門
經師工	一六一〇	張付其他用經師職工雇上費	清水新助
鍛冶工	一〇三二五	屋根谷筋銅版張用鍛冶工費	齊木忠兵衛
手伝	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
手伝	七三七五	同断用手伝人夫雇上費	福井彦太郎
大工	七二八〇	水盛小仕事用大工雇上費	木村和兵衛
同	二五四〇〇	天守跡塗壁井戸屋形取毀費	右同人
手伝	一一〇〇〇	軒桶架渡シ費	福井彦太郎
金物工	一一九六〇	屋根葺土及壁土運搬費	齊木忠兵衛
木材	二一九五〇〇	御書院及廊下其他用足木材費	篠田忠兵衛
植木工	八二〇〇〇	庭石及杓石運搬并ニ据付費	井上清兵衛
瓦工	四五五〇	瓦調用ニ付瓦職工雇上費	福田甚太夫
木挽	五七七五	木材挽立用木挽職工雇上費	篠田忠兵衛
大工	六一二五	水盛小仕事用大工雇上費	木村和兵衛
手伝	五二二五	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
植木工	八七〇〇	馬車道並木植換費	井上清兵衛
手伝	六〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
瓦工	一〇九九五〇	同断屋根瓦葺費	山本藤七
左官	一八四五〇〇	仕切長押塀及便所壁塗費	井上熊次郎
畳工	四一三〇	古畳取調用畳職工雇上費	大針房之助

同	九五〇〇	御書院其他建具水洗費	木村藤九郎
漆工	六九〇〇〇	御襖縁及上段樞其他漆掛費	平尾七郎右衛門
大工	二〇三八〇〇	井戸屋形及下須所板塀工事費	小島佐兵衛
同	一八八〇〇〇	女官便所及外廻り板塀工事費	篠田忠兵衛
手伝	九三五〇〇	御書院其他軒下砂利叩キ費	木村藤九郎
石工	四八〇〇〇	馬車道縁石及溝底敷石溜り繕費	内田長左衛門
土工	九六〇〇〇	御建物外部庭地々均費	森川久次郎
金物	九七七七五	高塀長押釘隠シ其他金物費	村井平兵衛
石工	一六一〇〇〇	庭園用其他白砂豆砂利栗石費	村岡豊吉郎
瓦工	三一四二一	井戸屋形屋根高塀其他瓦足シ及葺費	山本藤七
手伝	二四七五八	所々取片付及表門台用砂利費	福井彦太郎
木挽	一一五五〇	古木材挽立ニ付木挽工雇上費	篠田忠兵衛
大工	一二六〇〇	水盛小仕事用ニ付大工雇上費	篠田忠兵衛
手伝	一一二五〇	小仕事用ニ付人夫雇上費	福井彦太郎
同	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
大工	三四〇〇〇	塀重門脇小潜門古取付其他諸工事費	木村和兵衛
手伝	二四五〇〇	御車寄前雨落軒打其他小仕事費	福井彦太郎
同	三七〇〇〇	庭園芝切取及運搬共費	木村藤九郎
同	一八七五〇	雜石取片付其他小仕事人夫費	福井彦太郎
大工	一四四五〇	御曳立ノ内板庇取替費	北村永次郎
手伝	八七五〇	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
土方	六二二五〇	地所鋤取ニ付在本石堀出費	森川久次郎
大工	七〇〇〇〇	古木挽立ニ付木挽買上費	篠田忠兵衛
同	一四〇〇〇	水盛小仕事大工雇上費	同人
手伝	木〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
石工	五二〇〇	石階其他小修繕石工買上費	内田長左衛門
場所付	十四九五〇	場所付雇給	荒木吉王郎
南	十三九九二〇	同上	藤本民次郎
同	一四九五〇	同上	桐山平太郎
大工	一四〇〇〇	水盛小仕事大工雇上費	篠田忠兵衛
手伝	八七五〇	同上及跡片付人夫雇上費	福井彦太郎
同	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	同人
土方	一〇五〇〇	北大手ヨリ西橋迄車道繕費	同人
手伝	一一二五〇	氷養生其他所々掃除費	同人
畳工	五二五〇	御壁所其他畳敷込畳工雇上費	大針房之助
大工	一五〇〇五〇	小仕事大工買上費	三上吉兵衛
手伝	五〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	福井彦太郎

合計	一〇三三八三二四
仕上減	三三二六

原積金老万参百参拾八円六拾六銭
仕上金老万参百参拾八円三拾貳銭四厘

差引

金参拾参銭六厘 是ハ投票上減額ス

桂宮改造工事仕上々申書

(一式請負費)

高繕番号	年	月日	摘要	概算同高円	申付高円	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三二	決済額	七〇一四七六〇			
同ノ一	同	二、二	取解材料置場并大工小屋損料費		五九〇〇〇	福井彦太郎	十一月廿日
同ノ二	同	同、同	桂宮御建物取解費		一一四〇〇〇	同人	三月五日
同ノ三	同	同、同	御書院曳建一式費		一二五〇〇〇	今井平七	七月四日
同ノ二	同	同、八	同所屋根瓦取卸及葺方費		一五九九〇〇	山本藤七	六月十八日
同ノ三	同	同、一五	大膳職及御書院へ膳職ヨリ御書院へ取合廊下便所共曳建費		七六八三三〇	篠田忠兵衛	五月廿三日
同ノ二	同	三、二	御車寄ヨリ大膳職へ取合廊下同所ヨリ奥へ取合廊下共曳建費		七八八〇〇〇	同人	八月十六日
同ノ二五	同	同、一六	御車寄ヨリ御書院へ取合廊下同所ヨリ御座所へ取合廊下其他高塀等工事費		六一七五〇〇	今井平七	八月二十日
同ノ二六	同	同、一七	桂宮降井戸取解跡埋立共費		二八五〇〇	渋谷松五郎	五月廿三日
同ノ二八	同	同、二六	御書院屋根土居葺及廊下柿葺費		一三九六〇	高橋善右衛門	五月廿三日
同ノ三五	同	同、三一	庭作一式費		三三〇〇〇〇	井上清兵衛	十二月十日
同ノ三六	同	四、四	御書院壁及屋根面度其他塗費		一四二〇〇〇	安藤治兵衛	八月十九日
同ノ三七	同	四、六	大膳職其他屋根瓦葺方費		九二五〇〇	福田甚太夫	七月十六日
同ノ三八	同	同、一	同所諸廊下共壁塗方費		三三五〇〇〇	安藤治兵衛	十月廿一日
同ノ三九	同	同、同	桂宮土塀取毀及木石運搬其他費		八九七〇〇	福井彦太郎	五月十一日

同ノ四一	同	同、一七	仕切長押塀及高塀共一式費		五八四〇〇〇	北村永次郎	九月廿一日
同ノ四七	同	五、七	二条離宮内道路拵費		三五九〇〇〇	森川久次郎	八月廿九日
同ノ四八	同	同、一四	唐門脇土塀切取及塀重門取設費		二二八五〇〇	小嶋佐兵衛	七月廿三日
同ノ四九	同	同、一九	下水溝其他拵費		二三七〇〇〇	山本定吉	八月三十日
同ノ五四	同	同、二三	長押塀及便所壁塗方費		一八四五〇〇	井上熊次郎	十月十九日
同ノ五五	同	同、二九	長押塀屋根及瓦葺方費		一〇九九五〇	山本藤七	十月九日
同ノ六二	同	六、六	庭石其他運搬及据付共費		八二〇〇〇	井上清兵衛	六月廿五日
同ノ六四	同	同、一八	御書院其他軒桶架渡費		一一九六〇	齊木忠兵衛	七月廿三日
同ノ四八	同	七、三	唐門脇土塀切取及塀重門取設費仕上減ニ付更正	二二八五〇〇			
同ノ同	同	同、同	唐門脇土塀切取及塀重門取設費		二二五八〇〇	小嶋佐兵衛	七月廿三日
同ノ七九	同	八、六	御書院其他置表換費		一三三九〇〇	安井弥助	九月十一日
同ノ八〇	同	同、九	同所其他建具建合及拵共費		一六二七四〇	竹中市兵衛	九月十七日
同ノ八一	同	同、一七	運搬費ヨリ流用		三七四六六九		
同ノ八一	同	同、同	物品購入費ヨリ流用		七四八七五		
同ノ八三	同	同、同	襖張付及張襖共費		一二八二〇〇	清水新助	十月十九日
同ノ八四	同	同、二二	御書院建具廻小繕費拵費		四三四〇〇	北村永次郎	九月廿一日
同ノ八五	同	同、同	在来井戸積換及小井入共費		七二〇〇〇	小林瀧之助	十月廿日
同ノ九一	同	九、一	御書院其他共襖縁上櫃等塗費		七五一〇〇	松本平兵衛	九月廿七日
同ノ九二	同	同、同	井戸屋形及便所板塀共拵費		六九〇〇〇	平尾七郎右衛門	十月十九日
同ノ九三	同	同、同	便所及廻板塀拵費		二〇三八〇〇	小嶋佐兵衛	同日
同ノ九四	同	同、八	御書院其他軒下砂利叩費		一八八〇〇〇	篠田忠兵衛	十月十五日
同ノ九五	同	同、一五	馬車道縁石其他共石工費		九三五〇〇	木村藤九郎	十月十六日
同ノ九七	同	同、二二	釘隠共費		四八〇〇〇	内田長左衛門	同日
同ノ九九	同	同、二二	井戸屋形其他屋根瓦足シ出来方費		九七七七五	村井平兵衛	十一月廿四日
同ノ九九	同	同、二二	瓦足シ出来方費		三三四二	山本藤七	十月廿六日

明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録（今江）

		（物品購入費）					
宮簿番号	年	月日	摘要	概算同高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三一	決裁額	一七三七〇〇			
同ノ四	同	二、二〇	地形用礫購入費		一九〇〇〇	大西音五郎	三月十五日
同ノ五	同	同、同	御書院足シ木材購入費		一七六五〇〇	佐藤庫助	四月廿四日
同ノ二	同	三、一五	同所其他量表購入費		一三九一三五	市場庄介	七月廿八日
同ノ二七	同	同、二三	廊下并長押堀下葛石購入費		五六九五〇	森下安兵衛	五月十一日
同ノ三四	同	同、二八	御書院其他壁下地竹工ツリ竹購入費		三〇四〇〇	益井亦四郎	四月廿四日
同ノ四〇	同	四、一一	壁及瓦葺用苧藁購入費		一〇八〇〇	福井彦太郎	五月廿三日
同ノ四二	同	同、一九	長押堀其他足シ木材購入費		九三三〇〇	北村永次郎	七月十六日
同ノ五一	同	五、二三	御書院其他風窓網及押鉄購入費		二七五〇〇	齊木忠兵衛	六月廿一日
同ノ六三	同	六、一三	同所其他共足シ木材購入費		二二九五〇〇	篠田忠兵衛	七月廿三日
同ノ七八	同	七、二八	下水溜蓋鉄鋳物購入費		四九九〇〇	森太助	八月廿一日
同ノ九八	同	八、一七	一式請負費へ流用庭園用其他用栗石白砂等購入費		七四八七五		
同	同	九、二三	有合栗石二坪相用二付減更正		一六五〇〇〇	村岡豊吉郎	十二月八日
同ノ九	同	二、一八	庭園其他用栗石白砂等買上費		一六一〇〇〇	村岡豊吉郎	十二月八日
同ノ同	同	同	決算高	一八九七七〇〇	一八九七七〇〇		

同ノ一〇九	同	一〇、二〇	板庇取設費	八四三二七四四	八四三二七四四	北村永次郎	十一月廿四日
同ノ一〇六	同	一〇、二一	其他費		二四五〇〇	福井彦太郎	十月廿五日
同ノ一〇五	同	同、二九	馬車道堀重門脇潜リ門取付費		三四〇〇〇	木村和兵衛	十一月二日
同ノ同	同	同、同	井入共費		七八一〇〇	松本平兵衛	九月廿七日
同ノ八五	同	同、二七	在来井戸積換及小付更正	七五一〇〇			
同ノ一〇〇	同	同、二五	桂宮内跡片付及表門砂利叩費		二四七五八	福井彦太郎	同日

		（職工費）					
宮簿番号	年	月日	摘要	概算同高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三一	決裁額	八五五三〇〇			
同ノ四	同	二、二六	場所付雇給		一八二五〇〇	桐山平太郎	十月十日更正
同	同		場所付雇給追加		一八二五〇〇		
同	同		二付更正				
同	同		場所付雇給		一九七四五〇	桐山平太郎	
同ノ五	同	同	同断		一三五〇五〇	藤本氏次郎	十月十日更正
同	同		場所付雇給追加				
同	同		二付更正		一五八九七〇	藤本氏次郎	
同ノ六	同	同	場所付雇給追加		二二七五〇	荒木吉三郎	十月十日更正
同	同		場所付雇給				
同ノ七	同	同	同断		一四二七〇〇	荒木吉三郎	
同ノ八	同	同	同断		九二二五〇	佐治孝蔵	三月廿六日更正
同ノ九	同	一、二二	水盛小仕事大工費		九二二五〇	五十川一輔	三月廿六日更正
同ノ一〇	同	二、二六	湯小屋人夫雇費		三二五〇	藤村三吉	一月廿九日
同ノ一〇	同	二、二六	湯小屋人夫雇費		四五〇〇	岡安喜三郎	同日
同ノ一〇	同	二、二六	湯小屋人夫雇費		七五七五	福井彦太郎	二月六日
同ノ一六	同	同、二六	湯小屋人夫雇費		五五八〇	岡安喜三郎	同廿六日
同ノ一七	同	同	庭作二付樹木根廻人夫費		二二八七五	井上清兵衛	同日
同ノ一八	同	同	木材取調人夫雇費		二二〇〇	福井彦太郎	同日
同ノ一九	同	三、一	御書院其他量方量工雇費		二二七五	大針房之助	三月一日
同ノ二〇	同	同	軒樋取卸用鍛冶工雇費		二二七五	齊木忠兵衛	同日
同ノ二三	同	同ノ八	張付取解経師工雇費		二四五〇	清水新助	三月八日
同ノ二四	同	同ノ一六	古木取調大工雇費		二四五〇	木村和兵衛	三月十六日
同ノ七	同	同ノ二六	場所付雇日教減二付更正	九二二五〇			
同	同		場所取付雇給		一九二〇〇	佐治孝蔵	三月廿六日
同ノ八	同	同	場所付雇日教減二付更正	九二二五〇			
同ノ九	同	同	場所取付雇給		一九二〇〇	佐治孝蔵	三月廿六日
同ノ二九	同	同	古木取調大工雇上費		四五五〇	木村和兵衛	同日

同ノ七〇	同	同	同	同	同	同ノ五〇	同ノ六一	同ノ六〇	同ノ五九	同ノ五八	同ノ五七	同ノ五六	同ノ五三	同ノ五二	同ノ五〇	同ノ四六	同ノ四五	同ノ四四	同ノ四三	同ノ三三	同ノ三二	同ノ三〇					
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同					
同	同	同	同ノ二六	同ノ二五	同	六ノ一八	同ノ一九	同ノ二八	同	同	同	同ノ二六	同	同ノ三	五ノ一九	同	同	同	四ノ二六	同ノ二七	同	同					
工屋根谷板張鍛冶上費	湯小屋人夫雇上費	同用人夫雇上費	水盛小仕事大工雇上費	其他取毀費	天守台跡塗壁塀其他取毀費	本丸内井筒其他拵費仕上増減二付更正	本丸内井筒其他拵費仕上増減二付更正	瓦取調用瓦工雇上費	廊下其他木挽雇上費	水盛小仕事大工雇上費	上費	植木職雇上費	馬車道并木植替植木職雇上費	湯小屋人雇上費	在来古畳取調用畳工雇上費	樹木根廻植木職雇上費	本丸内井筒其他拵費	湯小屋人夫雇上費	工屋上費	水盛小仕事大工雇上費	廊下其他用木挽雇上費	小仕事用人夫雇上費	樹木根廻植木職雇上費	湯小屋人夫雇上費	用人夫雇上費	木材調査小仕事	大膳職其他木挽雇上費
						一六〇〇〇																					
一〇三三五	六二〇〇	七三七五	七二八〇	二五四〇〇	一八四〇〇		四五五〇	五七七五	六二二五	五二二五	八七〇〇	六〇〇〇	四一三〇	一〇〇五〇	一六〇〇〇	六二〇〇〇	九一〇〇	一四〇〇〇	三三七五	一一七〇〇	五四〇〇〇	五六一五	一〇八五〇				
齊木忠兵衛	岡安喜三郎	福井彦太郎	木村和兵衛	福井彦太郎	山本文次郎		福田甚大夫	篠田忠兵衛	木村和兵衛	福井彦太郎	井上清兵衛	岡安喜三郎	大針房之助	井上清兵衛	山本文次郎	岡安喜三郎	木村和兵衛	篠田忠兵衛	福井彦太郎	井上清兵衛	岡安喜三郎	福井彦太郎	篠田忠兵衛				
同日	同日	同日	六月廿六日	七月廿三日	六月十八日		五月廿九日	五月廿八日	同日	同日	同日	五月廿六日	同日	五月廿三日	六月十八日	同日	同日	同日	四月廿六日	三月廿八日	同日	同日	同日				同日

同ノ一四	同ノ一三	同ノ一二	同ノ一一	同ノ一〇	同ノ〇八	同ノ〇七	同ノ〇四	同ノ〇三	同ノ〇二	同ノ〇一	同ノ九六	同ノ九〇	同ノ八九	同ノ八八	同ノ八七	同ノ八六	同ノ八二	同ノ七七	同ノ七六	同ノ七五	同ノ七四	同ノ七三	同ノ七二	同ノ七一								
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	同	同	同	同ノ二六	同ノ一九	一〇ノ一五	同	同	同	九ノ二五	同	同	同	同	同	同ノ二五	八ノ二七	同ノ二二	同	同	同	同	同	同	七ノ二六							
湯小屋人夫雇上費	水盛小仕事人夫雇上費	挽雇上費	古木挽立二付木掘出夫費	地均二付在来石掘出夫費	上費	小仕事用人夫雇上費	人夫雇上費	雑石取片付其他庭園芝切取運搬共費	湯小屋人夫雇上費	同用人夫雇上費	水盛小仕事大工雇上費	廊下及高塀用木挽雇上費	水盛小仕事大工雇上費	同用人夫雇上費	御書院其他建具水洗費	西橋ヨリ御建外部庭地均費	古木材挽立木挽雇上費	古木材挽立木挽雇上費	同用人夫雇上費	同用人夫雇上費	同用人夫雇上費	湯小屋人夫雇上費	古建具調職工雇上費	廊下及高塀用木挽雇上費	古建具調職工雇上費	古建具調職工雇上費	湯小屋人夫雇上費	小仕事用人夫雇上費	屋上費	残石調其他石工上費	間内用経師工雇上費	
																	三四九三二															
六〇〇〇	一四〇〇〇	七〇〇〇	六二五〇	八七五〇	一八七五〇	三七〇〇〇	六二〇〇〇	一一二五〇	二二六〇〇	一一五五〇	九六〇〇〇	九五〇〇〇	六〇〇〇〇	二二二五〇	二二二五〇	六二〇〇〇	二二二五〇	一四〇〇〇	七〇〇〇〇	四二〇〇〇	六〇〇〇〇	二二〇〇〇	八〇〇〇〇	一六一〇〇								
岡安喜三郎	同人	篠田忠兵衛	森川久次郎	同人	福井彦太郎	木村藤九郎	岡安喜三郎	福井彦太郎	同人	篠田忠兵衛	森川久次郎	木村藤九郎	福井彦太郎	同人	篠田忠兵衛	岡安喜三郎	木村和兵衛	竹中市兵衛	篠田忠兵衛	大針房之助	岡安喜三郎	福井彦太郎	内田長左	清水新助								
同日	同日	同日	同日	十月廿六日	十一月廿六日	十二月十八日	同日	同日	同日	同日	九月廿六日	十一月廿六日	九月十一日	同日	同日	八月廿六日	八月廿六日	七月廿八日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	七月廿六日							

管轄番号	年	月日	摘要	概算同高	申付高	請負者人名	精算月日
同ノ二五	同	同	石階其他繕工費		五〇〇	内田長左	同日
同ノ二六	同	同ノ六	水盛大工雇上費		一四〇〇	篠田忠兵衛	十一月廿六日
同ノ二七	同	同	同上并跡片付人夫雇上費		八七五〇	福井彦太郎	同日
同ノ二八	同	同	湯小屋人夫雇上費		六二〇〇	同人	同日
同ノ二九	同	二ノ六	北大手ヨリ西橋迄車道直費		一〇五〇〇	同人	十二月廿日
同ノ三〇	同	二ノ二七	氷養生其他掃除人夫費		一一五〇	同人	同日
同ノ三一	同	同ノ六	御座所其他畳敷込費		五二五〇	大針房之助	同日
同ノ三二	同	同	小仕事大工雇上費		一五〇五〇	三上吉兵衛	十一月廿一日
同ノ三三	同	同	湯小屋人夫雇上費		五〇〇〇	福井彦太郎	同日
			決算高	一八四八三三二	一八四七九九五		
			差引減高		三三六		

（運搬費）

管轄番号	年	月日	摘要	概算同高	申付高	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三二	決裁額	七三五九〇〇			
同ノ六五	同	六、二〇	屋根葺土々壁土足其他運搬費		二〇〇〇	福井彦太郎	七月廿三日
	同	八ノ一七	一式請負費へ流用		三七四六六九		
	同	同ノ五	職工費へ流用		三四九三三一		
			決算高	七三五九〇〇	七三五九〇〇		

右之通ニ御座候也

明治廿八年一月四日

内匠寮技手 本庄清（印）

主殿寮出張所長宇田淵殿

※以下、明細書等（庭園のみ）を掲載する。

【臨第四号拾七】

井上清兵衛

（明細書）

桂宮二条離宮本丸内へ御引建庭造ニ付旧二条邸並本丸内樹木根廻シ方植木職御買〇ケ明細書
一合金貳拾貳円八拾七錢五厘

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木根廻シ用	植木職	七拾六人貳分五厘	老人ニ付參拾錢	金貳拾貳円八拾七錢五厘

（※）を指示す。以下同

右之通明細相違無御座候、以上

明治廿七年二月廿六日

京都市大宮通四条上ル錦大宮町
井上清兵衛（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号ノ三拾五】

井上清兵衛

（明細書）

桂宮二条本丸内へ御改築ニ付庭造御入費明細書

請負高金參百參拾円也

一合金九拾貳円四拾錢也 殘金請求高

外 金百參拾貳円也 七月十九日受取済

金百五円六拾錢 十一月廿九日受取済

精算高金參百參拾円也

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木植換石据砂利砂敷用	植木職	五百參拾人	老人ニ付金參拾錢	金百五拾九円也
壳泉水掘リ上ケ盛土地場トモ	土方	貳百五拾人	老人ニ付金貳拾五錢	金六拾貳円五拾錢
二条邸桂宮樹木石運送用	車力	參百五拾五人	老人ニ付金參拾錢	金百六円五十錢
樹木根絨并枝絞リ用	換繩	五拾貫目	老費目ニ付金四錢宛	金貳円也

右之通明細相違無御座候、以上

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年十二月十八日

井上清兵衛（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号三十五ノ式】

井上清兵衛

(請求書)

桂宮二条離宮本丸内江御改築二付庭造御入費内金請求書

營繕掛

長

内匠寮技手

調査掛

請負金高参百参拾円也

一金百五円六拾銭也

出来形九分通りニ
対スル請求高

外 一金百参拾式円

七月十九日受取済

一金九拾式円四拾銭 追テ請求可致分

右之通御下ケ渡被成下度此段請求候也

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年十一月廿四日

井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

(内訳書)

桂宮二条本丸内へ御改築二付キ庭造御入費内借内訳書

請負金高参百参拾円也

一合金式百九拾七円也 九分形出来

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木植換并石据芝伏用	植木職	四百式拾人	老人二付金参拾銭	金百二拾六円
売泉水堀り上盛土地均トモ	土方	式百五拾人	老人二付金式拾五銭	金六拾式円五拾銭
二条邸桂宮樹木石運送用	車力	参百五拾五人	老人二付金参拾銭	金百六円五拾銭
樹木根絨并枝絞リ用	換繩	五拾貫目	老費目二付金四銭	金式円也

右之通御座候以上

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年十一月

井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号卅五卷】

井上清兵衛

(請求書)

桂宮御建物二条離宮本丸内へ御改築二付庭作御入費内金請求書

請負金高参百参拾円也

一金百参拾式円也

出来形五分通り
対スル請求高

外 金百九拾八円也 追テ請求可致分

右之通御下ケ渡シ被成下度此段請求候也

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年七月十一日

井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号ノ壹】

井上清兵衛

(内訳書)

桂宮御建物二条離宮本丸内へ御改築二付庭作御入費内借内訳書

一合金百七拾円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木植替石据砂リ砂敷均用	植木職	式百四拾人	老人二付金参拾銭	金七拾式円也
売泉水取役(カ)并盛土地均トモ	土方	百五拾式人	老人二付金式拾五銭	金参拾八円也
二条邸桂宮樹木石運送用	車力	式百人	老人二付金参拾銭	金六拾円銭

右之通御座候也

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年七月九日

井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号ノ卅五】

（仕様注文書）

桂宮御建物二条本丸内へ御改築ニ付庭作仕様注文書

一 別紙図面之通 南広庭 壹ヶ所

一同断 中坪 拾ヶ所

旧二条邸庭園ニ有之

一 樹木 大小 此大キサ 高二拾尺ヨリ五尺斗迄 廻り老尺ヨリ八寸斗迄 式百本斗

右之内四拾八本ハ前月根廻シ致シ有之

一 臯月及下木之類 此葉先廻り四尺ヨリ老尺迄 百九拾株斗

（この括弧は貼紙で抹消されていることを示す）

一 庭石 三角 此大キサ 中高サ拾尺 下厚三尺五寸 壹個

一 沓脱石 同 長拾參尺余 中三尺五寸 厚老尺七寸 壹個

一 橋石 同 長九尺ヨリ三尺迄 中三尺五寸ヨリ老尺五寸迄 厚九寸ヨリ五寸マテ 參個

一 雪見灯籠 同 高六尺 外ニ台付 渡り五尺 壹個

一 春日同 同 高六尺五寸台共 貳個

一同断 同 高五尺台共 壹個

一 手水鉢丸形 同 高三尺 径老尺三寸 壹個

一 石井筒 同 高式尺三寸 中四尺五寸 壹組

一 配付石 同 老尺ヨリ 三尺マテ 五百五拾個

一 壳泉水底石 栗石 立式坪余

一 同所皆物石 軒下薄石共

桂宮ニ有之

（この括弧は貼紙で抹消されていることを示す）

一 沓脱石 此大キサ 長拾尺 中三尺二寸 厚老尺三寸 壹個

一同断 同 長九尺七寸 外ニ前沓石六尺 厚老尺三寸五分 外ニ前下葛石付 壹個

一小笹 同 老尺角斗ニ切立 五拾株斗

仙洞御所庭内ニ有之

一 桜立木 此大キサ 高拾五尺ヨリ拾尺迄 廻り七八寸ヨリ三寸迄 五拾本斗

一 梅立木 同 高リ 同断 貳拾本斗

二条離宮北大手門内其外ニ有之

一 松杉立木 此大キサ 高式拾尺内外 廻り老尺五寸ヨリ四寸迄 七拾五本斗

右者根廻シ致シ有之

一小松 此大キサ 五拾株斗

右同所本丸内ニ有之

一 松立木 此大キサ 高拾五六尺 廻り老尺ヨリ四寸迄 八拾八本斗

右者根廻シ致シ有之

一 庭石 同 三尺ヨリ 二尺迄 五拾個斗

一 右仕様旧二条邸及其他右之所々ニ有之、樹木石等ヲ堀越シ、二条本丸内へ運搬致シ、別紙図面ヲ目途トシテ庭作方可致之事

但シ実地着手ニ望ミ、聊ノ模様替等ハ承知致可置事

一 芝付方此坪五百四拾坪ヲ以テ所々取合之場所へ植付、壳泉水底敷其他雨落之ヶ所共、此敷坪貳百五拾坪ヲ厚平均四寸敷詰メ、且ツ小砂利石此敷坪坪合八百五拾坪斗、厚平均三寸敷ナラシ平均、其他白砂敷キ坪坪合五百坪厚平均式寸蒔ニ致シ、都テ雨水上流レ、能ク小ムラ直シニ可致之事

一 設庭作申付候後、場所着手中ハ申ニ不及、所々ヨリ持出シ運搬ノ節、掛官ニ一々届出、指図ニ随イ可致之事

一 工事中吸煙規則ハ勿論、其他御門出入都テ規則之条々堅ク相守可致之事

一 積方ハ諸品除ク外植職工手伝運搬共一式見込、且ツ掛日数^{（テキマゴ）}間ト相定メ、其^{（カ）}餘ハ其時候ニヨリ、植付方可致之事

一 右之廉々図面共篤ト熟知致シ、現場拝見ノ上相訳リ兼候義アラバ掛官ニ委敷聞知致不相当無之様入札可致之事

図面四葉添付

三月廿七日御前十時開札

〔貼紙〕
 一 売泉水別紙図面之通り、縁廻り出入仕、拵平均深式尺、此立坪七拾坪堀取
（図面）
（図面）
 土ヲ以テ御座所西前へ図之通り、南勝手ノ分ハ、中ハ高式尺斗リニ致シ、
 四方へムクリ付ニ盛土ニ致シ、且ツ同所北勝テ小ノ分ハ中ニテ老尺四五寸
 ニシテ、仕様前同断堀上盛付、其余堀土等ハ同所廻リ水捌能ク置土致シ、
 其余堀土之分ハ泉水之前後へ指図ニ随イ山模様ニ置土可致事
 一 車寄前水捌鋤取及小土手村直シ、馬車道両側土手丸形ニ切付、村直シ芝付之事

太田与八（印）
 小林伝造（印）
 井上清兵衛（印）

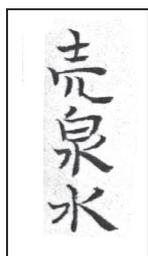


写真 1

【資料②】「明治二十八年年度工事録」

〔表紙〕
 明治二十八年年度

臨号明細書

〔中略〕

立按明治廿八年五月十日

決裁明治 年 月 日

宮繕係

〔中嶋〕
 （印）

長

〔職綱〕
 （印）

調査係

〔寺西〕
 （印）

【臨第一六号】

二条離宮庭作工事仕上々申書

決 裁 明治廿八年六月廿七日

概算高 金參千円也

決算高 金貳千九百九拾七円七拾壹錢八厘

起 工 明治廿八年七月廿一日

竣 工 同廿九年三月十日

出来形 本丸庭園面積千六百八十四坪九合、在来ノ樹石取除地所鋤取平均ノ上、

築山高十六尺五寸取設、樹木及下草共在来品又ハ在合ノ分相用不足購
 入植付、灯籠并石類共在来品ヲ配置シ、中央其他ハ道路取設、他ハ野
 芝伏込、天守跡及多門跡面積三百七十三坪五合深二尺通瓦礫取捨土砂
 持込敷均ノ上、在合樹木又ハ購入品植付野芝伏込出来之事

職名及品目	金員	摘要	人名
土方	九七〇〇〇〇	本丸内地平均費	大西音五郎
場所付	四八八〇〇	場所付雇給	荒木吉三郎
土方	一二六〇〇	天守台石段取設費	大西音五郎
大工	一〇七五〇	水盛小仕事用大工并手伝雇費	小林滝之助

明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録（今江）

場所付	一四八〇〇	場所付雇給	小林伝造
植木職	二二七五〇〇	櫻樹植付費	鶴田藤兵衛
同	一四五五〇〇	山吹其他植付費	西川平五郎
手伝	一九五六五	小仕事用人夫雇費	大西音五郎
同	八六二五	樹木水掛人夫雇費	福井彦太郎
大工	八六七五	水盛小仕事大工雇費	小林滝之助
植木職	八一〇〇	植木職雇費	安達金次郎
同	九〇〇〇	同上	川崎恒太郎
同	八一〇〇	同上	野村常次郎
土方	二二六一二五	月見台盛土人夫雇費	大西音五郎
手伝	一三二五〇	樹木水掛人夫雇費	福井彦太郎
土方	一三〇〇〇	雪見灯籠其他据付費	大西音五郎
仲仕人夫	三〇六九〇	樹石運搬仲仕人夫雇費	同人
土方	四二〇七五	樹木据付并草根掘取人夫雇費	同人
植木職	八一〇〇	植木職雇費	同人
同	四〇〇〇〇	主殿寮出張所ヨリ本丸ノ松樹移植費	鶴田藤兵衛
同	四五〇〇〇〇	樹木植付費	川崎九兵衛
運搬	三五一〇〇	樹木運搬費	福井彦太郎
仲仕人夫	三四八〇〇	樹石運搬仲仕人夫雇費	同人
手伝	二一三五〇	樹木水掛人夫雇費	同人
植木職	九三〇〇	植木職雇費	川崎恒太郎
同	九三〇〇	同上	安達金次郎
同	九〇〇〇	同上	鶴田藤兵衛
同	三四五〇	同上	井上清兵衛
手伝	五一六〇	植木職手伝人夫雇費	木村藤九郎
植木職	八四三〇	植木職雇費	西村安次郎
同	九三〇〇	同上	大西音五郎
土方	四二二七五	土方人夫雇費	同人
仲仕人夫	二一〇〇〇	樹石運搬仲仕人夫雇費	同人
芝伏	七九一五七	□□芝伏費	同人
植木職	三七〇五〇	樹木購入費	鶴田藤兵衛
同	一六〇〇〇	樹木植付費	川崎九兵衛
場所付	一一二〇〇	場所付雇給	荒木吉三郎
木材	七八〇〇	土居木用栗丸太購入費	野村与兵衛
同	一六〇〇	同上	同人
同	三一〇〇〇	樹木法杖用丸太購入費	同人
同	二八〇〇〇	腰掛用木材購入費	森崎徳次郎
植木職	三四〇〇〇	琉球蹲躑他購入費	鶴田藤兵衛

同	七八〇〇	植木職雇費	大西音五郎
同	八二五〇	同上	西村安次郎
土方	二一八〇〇	土方人夫雇費	大西音五郎
手伝	一三〇二五	樹木水掛其他用人夫雇費	福井彦太郎
大工	九四五〇	土居木拵用大工雇費	小林滝之助
植木職	九九〇〇〇	櫻樹植付費	鶴田藤兵衛
写真師	三四三〇〇	写真撮影費	成井頼佐
大工	九九八	写真箱調製用大工雇費	石田喜太郎
手伝	三四五〇	樹木法杖用人夫雇費	木村藤九郎
合計	二九九七七一八		
仕上減	二二八〇		

原積金參千円也
仕上金貳千九百九拾七円七拾壹錢八厘
差引
金貳円貳拾八錢貳厘 仕上減

長 (印) (職)

宮繕係
調査係 (印) (寺西)

二条離宮本丸庭作工事仕上々申書

(一式受負費)

管理番号	年	月日	摘要	機算伺高 円	申付高 円	請負者人名	清算月日
臨一六	二八	七二〇	物品費ヨリ流用	九八三〇〇		大西音五郎	十二月廿日
同ノ一	同	同ノ二	二条離宮本丸地均シ費		九七〇〇〇	大西音五郎	十二月廿日
同ノ二	同	九ノ一三	職工費ヨリ流用	一〇八〇〇〇		大西音五郎	十二月廿日
同ノ三	同	同ノ四	櫻樹植付費		二二七五〇	鶴田藤兵衛	十一月廿五日
同ノ四	同	同ノ五	山吹其他植付費		一四五五〇	西川平五郎	同日
同ノ五	同	同ノ六	主殿寮出張所ヨリ本丸ノ松樹移植費		四〇〇〇〇	鶴田藤兵衛	同日
同ノ六	同	同ノ七	樹木植付費		四五〇〇〇	川崎九兵衛	同日
同ノ七	同	同ノ八	多門跡芝伏費		七九一七五	大西音五郎	同日
同ノ八	同	同ノ九	樹木植付費		一六〇〇〇	川崎九兵衛	同日
同ノ九	同	同ノ一〇	櫻樹植付費		九九〇〇〇	鶴田藤兵衛	廿九年一月十日

右之通御下渡被成下度此段奉願上候也

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿八日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

（明細書①）

二条離宮本丸御庭園改修御入費明細書

一合金四百拾円貳拾六錢參厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
植木根絨	繩	貳百貫目	一日ノ月 四円九拾壹錢九厘	九円八拾參錢八厘
本丸庭園三寸鋤取平捨堀二廿一人掛	人夫	百六拾八人五分	貳拾五錢	四拾貳円貳拾五錢五厘
植木及庭石灯籠敷砂取片付	人夫	四百拾人	貳拾五錢	百貳円五拾錢
天守跡地盛置土高三分五厘立三拾二（九）坪一合八夕	人夫	百七拾七人九分	貳拾五錢	四拾參円九拾七錢〇（五）厘
多門跡三尺堀方平老坪二老人掛	人夫	貳百七拾三人	貳拾五錢	六拾八円貳拾五錢
多門跡不足土立四拾坪七合六夕坪二五人掛	人夫	貳百四人八分	貳拾五錢	五拾壹円貳拾錢
月見台盛土立五拾六坪五合九夕坪二六人掛	人夫	三百貳拾九人五分	貳拾五錢	八拾四円八拾七錢五厘
天守跡井戸堀	人夫	三拾人	貳拾五錢	七円五拾錢

右之通明細相違無御座候也、

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿五日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所御中

（請求書②）

二条離宮本丸御庭園改修御請負御入費内金請求書

請負高金九百七拾円也

一合金貳百六拾參円也

外 金參百八拾八円也

出来形八分四厘ニ対スル請求書

九月三十日受取済

金參百拾九円也 追テ請求可致分

右之通御下渡被成下度此段願上候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿七日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

（内訳書）

二条離宮本丸御庭園改修御請負御入費内金請求ニ対スル内訳書

一合金貳百六拾六円七拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
本丸各庭園及天守跡敷砂	川砂	六分落 四拾七坪三合五才	貳円八拾錢	百參拾貳円四拾五錢五厘
芝植付目潰砂	川砂	四分落 拾七坪三合三才	參円拾錢	〇（五）拾參円〇〇〇（七拾貳）錢九厘
地盤締方	ル式	千四百貳拾八坪三合三才	貳錢	貳拾八円五拾六錢七厘
芝植付切手間運送植付手間共	人夫	貳百八人	貳拾五錢	五拾貳〇（円）

右之通り御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿七日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所御中

（明細書②）

二条離宮御本丸各庭園御改修御入費請負金明細書

請負高金九百七拾円也

一合金參百拾九円也

金參百八拾八円也

金貳百六拾參円也

一金九百七拾円也

残金請求高

九月三十日受取済

十一月三十日受取済

精算高

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
植木根絨ミ	繩	貳百貫目	四円九拾老銭	九円八拾參銭八厘
本丸各庭園及天守跡敷砂	六分落川砂	八拾九坪貳合七夕	貳円八拾銭	貳百四拾〇〇(九円)九〇(拾)五銭六厘
芝植付目潰砂	四分落	四拾三坪三合三夕	參円拾銭	百參拾四円參拾貳銭參厘
本丸各庭園三寸鋤取平捨坪二老人掛	人夫	百六拾八人五分	貳拾五銭	四拾貳円拾貳銭五厘
植木及庭石灯籠敷砂取付	人夫	四百拾人	貳拾五銭	百貳円五重銭
地盤締方	ロ一ラ	千七百八拾五〇(坪)	貳銭	參拾五円七拾銭八厘
天守明地盛置土高〇(三分)五厘三拾五坪老合〇〇(八夕)坪二〇〇〇〇掛	人夫	百七拾五人九分	貳拾〇(五)銭	〇〇〇〇〇(四拾參円)九拾七銭五厘
〇〇〇(多門跡)二尺堀方平老坪二老人掛	人夫	貳百七拾三人	貳拾五銭	六拾八円貳拾五銭
〇〇〇(多門)跡不足土立四拾〇(坪)九合七夕坪二五人掛	人夫	貳百四十八分	貳〇〇(拾五)銭	五拾壹円貳拾銭
〇〇〇(月見台)盛土立五拾六坪五合九夕坪二六人掛	人夫	三百三拾九人五分	貳拾五銭	八拾四円八拾七銭五厘
天守跡井戸埋メ	人夫	三拾人	貳拾五銭	七円五拾銭
芝〇〇〇〇〇〇〇(植付切手間遣送)掘付手間平老坪二四分掛	人夫	五百貳拾人	貳拾五銭	百參拾円
月見台角跡土庭木据付及在合白砂敷均シ	人夫	三拾九人	貳拾五銭	九円七拾五銭

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月七日

大西音五郎 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ二】
(明細書)

一金拾貳円四拾銭也 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年八月一日ヨリ 工事場所付履給料
 同年八月廿五日マテノ内 日数二十二日間
 老ケ日金四拾銭

右之通り明細相違無御座候也
 明治廿八年九月廿六日 場所付
 荒木吉三郎 (印)
 主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ二】
(明細書)

一金拾貳円四拾銭也 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年八月二十六日ヨリ 工事場所付履給料
 同年九月二十五日マテ 日数三十一日間
 老ケ日金四拾銭

右之通り明細相違無御座候也
 明治二十八年九月廿六日 場所付
 荒木吉三郎 (印)
 主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ三】
(明細書)

一金拾貳円也 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年九月廿六日ヨリ 工事場所付履給料
 同年十月二十五日マテ 日数三拾日間
 老ケ日金四拾銭

右之通明細相違無御座候也
 明治廿八年十月廿六日 場所付
 荒木吉三郎 (印)
 主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ四】
(明細書)

一金參円貳拾銭 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年十一月廿六日ヨリ 工事場所付履給料
 同年十二月三日マテ 日数八日間
 老ケ日金四拾銭

右之通り明細相違無御座候也

場所付

明治廿八年十二月廿六日

荒木吉三郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号三】

大西音五郎

（明細書）

二条離宮天守跡石段及石垣工事御入費明細書

一合金拾貳円六拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
石段三間半（カ）三遍ノ辺造り手間及据付手間	石工	六人	四拾錢	貳円四拾錢
石垣老坪六合中切造積手間	同	八人	四拾錢	參円貳拾錢
石運送及石手伝共	人夫	貳拾八人	貳拾五錢	七円

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿五日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号四】

小林瀧之助

（明細書）

二条離宮本丸御庭御改作二付、水盛小仕事用大工并二手伝トモ御買上ケ明細書

一合金拾円七拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
大工	拾五人	參拾五錢	金五円貳拾五錢	
手伝	貳拾貳人	貳拾五錢	金五円五拾錢	

右之通り明細相違無御座候也

京都市御車通広小路上ル九軒町

明治廿八年八月廿七日

小林瀧之助（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号五】

（明細書）

一金五円貳拾錢

二条離宮本丸内御庭園
改修工事場所附雇給料

明治廿八年九月一日ヨリ
同年九月廿六日迄

日数十三日間
壹ケ日金四拾錢

右之通り明細相違無御座候也

場所附雇

明治廿八年九月廿六日

小林伝造（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号五ノ二】

（明細書）

一金五円六拾錢也

二条離宮本丸御庭園改修
工事場所附雇給料

明治廿八年九月廿七日ヨリ
同年十月廿五日迄

日数十四日分
壹ケ日金四拾錢

右之通り明細相違無御座候也

場所附雇

明治廿八年十月廿六日

小林伝造（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号五ノ三】

（明細書）

一金四円也

二条離宮本丸内御庭園改修
工事場所附雇給料

明治廿八年十月廿七日ヨリ
同年十一月廿五日迄

日数十日分
壹ケ日金四拾錢

右之通明細相違無御座候也

明治廿八年十月廿五日 小林伝造 (印)
 主殿寮出張所会計課御中

【臨第一六号五】
 (場所付雇給支出伺)

立按 明治廿八年八月三十一日 属梶田貞一 (印)
 決裁 明治 年 月 日

長 (印) (職綱) 營繕係 (中職)
 (寺西) 調査係 (印)

場所付雇給支出伺

一金式拾四円四拾錢也 場所付雇 小林伝造
 明治廿八年九月一日ヨリ 日数六拾壹日間
 同年十月三十一日マテ 但老ケ日金四拾錢

右共二条離宮本丸各庭園改作工事二付、為場所付雇入相成候ニ付テハ、前書金額支出致可□哉、相伺者也

【臨第一六号六】 鶴田藤兵衛
 (明細書)

二条離宮御本丸御庭園改作ニ付櫻樹御買上ニ付明細書
 一合金式百式拾七円五拾錢也

事由	名称	数量	価格	小計金
櫻	高サ拾式尺枝張三尺ヨリ四尺迄	參百五拾本	金六拾五錢	金式百式拾七円五拾錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町 鶴田藤兵衛 (印)
 明治廿八年十一月廿五日

主殿寮出張所会計課御中

(注文書)

明治廿八年 主殿寮出張所

二条離宮本丸庭園改作ニ付樹木購入注文書
 一 櫻樹 高 十二尺 枝張 三尺以上四尺迄 參百五拾本

右ハ若木ニシテ生育宜敷者相撰納入之上、根株枝振等検査相受、不都合無之品ハ差図之場所巾式尺深式尺掘立、八分節ヲ以テ瓦礫浚取、不足土ハ指図之場所ニテ篩土相調運搬之上、植付水掛充分ニ致締堅ノ上篩取瓦礫ハ土取場所其他指図ノ処へ取捨、敷均跡掃除入念ニ出来之事

一 請負期日ハ申付ヨリ三十日間ニ皆出来之事
 一 物品粗悪其他仕様違背ト認メタルモノハ、指図ニ従何ケ度ニテモ取替可致事
 右仕様并ニ現場熟覽之上、不都合無之様投票可致事

投票人 上京区岡崎町

鶴田藤兵衛 (印)
 松尾村字下山田区
 太田茂平代理荒木五平 (印)
 井上清兵衛 (印)

(請求書)

二条離宮御本丸御庭作ニ付樹木御植付御入費内金請求書
 受負高金百四拾五円五拾錢也

一金七拾九円也 出来高六分八厘ニ対スル請求書
 外 金六拾六円五拾錢 追テ請求可仕分
 右之通御下渡シ被成下度奉願候也

河内国八上郡金岡村大字長曾根内黒土 西川平五郎 (印)
 明治廿八年十月廿一日 受負人

主殿寮御出張所会計課御中

〔内訳書〕

二条離宮御本丸御庭作二付樹木植付出来高内訳書
 受負金百四拾五円五拾銭也

一金百円五拾銭 出来之分

此訳

金五円 山吹五拾株之代

金壹円五拾銭 卯之花拾株之代

金八拾五円 琉球ツ、ジ百七拾株之代

金壹円五拾銭 萩拾五株之代

金壹円五拾銭 桔梗拾五株之代

金壹円五拾銭 ス、キ拾五株之代

金參円 熊笹參拾株之代

金壹円五拾銭 鈴掛拾株之代

右之通御下ケ渡シ被成下度奉願候也

河内国八上郡金岡村大字長曾根内黒土

明治廿八年十月廿一日

植木職
 受負人

西川平五郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号七】

西川平五郎

〔明細書〕

二条離宮御本丸御庭園樹木植付御入費明細書

請負高金百四拾五円五拾銭也

一合金六拾六円五拾銭也

残金請求高

外 金七拾九円

十一月一日受取済

精算高 一金百四拾五円五拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
山吹	壹株貳拾本立	五拾株	金拾銭	金五円
卯之花	高五尺壹株拾五本立	拾株	金拾五銭	金壹円五拾銭
琉球ツ、シ	高參尺以上四尺位迄枝張三尺以上	百七拾株	金五拾銭	金八拾五円
萩	壹株拾五本立	拾五株	金拾銭	金壹円五拾銭
桔梗	壹株拾五本立	拾五株	金拾銭	金壹円五拾銭
ス、キ		拾五株	金拾銭	金壹円五拾銭
熊笹	高參尺以上枝張參尺	參拾株	金拾銭	金參円
鈴掛	高式間以上枝張壹尺以上	拾株	金拾五銭	金壹円五拾銭
モリセ		拾株	金四円五拾銭	金四拾五円

右之通御明細相違無御座候也

大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土

明治廿八年十一月

西川平五郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号八】

大西音五郎

〔明細書〕

二条離宮御本丸御庭園改修二付小仕事人夫買上御入費明細書

一合金拾九円五拾六銭五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
人夫	七拾八人貳分六厘	貳拾五銭	拾九円五拾六銭五厘	

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿五日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所御中

【臨第一六号九】

福井彦太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭御改築二付樹木水掛人夫御雇費明細書

一合金八円六拾貳錢五厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木水掛用	人夫	参拾四人五分	金貳拾五錢	金八円六拾貳錢五厘

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治貳拾八年九月廿五日

福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一〇】

小林瀧之助

(明細書)

二条離宮本丸御庭作工事水盛小仕事大工并二手伝人夫御買上ケ明細書

一合金八円六拾七錢五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
水盛小仕事	大工	拾五人半	参拾五錢	金五円四拾貳錢五厘
同	手伝人夫	拾参人	貳拾五錢	金参円貳拾五錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市御車通広小路上ル九軒町

明治廿八年九月廿五日

小林瀧之助 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一一】

安達金次郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書

一合金八円拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自九月廿六日至十月廿五日ノ内三日間休	植木職	貳拾七人	参拾錢	金八円拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市出水通浄福寺西入東神明町

明治廿八年十月廿五日

安達金次郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一二】

川崎恒太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭作り植木職御買上御入費明細書

一合金九円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自九月廿六日至十月廿五日	植木職	参拾人	参拾錢	金九円

右之通明細相違無御座候也

京都市室町通出水上ル近衛町

明治廿八年十月廿五日

川崎恒太郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一三】

野村常次郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭作二付植木職御買上御入費明細書

一合金八円拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自九月廿六日至十月廿五日	植木職	参拾人	式拾七錢	金八円拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市室町通水上ル近衛町

明治廿八年十月廿五日

野村常次郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一四ノ一】

大西音五郎

（明細書①）

二条離宮本丸御庭園改修御請負御入費内金請求書

請負高金参百四拾貳円五拾錢

一合金百八拾六円 出来形六分八厘ニ対スル請求高

外 金百五拾六円五拾錢 追テ請求可致分

右之通御下渡被成下度、此段奉頭上候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

（明細書②）

二条離宮本丸御庭園改修御入費出来形ニ対スル明細書

一合金百八拾六円

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
西大手門内西北隅ニ於テ掘取	土砂	立七拾貳坪式合九夕	壹円九拾五錢	百四拾円九拾六錢六厘
月見台近傍最□□場所ニ於テ堀取	同	同四拾五坪三夕四才	壹円	四拾五円参錢四厘

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一四】

大西音五郎

（明細書）

二条離宮御本丸御庭園改修御入費明細書

請負高金参百四拾貳円五拾錢也

一合金五拾円拾貳錢五厘也 殘金請求高

外 金百八拾六円也 十月卅一日受取済

金百六円参拾七錢五厘也 減シ高

一金貳百参拾六円拾貳錢五厘也 精算高

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
盛土立九拾八坪西大門内西北隅ニ於テ掘取 一尺（カ）根石等稜取運送壹坪二七人八分掛	人夫	七百六拾四人四分	式拾五錢	百九拾壹円拾錢
同四拾五坪式夕五才最寄ノ場所ニ於テ掘取 二尺（カ）根石等□□運送壹坪二四八掛	同	百八拾人壹分	式拾五錢	四拾五円貳錢五厘

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月十九日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一五】

福井彦太郎

（明細書）

二条離宮本丸御庭園改修ニ付樹木水掛ケ人夫御買上ケ御入費明細書

一合金拾参円貳拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木水掛ケ用	人夫	五拾参人	金貳拾五錢	金拾参円貳拾五錢

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治廿八年十月廿七日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一六】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭園内雪見灯籠其他石据付御入費明細書
一合金拾参円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
雪見灯籠老本組立	人夫	拾式人	式拾五錢	参円
杵石老個据付	同	拾式人	式拾五錢	参円
大石老個据付	同	式拾八人	式拾五錢	七円

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一七】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭園改修用仲仕人夫御買上御入費明細書
一合金参拾円六拾九錢

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
人夫	百式人参分	参拾錢	参拾円六拾九錢	

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一八】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭園改修用土方人夫御買上御入費明細書
一合金四拾式円七錢五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
人夫	百六拾八人三分	式拾五錢	四拾式円七錢五厘	

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一九】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮内樹木御手入二付植木職人夫御買上御入費明細書
一合金八円拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
人夫	式拾七人	参拾錢	八円拾錢	

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二〇】 鶴田藤兵衛

(明細書)

主殿寮出張所構内二有ル松樹二条離宮御庭園江植替費明細書

内訳
一合金四拾円錢也

事由	名称	数量	価格	小計金
荒縄	貳拾貫目	壹貫目金五錢	金壹円	
運搬用車	四輛	老輛二付金壹円	金四円	
松樹掘起シ鉢造リ植付	植木職	老人二付金參拾錢	金拾五円	
運搬及地拵	人夫	八拾人	老人二付金貳拾五錢	金貳拾円

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月 日

鶴田藤兵衛（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号二一】
（明細書）
川崎九兵衛

二条離宮御本丸御庭園植付樹木御買上二付御入費明細書

一合金四百五拾円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
女松	高サ四間半 枝下七尺 通り貳尺七寸 張り貳間	老本	金參拾八錢	金參拾八円
同	同 同 同 同	同	金參拾七円	金參拾七円
桜	同 同 同 同	同	金拾壹円	金拾壹円
女松	同 同 同 同	同	金貳拾貳円	金貳拾貳円
同	同 同 同 同	同	金拾六円五拾錢	金拾六円五拾錢
同	同 同 同 同	同	金拾七円五拾錢	金拾七円五拾錢
桜	同 同 同 同	同	金貳拾貳円	金貳拾貳円
同	同 同 同 同	同	金九円	金貳拾七円

内訳
一合金參拾五円拾錢也

桜	同 同 同 同	老本	金拾円	金拾円
楓	高サ四間 枝下八尺 通り一尺五寸 張り一尺五寸	老本	金九円五拾錢	金九円五拾錢
同	同 同 同 同	同	金九円五拾錢	金九円五拾錢
同	同 同 同 同	同	金八円	金八円
同	同 同 同 同	同	金九円五拾錢	金參拾八円
同	同 同 同 同	同	金八円	金五拾六円
同	同 同 同 同	同	金八円	金拾六円
女松	高サ貳間半 通り老尺七寸 張り九尺	老本	金九円	金九円
同	同 同 同 同	同	金拾九円	金拾九円
同	同 同 同 同	同	金拾六円	金拾六円
女松	高サ貳間半 通り一尺五寸 張り一尺五寸	老本	金拾六円	金拾六円
同	同 同 同 同	同	金拾六円	金拾六円
女松	高サ貳間半 通り一尺五寸 張り一尺五寸	老本	金拾六円	金拾六円
同	同 同 同 同	同	金拾六円	金拾六円
男松	同 同 同 同	同	金拾八円	金拾八円
女松	同 同 同 同	同	金拾貳円	金拾貳円

右之通明細相違無御座候也

京都府下紀伊郡深草村字直違橋式丁目

明治廿八年十一月廿五日

川崎九兵衛（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号二二】
（明細書）
福井彦太郎

二条離宮二有之御所用柵木本丸内へ運送御入費明細書

一合金參拾五円拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
李樹七本丸内へ運送	仲仕人夫	百拾七人	金参拾銭	金三拾五円拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治式拾八年十一月廿五日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二三】 福井彦太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭御改築二付樹木并石運搬仲仕人夫御買上ケ御入費明細書
一合金参拾四円八拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	仲仕人夫	百拾六人	金参拾銭	金参拾四円八拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治式拾八年十一月廿六日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二四】 福井彦太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭御改築二付、樹木水掛ケ人夫御買上ケ御入費明細書
一合金式拾老円参拾五銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	人夫	八拾五人四分	金式拾五銭	金式拾老円参拾五銭

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治式拾八年十一月廿六日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二五】 川崎恒次郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付植木職御買上御入費明細書
一合金九円参拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十月廿六日至十一月廿五日	植木職	参拾老人	参拾銭	金九円参拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市室町通出水上ル近衛町

明治廿八年十一月廿五日 川崎恒次郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二六】 安達金次郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書
一合金九円参拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十月廿六日至十一月廿五日	植木職	参拾老人	参拾銭	金九円参拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市出水通浄福寺西入東神明町

明治廿八年十一月廿五日 安達金次郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二七】 鶴田藤兵衛

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作工事二付、植木職御雇上御入費明細書
一合金九円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	植木職	参拾人	老人二付金参拾銭	金九円

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿五日

鶴田藤兵衛 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二八】 井上清兵衛

(明細書)

二条離宮樹木手入二付、植木職御買上ケ明細書
一合金参円四拾五銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	植木職	拾老人五分	老人二付金参拾銭	金参円四拾五銭

右之通明細相違無御座候、以上

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿八年十一月廿日

井上清兵衛 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二九】 木村藤九郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭御改作二付、人夫御買上ケ御入費明細書
一合金五円拾六銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
御本丸御庭□□	人夫	式拾人六分四厘 (九)	老人二付式拾五銭	金五円拾六銭

右之通明細相違無御座候也

京都市下京区若宮通五条下ル二町目上錫屋町

明治廿八年十一月廿五日

木村藤九郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三〇】 西村安次郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書
一合金八円四拾参銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十月廿六日至十一月廿五日	植木職	式拾八人老分	参拾銭	金八円四拾参銭

右之通明細相違無御座候也

京都市上長者町通裏門東入須浜町

明治廿八年十一月廿五日

西村安次郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三一】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書
一合金九円参拾銭也

内訳				
事由	名称	数量	価格	小計金
	植木職	三拾老人	參拾錢	九円參拾錢

右之通り明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿六日
大西音五郎 (印)
主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号三二】 大西音五郎
(明細書)

内訳				
事由	名称	数量	価格	小計金
	土方人夫	百六拾九人五分	貳拾五錢	四拾貳円參拾七錢五厘

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿六日
大西音五郎 (印)
主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号三三】 大西音五郎
(明細書)

内訳				
事由	名称	数量	価格	小計金
	仲仕人夫	七拾人	參拾錢	貳拾老円

二条離宮御本丸御庭園御改修工事用仲仕人夫御買上御入費明細書
一合金貳拾老円也

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿六日
大西音五郎 (印)
主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号三四】 大西音五郎
(明細書)

内訳				
事由	名称	数量	価格	小計金
御本丸多門跡芝七百九拾老坪八合運送 植付手間共 平老坪二四分掛	人夫	三百拾六人七分	貳拾五錢	七拾九円拾七錢五厘

二条離宮御本丸多門跡芝植付運送御入費明細書
一合金七拾九円拾七錢五厘也

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月七日
大西音五郎 (印)
主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号三五】 鶴田藤兵衛
(明細書)

内訳				
事由	名称	数量	価格	小計金
櫻	高拾貳尺 枝張三尺ヨリ四尺迄	五拾七本	金六拾五錢	金參拾七円五錢

二条離宮御本丸御庭園植付樹木御買上二付明細書
一合金參拾七円五錢也

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月九日
鶴田藤兵衛 (印)
主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号三六】 川崎九兵衛

（明細書）

二条離宮御本丸御庭園御植付樹木御買上二付明細書
一合金拾六円也

事由	名称	数量	価格	小計金
楓	高サ三間半 廻り老尺六寸 植付共	貳本	金八円	金拾六円

右之通り明細相違無御座候也

京都府下紀伊郡深草村字直達橋二丁目

明治廿八年十二月五日

川崎九兵衛（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三七ノ一】

（明細書）

一金八円八拾錢也 二条離宮本丸内御庭園
改修工事場所付雇給料
明治廿八年十二月四日ヨリ 日数二十二日間
同年同月二十五日マテ 老ケ月金四拾錢
右之通り明細相違無御座候也

場取付

明治廿八年十二月二十六日

荒木吉三郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三七ノ二】

（明細書）

一金貳円四拾錢也 二条離宮本丸内庭園
改修工事場所付雇給料
明治廿八年十二月廿六日ヨリ 日数六日間
同年同月三十一日マテ 一ケ日金四拾錢
右之通り明細相違無御座候也

場取附

明治廿八年十二月三十一日

荒木吉三郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三八】

野村与兵衛

（明細書）

二条離宮本丸御庭園月見台道路土居用木材御買上ケ御入費明細書
一合金七円八拾錢也

事由	名称	数量	価格	小計金
	栗長拾尺 末參寸五分	貳拾五本	貳拾八錢	金七円
	檜長六尺 末老寸	拾本	八錢	同八拾錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市御幸町仏光寺下ル

明治廿八年十二月九日

野村与兵衛（印）

主殿寮御出張所会計課御中

（注文書）

明治廿八年十一月 主殿寮出張所
二条離宮本丸御庭園月見台道路土居用木材購入注文
一栗山ナグリ 長拾尺 貳拾五本
末口三寸五分
一檜丸太 長六尺 拾本
末口老寸

右之木材孰レモ疵摺曲等無之モノ相撰納入之事

一検査之節不都合之モノ有之時ハ何ケ度ニテモ取替可致事

村尾弥七郎（印）

野村与兵衛（印）

石来長四郎（印）

【臨第一六号三九】

野村与兵衛

（明細書）

二条離宮本丸御庭園月見台道路土居用木材御買上ケ御入費明細書

一 合金老円六拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	檣長六尺 末壹寸五分	貳拾本	八錢	金老円六拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市御幸町仏光寺下ル

明治廿八年十二月九日

野村与兵衛 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四〇】 野村与兵衛 (明細書)

二条離宮本丸御庭園樹木法杖用木材御買上ケ御入費明細書

一 合金參拾老円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	檣并式間 末貳二寸拾分	五拾本	參拾錢	金拾五円
	長式間半 末貳寸拾分	參拾本	參拾七錢	同拾老円拾錢
	長參間 末貳寸拾分	拾本	四拾九錢	同四円〇〇〇 (九拾錢)

右之通明細相違無御座候也

京都市御幸町仏光寺下ル

明治廿八年十二月十七日

野村与兵衛 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【注文書】

二条離宮本丸御庭園樹木法杖用木材購入注文

一 檣丸太 長 貳間半 末口 貳寸 三拾本

一 同 長口 貳間 五拾本
一 同 末口 貳寸 拾本

右購入候二付傷摺無之品相撰納入可致事

一 受負期日ハ申付候日ヨリ一周間ニ皆納可致事

右仕様熟覽之上不都合無之様投票可致事

野村与兵衛 (印)

村尾弥七郎 (印)

森崎徳次郎 (印)

【臨第一六号四一】 森崎徳次郎 (明細書)

二条離宮本丸庭園内天守跡据付用腰掛材御購入御入費明細書

一 合金四拾八円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
腰掛台	檣長老尺八寸 皮付丸太 径貳尺 五寸以上	壹個	貳拾五円	金貳拾五円
同	同老尺七寸 同 径貳尺	壹個	拾貳円	金拾貳円
同	同老尺七寸 同 径老尺五寸	壹個	五円	金五円
同	同老尺四寸 同 径老尺	貳個	老円貳拾錢	金貳円四拾錢
同	同老尺六寸 同 径老尺三寸	壹個	參円六拾錢	金參円六拾錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市御幸町通押小路上ル

明治廿九年一月廿日

森崎徳次郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【注文書】

明治廿八年十二月 主殿寮出張所

二条離宮本丸庭園内天守跡据付用腰掛材購入注文

- 一 椋丸太 長老尺八寸 壹個
- 一 同 径三尺 長老尺七寸 壹個
- 一 同 径式尺 長老尺七寸 壹個
- 一 同 径老尺五寸 長老尺四寸 壹個
- 一 同 径老尺 長老尺六寸 壹個
- 一 同 径老尺三寸

右之熟レモ皮付ニシテ干割無之物相撰片木口入念ニ削上納入之事
 一 受負期日ハ申付ヨリ十日間ニ皆納之事

右仕様熟知之上、不都合無之様積立投票可致事

来□□月七日午前十時開札

投票人

- 村尾弥七郎 (印)
- 森崎徳次郎 (印)
- 野村与兵衛 (印)

【臨第一六号四二】

鶴田藤兵衛

(明細書)

二条離宮御本丸御庭へ植付樹木御入費明細書

一 合金参拾四円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
琉球ツ、ジ	高三尺以上 枝張三尺以上	参拾株	金五拾銭	金拾五円
五月	高老尺五寸以上四尺マテ 枝張三尺以上	式拾株	金九拾五銭	金拾九円

右之通明細相違無御座候也

明治廿八年十二月廿二日

京都市上京区岡崎町 鶴田藤兵衛 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

(注文書)

明治廿八年十二月 主殿寮出張所

二条離宮本丸庭作ニ付樹木購入注文

- 一 琉球ツ、ジ 高三尺以上 枝張三尺以上 拾株
- 一 五月 高老尺五寸以上四尺迄 枝張三尺以上取交 四拾株

右熟レモ枝振宜物相撰納入之事

一 満老々年内ニ枯損致タル節者、直ニ取替可致事
 一 受負期日ハ申付ヨリ老週間ニ無相違皆納可致事

十二月十五日午前十時開札

投票人

- 鶴田藤兵衛 (印)
- 井上清兵衛 (印)
- 川崎九兵衛 (印)

【臨第一六号四三】

大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作ニ付、植木職御買上御入費明細書

一 合金七円八拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
植木職	式拾六人	参拾銭	七円八拾銭	

右之通明細相違無御座候也

明治廿八年十二月廿五日

京都市上京区岡崎町 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号四四】 西村安次郎

(明細書)

- 二条離宮御本丸御庭作二付、臨時植木職御買上御入費明細書
- 一合金八円貳拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十一月廿六日至十二月廿五日之内三日休	植木職	貳拾七人五分	參拾錢	金八円貳拾五錢

右之通明細相違無御座候也

京都市上長者町通裏門東入須浜町

明治廿八年十二月廿五日

西村安次郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四五】 大西音五郎

(明細書)

- 二条離宮御本丸御庭園御改修二付、土方人夫御買上御入費明細書
- 一合金貳拾壹円八拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	土方人夫	八拾七人貳分	貳拾五錢	貳拾壹円八拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月廿五日

大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四六】 福井彦太郎

(明細書)

- 二条離宮本丸御庭御改修二付、樹木水掛之御人夫御買上御入費明細書
- 一合金拾參円貳錢五厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	人夫	五拾貳人壹分	金貳拾五錢	金拾參円貳錢五厘

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治廿八年十二月

福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四七】 小林瀧之助

(明細書)

- 二条離宮本丸月見台土居木仕拵用大工御買上御入費明細書
- 一合金九円四拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	大工	貳拾七人	參拾五錢	金九円四拾五錢

右之通明細相違無御座候也

京都市御車通広小路上ル九軒町

明治廿八年十二月十八日

小林瀧之助 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四八】 鶴田藤兵衛

(明細書)

- 二条離宮御本丸御庭園周圍植付櫻御買上二付明細書
- 一合金九拾九円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
櫻樹	高四尺以上 五尺迄	參百本	金參拾參錢	金九拾九円

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿九年三月十日

鶴田藤兵衛（印）

主殿寮御出張所会計課御中

（注文書）

明治廿八年十二月

主殿寮御出張所

二条離宮御本丸御庭園周囲櫻植付注文

- 一 櫻 高四尺以上 二百本

右ハ見本之通壹兩年前根廻致有之モノニシテ、地際ヨリ板付追々成長ノ見込有之樹木相撰納入之上、植付場所ハ八分通ヲ以テ小石篩取植付水掛跡掃除迄入念ニ出来之事

一 受負期日ハ申付ヨリ十日間ニ皆出来之事

一 見本品ニ違カ或ハ植付方不都合ト見認タル節ハ取替申付候事

右仕様及現場熟覽ノ上、不都合無之様投票可致事

上京区岡崎町

鶴田藤兵衛（印）

川崎九兵衛（印）

井上清兵衛（印）

【臨第一六号四九】

成井頼佐

（明細書）

二条離宮御庭園写真撮影御入費明細書

一 合金参拾四円参拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
画面縦七寸 寸法横九寸	四ツ裁写真四枚撮	七組 但シ廿八枚	四円九拾銭 但シ壹組	参拾四円参拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市下京区八坂神社境内

明治廿九年二月一日

成井頼佐（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号五〇】

石田喜太郎

（明細書）

二条離宮御庭作写真入箱調製用木工職御雇御入費明細書

一 合金九拾九銭八厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	木工職手間	貳人八分五厘	壹人 参拾五銭	金九拾九銭八厘

右之通明細相違無御座候也

京都市今出川通寺町西入二筋目北柳風呂町

明治廿九年一月廿七日

石田喜太郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号五一】

木村藤九郎

（明細書）

二条離宮御本丸庭園植木保杖用人夫御買上ケ明細書

一 合金参円四拾五銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
御本丸庭園植木保杖遣イ	人夫	拾参人八分	壹人ニ付貳拾五銭	金参円四拾五銭

右之通明細相違無御座候也

京都市下京区若宮通五条下ル二町目上錫屋町

明治廿九年一月廿八日

木村藤九郎(印)

主殿寮御出張所会計課御中

(注文書)

明治廿八年 主殿寮出張所

二条離宮本丸御庭園植付樹木購入注文

一 樹木ハ別紙記載ノ員数、孰レモ風姿宜敷シテ、式ヶ年以上六ヶ年前ニ根廻シ致タルモノニ限り、現品検査ノ上購入入之事

一 受負申付ノ上ハ、翌日ヨリ着手、素縄ヲ以テ入念ニ根絨ミ致、本丸内ヘ運搬ノ上、指図ノ場所樹根之太サヨリ周囲老尺五寸以上、余分相付掘方之上、六分節ヲ以テ瓦礫草根篩取植付之上、水注入出来ノ上、瓦礫取捨之事

一 落成期日ハ申付ヨリ晴雨ヲ不論十日間ニ落成之事

一 落成之後老ヶ年間内ニ枯損致シタルモノハ、指図ニ随老週間内ニ植償可致事

老号	式号	一赤松	三号	一椈	五号	一同	七号	一椈	九号	一椈	拾一号	一椈	拾三号	一同
高四間半 目通二尺七寸	高四間 回リ二尺二寸	高三間半 回リ老尺四寸	高三間半 回リ老尺四寸	高四間半 回リ二尺六寸	高四間半 回リ老尺八寸	高四間半 回リ老尺八寸	高四間半 回リ老尺八寸	高四間半 回リ老尺八寸	高六間 回リ老尺六寸	高四間半 回リ老尺八寸	高四間半 回リ老尺八寸	高四間半 回リ老尺八寸	高三間半 回リ老尺六寸	高三間半 回リ老尺六寸
枝下七尺 張式間	枝下拾尺 張九尺	枝下拾尺 張九尺	枝下拾尺 張九尺	枝下三三尺 張三間	枝下八尺 張式間半	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間半	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下老間 張三間	枝下老間 張三間
老本 一同	老本 一松	老本 一同	老本 一同	老本 一椈	老本 拾号	老本 一椈	老本 拾号	老本 一椈	老本 拾号	老本 拾号	老本 拾号	老本 拾号	老本 拾号	老本 拾号
高八尺 回リ式尺	高五間半 回リ老尺九寸	高四間半 回リ老尺八寸	高四間半 回リ老尺八寸	高五間 回リ老尺六寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸	高四間 回リ老尺五寸
枝下四尺 張拾四尺	枝下七尺 張九尺	枝下八尺 張九尺	枝下八尺 張九尺	枝下六尺 張式間半	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下八尺 張式間	枝下老間 張三間	枝下老間 張三間
老本	老本	老本	老本	老本	老本	老本								

【注文書】

明治廿八年九月 主殿寮出張所

二条離宮本丸御庭園植付樹木購入注文

一山吹 但老株式拾本立 五拾株

一卯ノ花 但高五尺老株拾本立 拾株

一琉球ツ、ジ 但高三尺以上四尺位迄、枝張式尺以上 百七拾株

拾五号 一芟那木 高三尺以上 拾本 一松 高式間半 回リ尺七寸 張九尺 老本

拾七号 高式間半 回リ尺五寸 枝下四尺 張拾尺 老本 一同 高拾老尺 回リ尺式寸 枝下六尺 張七尺 老本

拾九号 高式間半 回リ尺五寸 枝下八尺 張七尺 老本 一同 高九尺 回リ尺三寸 枝下四尺 張拾尺 老本

式拾老号 高式間半 回リ尺七寸 式本立 枝下五尺 張口尺 老本 一赤松 高式間 回リ尺式寸 枝下六尺 張六尺 老本

投票人名 上京区岡崎町 鶴田藤兵衛(印)

左京区四条上ル錦大宮町 井上清兵衛(印)

大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土 植木職 西川平五郎(印)

山城国紀伊郡深草村宇直違橋二丁目 白黒吉兵衛(印)

同郡直違橋式町目 川崎九兵衛(印)

但高三尺以上四尺位迄、枝張式尺以上

一 萩 拾五株

但老株拾五本立

一 桔梗 拾五株

但老株拾五本立

一 ス、キ 拾五株

一 熊笹 三拾株

一 鈴掛 拾株

但高三尺以上枝張三尺

一 モクセイ 拾五株

但五株ハ高三間以上、枝張壹間半以上、拾株ハ高貳間以上、枝張壹以上

右ハ熟レモ根絨ミ入念ニ致納入之上、根株枝振等検査相受、不都合無之ト認
タル物ハ指図之場所へ植付、入念ニ水掛致締堅メ跡掃除迄出来之事

一 不都合之品ハ何ケ度ニテモ取替可致事

一 請負申付之上ハ、貳週間ニ皆出来之事

右仕様并ニ現場共熟覽之上、不都合無之様投票可致事

来ル九月廿一日午前十時開札

投票人

京都市上京区岡崎町

鶴田藤兵衛（印）

大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土

植木職 西川平五郎（印）

【庭園改修仕様書】

明治廿八年 主殿寮出張所

二条離宮本丸御庭園改修仕様

一本丸御庭園地平均 面積千六百八拾四坪九合

右仕様在来樹木悉皆掘起、素縄ニテ入念ニ根絨ミ致、離宮内各所差図ノ場
所へ植付、庭石灯籠及敷砂ハ惣テ地均致タル所へ併立置、跡地水盛ニ準シ
三寸通鋤取、高低無之様差図ニ随ヒ敷均ローラルニテ入念ニ締方致置、上

口三寸通ハ土氣無之、川砂利六分落ノ分敷込之事

但土中ヨリ石材等露出致タル節ハ掘起、鋤取残土共指図之場所へ運搬
可致事

一天守跡地盛 面積 百坪五合

右仕様樹木ハ前同様ニ致置、広場鋤取土ヲ以テ草根抜取、持込縁石上端ヨ
リ五寸下リニ敷均ローラルヲ以テ締方致、其上川砂前同様敷均之事

但前同断

一 多門跡地平均 面積 貳百七拾參坪

右仕様在来ノ小口掘起、指図之場所へ植付置、深サ貳尺堀方ノ上八分通シ
ヲ以テ小石草根共篩取敷均、不足ハ鋤取有之土ヲ以テ小石草根共篩取持込
敷均之事

但前同断

一月見台盛土 天端 徑貳間半 壱ヶ所
高サ 拾三尺

但勾配老割半

右仕様広場ニ於テ鋤取土ヲ以テ草根篩取持込、格好能円形ニ盛立之事

一天守跡井戸埋 壱ヶ所

右仕様各所ニ於テ篩取、跡小石ヲ以テ草根混セサル様抜取り持込、石垣ハ
其儘致シ埋方之事

一 芝植付 千三百坪

右仕様御苑内指図之場所ニ於テ巾老尺、長貳尺ニ切り取り、土砂篩ヒ取りノ
上、草根撰取運送致、透目無之様図取、指図相受植付ノ上、目潰ハ四分落川
砂土氣無之分ヲ以テ厚貳寸通敷均、月見台道路ハ土居木官典ヲ以テ指図之通
据付ノ上、芝伏外ノ地所ハ惣テ右合之白砂ヲ以テ不陸無之様敷均之事

一 樹木移植者好季節ニ於テ指図ニ從着手可致事

一本工事ハ樹木移植之季節有之ニ付、請負契約之上者樹木無之場所ヨリ取
掛、漸次竣工可致事

一 工事粗漏ニ濟力、或ハ職工等之所業不肖之雇有之時ハ、解約ヲ余シ請
負規則第十一条ニ準拠処分スベシ

一 請負申付ノ上者三日以内ニ着手、九月三十日限竣工スベシ

一天災、避ク可カラザル事変ノ外、竣工期日延滞スル時ハ、設日数ニ応シ、
 壹ケ日ニ付残工事之都合金額十分ノ式ヲ請負惣額ヨリ引去ルベシ
 右仕様現場等熟覽之上、不可解之義者篤ト承合之上積立入札スベシ

来ル十月十九日午前十時開札ス

大西音五郎代

松井太兵衛 (印)

渋谷松五郎代

浅野松三郎 (印)

津田庄太郎 (印)

木村藤九郎 (印)

【御請書】

御請書

一 今回式条離宮本丸各庭園御改修、并ニ御所広庭水溜、并ニ下水御改修及
 御所皇后宮御殿御庭池共水吐下水御改修工事請負被仰付候ニ就テハ、私共
 代理人職工及人夫等ニ於テハ御規則ヲ遵守可致ハ勿論、其他身上ニ於テ
 不正ノ所業無之候為メ、左ノ条件堅ク遵守可致候得共、尚ホ不都合□モ

「御□□□差上候也

一 御指図ノ土場外ニ猥リニ出入為致間敷候事

一 職工及人夫等ニ於テ、不正ノ廉有之候モノハ一切使用等不致候事

一 職工及人夫等ニ於テ、前科有之候モノハ一切使用不致候事

京都市上京区岡崎町第五拾九番戸

明治廿八年八月 日

大西音五郎 (印)

主殿寮出張所長心得

栗津職綱殿

解説

一 二条城本丸と桂宮御殿

※紹介資料の内容と『京都日出新聞』の記事を照合した箇所については、本書に掲載した編年資料
 における細目次の番号を「細27」のように記した。

元離宮二条城の本丸は、江戸幕府が譜代大名へ命じて寛永期に修築されたものである（『江城年録』〔寛永元年甲子五月吉日 二条御城中絵図〕）。本丸には、寛永三年九月に行われる後水尾天皇の行幸を前に本丸御殿等が築造された。行幸の後、城内の建物の一部は各地へ移築されることになった。本丸に関しては「御休息之間」や「御教寄屋御勝手共」などが移転の対象となった（『中井家文書』）。天明八年（一七八八）一月三〇日に生じた天明の大火では、本丸御殿等が焼亡した。同年四月には、「西御門」と「外御櫓太鼓塀」の新建修復の入札触が出された（『京都町触集成』）。天明八年の「二条御城中絵図」（陽明文庫所蔵）によると本丸御殿は再建されなかったとみられる。

慶応四年（一八六八）正月には、太政官代が置かれた。次いで明治四年（一八七二）六月には、京都府庁が移転した（『京都町触集成』）。明治十二年（一八七九）の「明治十四年二条城借受定約并本丸返戻一件所収、明治十二年明細書別紙図面」（京都府京都学・歴史館所蔵）では、本丸の北面に建築物が建てられていたことが確認できる。

明治一七年（一八八四）七月二八日には、宮内省や京都府などに対して離宮となったことの達しがあった（公文類聚・第八編・明治十七年・第五卷・儀制・朝儀・徽章、族爵・種族・勲等、宮廷・内廷・宮殿）国立公文書館所蔵）。

宮内省において二条離宮を所管したのは、主殿寮京都出張所であった。同出張所は、明治一六年（一八八三）九月、京都に設置された宮内省支庁の廃止後、その業務を引き継ぐかたちで明治一九年二月に開設された部署である。大正一〇年（一九二一）一〇月に廃止され、内匠寮出張所が設置された。それは、現在の宮内庁京都事務所の前身の一つである。

明治一九年三月三一日付の『京都日出新聞』（以下、『新聞』とする、細45）には、「客年伊藤伯が当地に来られたる節、二条城中を以て大臣以下貴頭を初め、各

国来遊の皇族及び公使等の旅館に充んとの事に決し、之を公旅館と称し、既に法殿舎の修繕に着手なる（後略）」とある。ここから当初の二条離宮の用途は、伊藤博文ら貴顕の宿所とすることが意図されていたようである。

明治二〇年一月一三日付の『新聞』（細93）によると、御所と桂離宮への行幸啓の際に「非常の節の御立退所の箇所」を「先例に依れば加茂大社又は聖護院等なるも」とされていたが、今回、二条離宮を以て第一適當の御場所となし、加茂、聖護院を第二とすることが定められた。これは、二条離宮が京都の行幸啓中における第一の非常御立退所となったことを示す。同時に二条離宮は、天皇らの行幸啓の地でもあり、外国人を含む貴顕や特別に許可された学生たちの拝観の受け入れ先にもなっていた。

二 二条離宮本丸庭園の庭造

二条離宮の成立から八年が経った明治二六年一月三日付の『新聞』（細202）によると、御所と各離宮の修繕費が増額された。同年四月二三日付の記事では、本丸内に京都御所の北側にあつた桂宮家の御殿（旧桂宮御殿）を移築し改修することが決まった。その経緯については、本書掲載の「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」を参照されたい。

「明治二十七年年度改築費明細」によるとこの「京都桂宮改造工事」は、明治二七年二月一日に起工し、同年二月三十一日に竣工した。総工費は一万三三八円三二銭四厘であった。『新聞』（細245）によると、二月二十六日に宇田主殿助³が出張して竣工に当たつての検分を行ったという。

明治二七年六月一日付の『新聞』（細238）では、旧桂宮御殿の移築の大作業が終わつた後、続いて本丸の庭として「古き意匠の山水」を築くことになると伝えた。その庭造は、植木商の井上清兵衛（京都市大宮通四条上ル錦大宮町）に命ぜられた。記事の中で井上は、「鳥羽天皇城南離宮の庭園の、今は僅に秋の山水のみ其形を存するを、幸ひ意匠を之に取り、更に工夫を加へて四季の山水即ち東を春、南を夏、西を秋、北を冬とし、四季の景色を造り出すこととし、近々着手する都合なり」とした。鳥羽離宮跡公園（京都市伏見区中島御所ノ内町）には、現在も白河天皇（二〇五三〜一一二九）が創建した鳥羽離宮

南殿の「秋の山」の遺跡と伝わる築山が残されている。⁴

「内匠寮技手本城清」の記名と捺印がある「明治二十七年年度改築費明細」の出来形の記載によると、庭園の中には、六一四個の石を据え、樹木六一七本と芝が植付けられ、白砂玉砂利が敷き均されたという。本文書は、二条離宮本丸御殿の建築と庭造の全てを対象としており、庭だけに對する起工日と竣工日の記載はない。庭に関する請求書の最初の日付は、樹木根廻に関する二月二六日、最後の日付は、庭造に関する二月一八日であった。

庭造の詳しい内容は、明細書の仕様注文書によって確かめることができる。庭園は「南広庭」と称され、御殿内には「中坪」と呼ばれる中庭が築かれた。これらの庭造は、「別紙図面ヲ目途トシテ庭作方可致之事」とあるように図面（図1、口絵3〜6）に基づいて行われた。

庭園を示す表現としては「売泉水」という語が散見される。「臨第四号ノ三拾五」の明細書では、工事請負の内訳の事由に「売泉水堀上ケ盛土地場トモ」と記しており、売泉水のために土を掘り、盛土を築いたことが知られる。また仕様注文書には、売泉水の底に平均で四寸厚の栗石を敷き詰めるなどして、「都テ雨水上流シ」するために「能クムラ直シ」をするよう指示が記されている。「売」の語には「欺く」という意味があり、売泉水とは「常には水がない偽りの園池」とも解釈できるが判然としない。⁵

庭造の請負者は、植木工（庭木根廻シ用植木職工費、庭木根廻シ用植木職工費、庭作費、庭木根廻シ用植木職工雇上費、庭石及沓石運搬並ニ据付費）が井上清兵衛、石工（庭園用其他白砂豆砂利栗石費）が村岡豊吉郎、手伝（庭園芝切取及運搬共費）が木村藤九郎である。これらの請負金額の合計は、六五四円六二銭五厘であった。

石や樹木は、仙洞御所や御所の北方にあつた旧二条邸、旧桂宮邸等より運び出されたものが使われた。旧二条邸からは、大小の樹木が約二〇〇本、臯月など下木が約一九〇株、橋石、雪見・春日灯籠、丸形手水鉢、石井筒、一尺から三尺の石が約五五〇個、栗石が立二坪余、二条離宮へ持ち込まれた。旧桂宮邸からの持ち込み分は、小笹が約五〇株、桜が約五〇本、梅が約二〇本、大小の松・杉が約二一三本、二尺から三尺までの庭石が約五〇個であった。

三 二条離宮本丸庭園の庭作（改修）

『明治天皇紀』の明治二十八年五月二十三日条によると、明治天皇が二条離宮本丸庭園を天覧した。その際には、明治天皇による庭園の改造についての勅命があった。以下は当該箇所抜粋である。⁶⁾

午後二時御出門、二条離宮に行幸あらせらる、侍従長候爵徳大寺実則陪乘し、宮内大臣子爵土方久元等共奉ず、義に忠召を以て、安政元年皇居炎上の際仮皇居に充てたまひし旧桂宮御殿（三階建御伝其の他）を今出川門内より該離宮本丸の地に移し、以て、先朝の遺跡を保存したまへり、是の日其の三階に昇御、眺望絶佳なるを欣喜に思召さるゝ旨を反復仰せらる、御苑の改造、草木の栽植等悉く聖旨に出づ、天皇、四山皆呈寿の句により、三層楼に呈寿と命じたまひ、久元をして之れを匾額に書せしめたまふ、其の他、松鶴の間・雉子の間・雲鶴の間等の御命名あり、七時四十五分還幸したまふ、(○官報、広島及び京都大本営へ行幸中書類、侍従日録、山口 正定日記)

「明治二十八年年度工事録」によると、改めて行われることになった「二条離宮庭作工事」は、庭園を中心とする工事として明治二十八年七月二日に起工し、同二十九年三月一〇日に竣工した。決算金額は、二九七七七一錢八厘であった。「明治二十八年年度工事録」の「二条離宮本丸庭園庭作工事上々申書」の末には、「主任 主殿属 梶田貞一」の記名がある。

出来形の記載によると、庭園の面積は一六八四坪九合であった。明治二十七年の工事で植えられ据えられた樹木と石は一旦取り除かれ、地面は鋤取って平らに均された。その上で一六尺五寸の築山を築き、取り除かれた樹木や下草等は、有り合わせのものと共に用いられた。不足分の樹木は、新たに購入したものも植え付けられた。灯籠及び石類は、取り除かれたものを再利用して配置された。庭園の敷地の中央とその他の箇所には、園路を設け、園路の周囲には野芝が植えられた。

庭園の工事と併せて、天守跡と多門（塀）跡の改修も行われた。詳細については省略する。

庭作工事に関わる職名は、植木職、芝伏、写真師、大工、手伝、土方、仲仕人夫、

場取付、木材の九種が挙げられ、請負項目は五目であった。明治二十七年の工事における職名が三種で請負項目が七目であったことをみれば、庭作工事の発注は細かく行われていたことが分かる。工事に参加した業者の数も相当増えており、明治二十七年の工事が三者であったのに対して、同二十八年の改造工事は一八者であった。

仕様書には、指図(差し図)を前提として工事箇所等が記された(口絵759)。明治二十七年の工事では、庭造を井上清兵衛が一手に請け負っていたのに対して、庭作工事は、複数の職域の業者が分担して行った。

庭園の「本丸地均シ」、月見台盛土人夫「雇、土方人夫雇」を請け負ったのは、大西音五郎(上京区岡崎町)であった。これは、地割の形成作業が大西により一括して行われたことを意味する。さらに「雪見灯籠其他据付」、「樹木据付並草根堀取」までも大西が担当した。大西は、明治二十七年の工事の際は、「地形用礫購入」のみを請け負っていた。上京区岡崎町在住の同姓同名の人物が、明治二十三年の「皇宮御用水路及水吐改築修繕工事」に携わっていたことが知られる。

植木植付等を請け負ったのは、川崎九兵衛(京都府下紀伊郡深草村字直違橋二丁目)と鶴田藤兵衛(上京区岡崎町)、西川平五郎(大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土)であった。そのうち鶴田藤兵衛は、「主殿寮出張所取ヨリ本丸ノ松樹移植」、樹木・琉球躑躅其他の購入も請け負っていた。

植木職雇は、安達金次郎(上京区出水通浄福寺通東神明町)、井上清兵衛、大西音五郎、川崎恒太郎(上京区室町通出水上ル近衛町)、鶴田藤兵衛、西村安次郎(上京区上長者町通裏門東入須浜町)、野村常次郎(上京区室町通出水上ル近衛町)らが請け負った。

庭作工事において購入し植え付けられた高木は、赤松(高さ八尺から四間半)三本、松(高九尺から五間半)八本、男松(高二間半)一本、桜(高さ四間から六間)一〇本、楓(高さ三間から五間)一〇本、芝那木(高さ三尺以上)一〇本であった。また櫻樹(高四尺以上五尺まで)と呼ばれる棗の一種の植え付けは、購入を経っていない。

マツについては、「赤松」、「松」、「男松」の三種が書き分けられている。「男

「松」は一般的にクロマツを示すことから、「松」の表記は交配種（アイグロマツ・アイアカマツ・アイノコマツ）の可能性がある。

低木は、琉球躑躅一七〇株、山吹五〇本、熊笹三〇株、萩・桔梗・ススキ・モクセイ各一五株、卯ノ花・鈴掛（コデマリ）各一〇株を購入し植え付けられた。

植木植え付け等の注文書には、工事に関する仕様が記されていた。請負者が購入する高木は、いずれも風姿が良いもので二年から六年前に根回しを行ったものに限り、現品検査の上で購入することが条件とされた。本丸への運搬は素縄をもつて入念に根を取り扱い、係員が指図する場所に対して、根鉢の大きさに応じて周囲一尺五寸以上の余掘りをし、瓦礫と草根を取り除いて植え付け、水を注入するよう定められた。取り除いた瓦礫の処分も併せて行われた。

高木の植え付け工事の期限は、天候を問わず、係員の申し付けから一〇日間であった。竣工後の一年の間にそれら樹木が枯損した場合は、一週間以内に植え付け補償をしなければならないとされた。

竣工時期には、下京区八坂神社境内の成井頼佐により写真撮影が行われた。⁸⁾

【注】

(1) 令和四年九月一五日付、宮内庁発甲第五五九号により、宮内省長官による利用制限の解除を受けた。

(2) 「明治二十七年改築費明細」と「明治二十八年工事録」については、内田仁『二條庭園の歴史』（東京農大出版会、二〇〇六年）において言及されているが、「元離宮二条城事務所蔵」と記載されている。

(3) 主殿寮出張所長を務めた宇田淵（栗園）については、黒田天外（謙）著『名家歴訪録 中編』（明治三二年、三四年）に詳しい。

(4) 内田仁「近代における二條城本丸庭園の地割・植栽の経年変化について」（『造園雑誌』五七（五）、一九九四年）では、「京都市伏見区の城南宮庭園を参考に、植木商井上清兵衛によって作庭されたことが判る」とする。一方、城南宮庭園・楽水苑は、昭和二九年に中根金作によって築造されたものである。

(5) 内田論文の「文献・補注（3）」では、「売泉水庭園」の「売」の字が明治時代独特の崩し漢字「空」の字であることがわかった」とする。

(6) 宮内省臨時帝室編集局編『明治天皇紀八 自明治二十五年〜至明治二十八年』吉川弘文館、二〇〇一年

(7) 京都府立京都学・歴史館蔵「主殿寮出張所囑託皇宮御用水路改修工事一件書」明三三〇〇二三

(8) 成井が撮影した写真については、内田論文において言及されており、それに該当すると見られる写真が掲載されている。なお、その写真は、工事録には含まれて居ない。

【付記】本稿で使用した資料の閲覧および利用に関し、ご高配を賜りました宮内庁書陵部宮内公文書館及び京都府立京都学・歴史館に謝意を申し上げます。

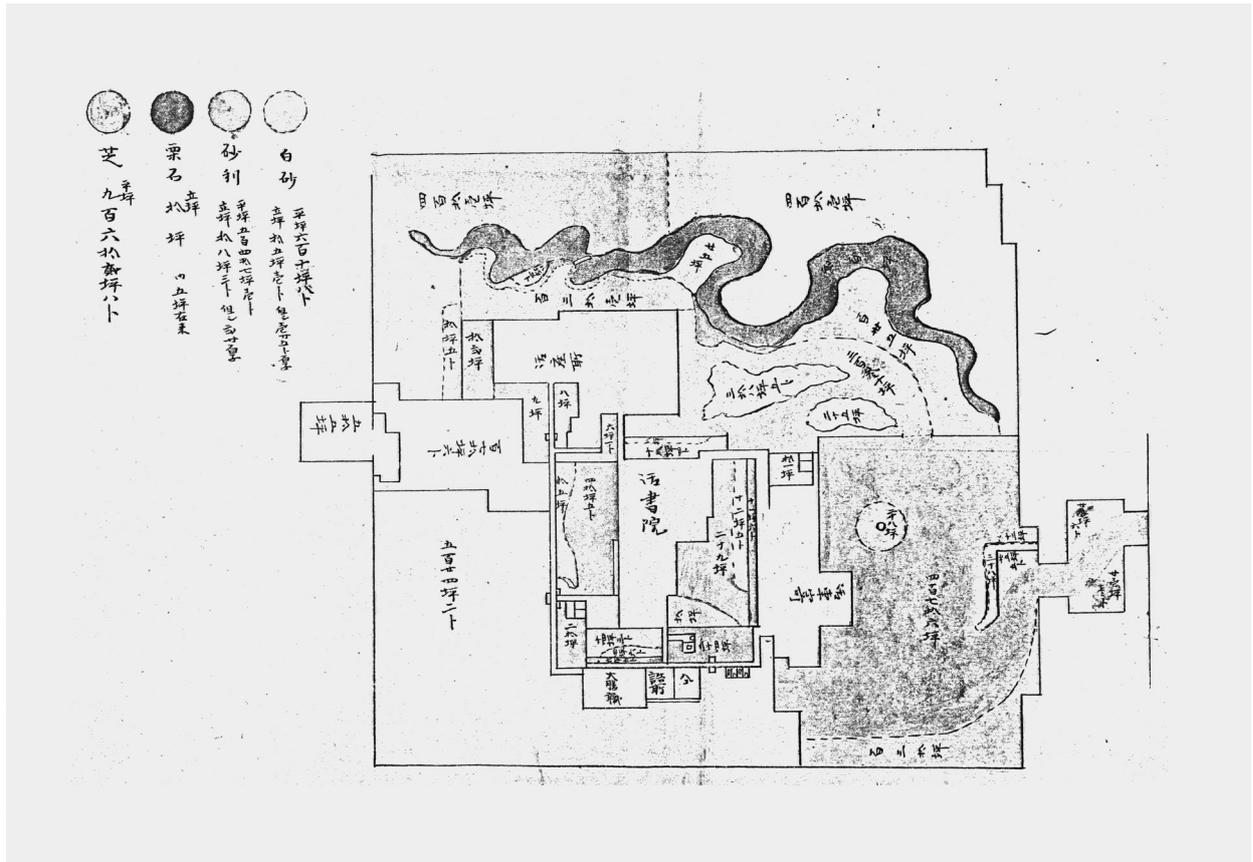


图 1 明治 27 年南広庭 庭作図

調査・研究活動報告

- 令和4年3月 小浜市立図書館酒井家文庫蔵京都所司代関係史料の調査〔柴崎謙信・杉谷理沙〕
- 令和4年3月 『令和3年度 二条城歴史講座〔記録〕』発行〔成安造形大学学長 小嵯善通氏・元京都女子大学教授 柴田純氏〕
- 令和4年4月 『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会①〔柴田純氏・京都大学名誉教授 藤井讓治氏〕
- 令和4年5月 『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会②〔同志社大学教授 小林丈広氏〕
- 令和4年7月 二の丸御殿〈大広間〉四の間特別入室解説会①〔松本直子〕
- 令和4年8月 二の丸御殿〈大広間〉四の間特別入室解説会②〔松本直子〕
- 令和4年10月 『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会③〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和4年10月 宮内庁書陵部宮内公文書館「工事録1 明治28年」「工事録2 明治28年」の調査〔杉谷理沙〕
- 令和4年10月 名古屋城 西の丸御蔵城宝館《鴉図杉戸絵》の調査〔中野志保・松本直子〕
- 令和4年11月 宮内庁書陵部図書寮文庫『淑子内親王桂御所御移徒ニ付被進御道具帳』ほか2点の調査
〔降矢淳子・松本直子〕
- 令和4年11月 宮内庁書陵部宮内公文書館「安政三年桂宮仮皇居之図 / 安政三年写」ほか2点（桂宮家および桂宮御殿）の調査〔降矢淳子・松本直子〕
- 令和4年12月 『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会④〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和5年1月 醍醐寺《松桧群鴉図屏風》の調査〔松本直子〕
- 令和5年1月 二の丸御殿〈黒書院〉二の間特別入室解説会①・②〔降矢淳子〕
- 令和5年1月 『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑤〔小林丈広氏〕
- 令和5年1月 京都府立京都学・歴史館「主殿寮出張所囑託皇宮御用水路改修工事一件書」ほか1点の調査
〔杉谷理沙〕
- 令和5年2月 『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑥〔柴田純氏・藤井讓治氏〕
- 令和5年3月 『研究紀要 元離宮二条城』第2号発刊

二条城障壁画 展示収蔵館活動報告

1、二条城障壁画 展示収蔵館 概要

二条城障壁画 展示収蔵館は、重要文化財の二の丸御殿障壁画を保存、公開するために、平成 17 年 (2005) 10 月 10 日に開館しました。二の丸御殿障壁画は、徳川將軍家が寛永元年から 3 年 (1624～26) にかけて行った大改修の際、狩野探幽率いる狩野派の絵師たちによって描かれました。二の丸御殿には、寛永期の障壁画を含む約 3600 面の障壁画が残されており、昭和 57 年 (1982) には、うち 1016 面が美術工芸品 (絵画) として重要文化財に指定されました。

これらの障壁画は、約 400 年間、御殿内で温湿度の急激な変化や虫害、紫外線などの影響を受け続けてきたため、褪色・亀裂・剥落など状態の悪化が進んでいます。そこで二条城では、昭和 47 年 (1972) より、原画を収蔵庫で恒久的に保存することを目的として模写を制作し、御殿内の原画とはめ替える「模写事業」を開始しました。現在、重要文化財に指定された 1016 面は、全て御殿から取り外されて収蔵庫で保管されています。当館では、修理が完了した障壁画を中心に、年 4 回の展示替えを行い計 240 日ほど公開しています。また、エントランスでは、鋳金具や城内から発掘された埋蔵文化財等も展示しています。

2、令和 4 年度 原画公開の概要と入館者実績

展覧会名	会期	日数	入館者数
〈黒書院〉の桜と山水 ～対面所に見る和漢の競演～	4 月 21 日 (木) ～ 6 月 19 日 (日)	60 日間	10,805 人
松鷹 ～將軍の武勇を示す障壁画～	7 月 14 日 (木) ～ 9 月 11 日 (日)	60 日間	10,402 人
よみがえる狩野派の美 ～模写事業 50 周年記念展～	10 月 6 日 (木) ～ 12 月 4 日 (日)	60 日間	12,669 人
新春を寿ぐ ～松竹梅～	12 月 23 日 (金) ～ 令和 5 年 2 月 23 日 (木・祝)	60 日間	13,183 人

3、令和 4 年度 原画公開展示解説 [和英]

[和文]

第 1 期 「〈黒書院〉の桜と山水 ～対面所に見る和漢の競演～」

現存する二の丸御殿の障壁画は、寛永 3 年 (1626)、後水尾天皇 (1596-1680) の二条城行幸に先立ち、制作されたものです。今回は、なかでも〈黒書院〉と呼ばれる棟のなかの、一の間と二の間の障壁画を展示します。ここは、江戸時代初期には「小広間」と呼ばれ、勅使や親王といった高位の公家や、徳川家に近い大名たちが將軍と対面する場所であり、二条城行幸の際には高位の公家の饗応の場となりました。

桜と山水 ～ 二つの技法と主題 ～

〈黒書院〉一の間・二の間障壁画の大きな特徴は、二つの描画技法、二つの主題で描かれた障壁画が、一つの空間に並んで設置される点です。その一つは、金箔を背景に、鮮やかな色彩で春の景色を描く《桜花雉子図》です。一の間では、違棚の天袋、付書院の腰障子と西面の長押上貼付を除く、壁面と戸襖に、二の間では戸襖と襖に、この《桜花雉子図》が描かれます。そこには、盛春に花を咲かせる桜を中心に、初春に咲く梅、晩春に咲く躑躅とともに、雉子、燕、鳩、インコ、山鳥など多種多様な鳥が描かれ、生命力に満ちた晴れやかな雰囲気と、初春から晩春へという季節の移ろいを感じられます。桜の花や垣根には、絵具の胡粉を盛り上げて、浮き彫りの様な立体感が与えられています。この《桜花雉子図》は、当時若手の狩野尚信 (1607-50) が、狩野派のベテラン絵師のサポートを受けながら描いたと考えられています。

もう一つの障壁画は、墨と淡彩で、山中から水辺へと続く風景を描く《楼閣山水図》です。これらは、一の間

では天袋と腰障子、そして西面の長押上貼付に、二の間では、西面と南面の長押上貼付に描かれています。これら一連の長押上貼付には、楼閣のある山奥から岩山が連なり、そこから船着場へ、さらに帆船が浮かぶ水辺へと続く風景が描かれ、人物の風俗や建物の様式から、中国の風景を描くことが分かります。《桜花雉子図》とは対照的な、枯淡で静謐な雰囲気漂います。この《楼閣山水図》の筆者については、尚信ではない、他の狩野派の絵師が描いたとされています。

このように、異なる技法と主題で描かれた《桜花雉子図》と《楼閣山水図》は、他方で、砂子や切箔がふんだんに使われる点に共通性があります。これら細かく刻んだ金箔は、《桜花雉子図》では雲の輪郭付近に撒かれ、《楼閣山水図》では雲の輪郭を量して曖昧なものとし、また、靄そのものを表す手段としても用いられます。加えて、《楼閣山水図》には、雲の表現として金箔がそのまま使用される部分もあるため、砂子や切箔を含む金箔の使用が、これら二つの障壁画に統一感を与えています。

和漢の組み合わせ ～ 室町時代の美意識を継ぐ ～

現存する近世初期の城郭や寺社の建物においては、一つの部屋を飾る障壁画は、多くの場合、同じ技法、同じ主題が選択されます。では、なぜ〈黒書院〉一の間・二の間のように、異なる技法と題材の障壁画が併存する空間が作られたのでしょうか。

その理由の一つは、この〈黒書院〉(小広間)が、内向きの対面所であることを示そうとしたためと考えられます。すなわち、この棟は、金地着色の障壁画が描かれる、公的な将軍との対面所〈大広間〉と、墨画淡彩で障壁画が描かれる将軍の居室〈白書院〉(御座の間)の間に位置します。棟の持つ性格が、〈大広間〉と〈白書院〉の中間的な位置にあることを、障壁画の技法と主題によって示そうとした可能性があります。

もう一つの理由は、室町時代(1338-1573)の上流社会において育まれた、和漢の美術品を組み合わせるといって鑑賞方法を継承することを強く示そうとしたためと考えられます。当時、中国からもたらされた水墨技法による絵画は唐絵と呼ばれ、他方、それまで日本で行われてきた濃彩や金箔を用いる絵画は大和絵と呼ばれるようになりました。室町幕府の将軍や高位の公家の邸宅、有力な寺社仏閣には、天皇の行幸等、特別なイベントを行う際には「会所」と呼ばれる場が設けられ、そこに和漢の美術工芸品が並べられ、鑑賞されました。伏見宮貞成親王(1372-1456)の『看聞日記』や、宝徳2年(1450)から大永7年(1527)に書かれた『大乘院寺社雑事記』には、七夕の座敷室礼として立てた大和絵の屏風に唐絵の掛け軸がかけられたことが記述されており、当時の上流社会において和漢の絵を組み合わせる鑑賞することが、行われていたことが分かります。

上述した後水尾天皇行幸の際、二条城二の丸御殿でも、〈大広間〉一の間の大床に、中国の絵師、牧谿(生没年不詳、13世紀後半)筆の水墨画の掛け軸が掛けられていることから、こうした金地濃彩の絵に水墨の絵を組み合わせる室礼は、まだ生きていたと考えられます。ただし、〈大広間〉一の間は、行幸時、すなわち天皇やその家族が入室することを前提とした室礼であり、その後、武家や異国の使者との対面の際には、どのような室礼だったのかは分かっていません。他方、〈黒書院〉一の間・二の間の障壁画は恒久的な設置であり、〈大広間〉の掛け軸に比べて、唐絵の占める面積はより大きく、和漢の対比が強調されるという違いがあります。

この違いは、〈大広間〉が、基本的には、武家や異国の使者との対面に使われるのに対し、〈黒書院〉(小広間)は、主に高位の公家や徳川家に近い武家との対面に使われるという違いに由来すると考えられます。つまり、〈黒書院〉一の間・二の間の障壁画は、和漢の教養に通じると想定される人々に対して、足利家の将軍や親王など上流階級の人々の邸宅で行われた文化的実践を、徳川家も理解し、共有していることを、強調して伝えるという意図が込められたのではないのでしょうか。華やかな春の景色と、静かに広がる自然の風景の取り合わせには、徳川家から、この部屋に入る者たちへのメッセージが含まれているのではないかと思うのです。

(中野志保)

第2期「松鷹 ～将軍の武勇を示す障壁画～」

今回は、二条城二の丸御殿障壁画の中でも、最も知名度が高い〈大広間〉四の間《松鷹図》を公開します。修

理が完了した四の間北側の画面（正面に展示）と、〈大広間〉の西廊下に嵌められていた杉戸絵《松鷲図》（正面
向かって右に展示）は、当館初公開です。

巨大な松と猛禽

二の丸御殿の中心に位置し、公式の対面所を備える〈大広間〉の壁面には、天井近くまで届く巨大な松が描かれます。対面所となる一の間から三の間に対して、四の間は裏側の間ですが、その面積は〈大広間〉の中で最大を誇ります。西側の壁面（正面向かって左に展示）には、二条城で最大の松の絵があり、その幅は10メートル以上にもなります。松の頂は天井すれすれに設定され、左右に枝葉が豊かに広がります。四の間の松は、一の間から三の間の松に比べて、枝葉の量が多く、一つ一つの葉叢が大きく描かれます。北側の壁面（正面に展示）では、二本の松が前後に配置され、太い幹が根元からほぼ真上に伸びるとともに、多くの葉叢が画面を埋め尽くすかのように配置されます。このように四の間の松は、〈大広間〉はもとより、二の丸御殿中でも随一の力強さと豪華さを示していますが、これらの木々に負けないくらいの存在感を示すのが、実物よりも大きく描かれた猛禽類です。

四の間には、西側の松に止まる鷲、その松の左側の岩上から松を見上げる鷹（熊鷹）、南側（正面向かって右に展示）の松の枝から斜め下の獲物を窺うかのような鷹の三羽が描かれます。鷹を飼い慣らして行う鷹狩は、古来、洋の東西を問わず権力者たちによって行われました。日本では武家の台頭とともに、鷹狩が武家の間でも盛んになり、戦国時代には各地の大名に広がったといわれます。二条城を築城した徳川初代将軍家康（1543-1616）が鷹狩を好んだことは有名で、鷹とともに描かれた肖像画が遺されているほどです。徳川幕府は、公家の鷹狩を禁じるとともに、大名による鷹狩を統制し、さらには鷹や鷹狩の獲物を献上または下賜することを、主従関係を保持するための政策として重視しました。

鷹の絵も、武家を中心に愛好され、中国や朝鮮半島から数多く輸入されました。その多くは、縦長の画面に鷹が単独で描かれるもので、日本の画家たちもそれらを手本としたような作品を描くようになりました。やがて、鷹を松や山水とともに描く大画面の屏風が出現し、また織田信長（1534-82）の安土城天守には、鷹が描かれていると想定できる「鷹の間」があったと記録されています。

徳川の城郭に描かれた鷹は、その勇猛な姿に将軍の武勇を重ね合わせることが出来るとともに、鷹と鷹狩が支配体制を維持する手段の一つとなっていたことから、徳川幕府の権力をも象徴していると捉えることができます。

《松鷹図》と《松鷲図》杉戸絵 ～筆者について～

〈大広間〉の障壁画は、後世、取り換えられた廊下や帳台の間のものを除いて、すべて狩野探幽（1602-74）が描いたと考えられてきました。しかし、先に述べたように、四の間の松は、一の間から三の間のそれらに比べて、力強く大きく描かれています。それに加えて、四の間の松の背景には、雲の切れ間から覗く遠景や、水流が描かれることによって、画面に余白がほとんど無いのに対し、一の間から三の間には、何も描かれていない金地の余白部分が大きいという違いもあります。四の間北側壁面の左側の松は、画面の最下部からではなく、やや上方の金地の地面に根を下ろしており、右の松よりもやや左奥に生えていることがはっきりと示されています。松の手前に棚引く金雲や、松の後ろに流れる水辺も、この部屋の松がある程度奥行きのある空間に生えていることを示しています。対して他の部屋では、松はすべて、金地を背景に画面の最下部から立ち上がっています。以上のことから、四の間は、奥行きのある空間に、松を中心としたモチーフが画面を埋め尽くすように描かれた、迫力のある画面となるのに対し、一の間から三の間は、奥行きを感じさせない代わりに、広い金地を背景に松の姿が印象づけられる、すっきりとした画面になっています。

明らかに質の異なる描き方から、1990年代には、探幽ではなく狩野山楽（1559-1635）を筆者とする説が提示されました。二条城では、展示収蔵館の開館以来、両論併記としてきましたが、杉戸絵等の調査を進めた結果、四の間の筆者を山楽と判断し、平成31年（2019年）度の展示以来、山楽説をとっています。その判断の根拠の一つとなったのが、今回展示している《松鷲図》杉戸絵との違いでした。《松鷲図》は、〈大広間〉の西廊下に位

置し、松の枝ぶりが、一の間や三の間に酷似するものがあることから、探幽筆が確實視されています。一方、鷲のポーズは、四の間南側の鷹と共通することから、四の間を探幽とする説の根拠の一つとなっていました。しかし、両者を比較するといくつもの相違点が見つかります。向かって右側の脚が、鷲では短く湾曲しているのに対し、鷹では長く筋肉を感じさせるくびれがあること。尾羽の形が、鷲では中央付近がやや膨らんでいるのに対し、鷹では平行であること。風切羽の形が、鷲では幅が広く先端がやや広がるのに対し、鷹では幅が狭く先端が纏まっていること。描線は、鷲がやや硬質で細くてほぼ均質であるのに対し、鷹はゆったりとして肥瘦（太いところと細いところ）があること。その他に、目の形、趾の形も異なります。四の間の鷹の爪や羽の形はむしろ、大覚寺にある山楽筆《松鷹図》に共通すること。四の間西側の松の形が、山楽筆と考えられている妙心寺天球院の《松図》に近いことから、二条城の《松鷹図》も山楽筆と判断するに至ったのです。

一の間から三の間では、若き探幽が、新しい時代にふさわしい清新な障壁画を展開したのに対し、四の間では、桃山の巨匠の一人に数えられる山楽が、〈大広間〉最大の画面に勇壮な《松鷹》を描き上げたのです。

(松本直子)

第3期「よみがえる狩野派の美 ～模写事業 50周年記念展～」

二の丸御殿障壁画は、寛永3年（1626）に完成した二条城大改修の際、狩野派の絵師たちが制作しました。昭和57年（1982）に重要文化財（美術工芸品）指定を受けています。京都市では、これに先立つ昭和47年（1972）から、原画を収蔵庫で恒久的に保存するために、模写を制作し原画とはめ替える事業を行ってまいりました。本展は、模写制作事業の50周年を記念して開催するものです。

模写とは

模写とは、絵を模して描き写すこと、また、その描き写したものを意味します。模写に対して、元になる絵は原画や原本と呼ばれます。模写の目的は劣化や損傷、災害等による滅失のリスクに曝される原画を後世に伝えること、大画面である等の理由で移動が難しい原画を遠隔地に伝えること、制作者にとっては先人たちの画技を学ぶことにあったとされます。写真や印刷の技術が現代ほど発達していない時代において、模写は、物質であるがゆえに生じる保存や移動における時間的・地理的制約を超えて絵を伝える唯一の方法であり、絵を学ぶための重要な手段の一つでした。

模写の歴史は古く、文献上では、4世紀の中国で既に行われていたことが分かっています。その手法は原画の上に薄紙や絹を重ね、透けて見える原画の線を写す「敷き写し」であり、10世紀には、原画を隣に並べて見比べながら描く「臨模」が加わったとされます。こうした手法は日本にも伝わり、多くの模写が制作されました。

模写を描く際の方針は、大きく分けて「現状模写」と「復元模写」の2種類があります。「現状模写」は模写を行う時点での画面の状態を忠実に写すものであり、傷や絵具の剥落をも描き写します。「復元模写」は原画が制作された当初の画面を想定して描くもので、画面の損傷等、制作当初から変化した部分は、元の状態を想定し復元します。模写を制作する際の手法や方針は、目的に応じて選ばれてきました。

はじめりは杉戸絵

昭和30年代から40年代、高度経済成長に沸く日本では旅行ブームが起り、当時、二条城の来城者も増加していきました。それに伴い、二の丸御殿の観覧も、お客様のグループをガイドが案内する方法から、それぞれのお客様が自由に観覧する方法へと変わります。そこで、障壁画の保存と自由観覧をいかに両立するのが課題となりました。とりわけ観覧ルートとなる廊下の杉戸絵については、喫緊の対策が求められる状態であったため、昭和44年（1969）、杉戸絵の現状模写を紙に描き、これを下図として模写の杉戸絵を作成し、原画とはめ替えることが計画されます。〈式台〉杉戸絵《唐獅子図（現状模写）》（展示室左側）は、この時に制作された「下図」です。原画の《唐獅子図》は板に描かれるという違いはありますが、現状模写には、絵具の剥落や画面の傷跡、木目、細かい金具の文様などが克明に写されており、制作者の並々ならぬ技術の高さと意気込みが感じられます。

しかし、昭和46年(1971)に行われた有識者会議の提言を受け、計画は大きく変更されました。模写を制作してはめ替えを行う対象に、部屋内の、建具や壁の障壁画も含めること、天井画は同種類の図柄のもの各1点を模写することとなりました。この時に計画された模写の面数は1000面強。前代未聞の規模となる模写事業は、昭和47年(1972)に始まり、令和3年(2021)度末までに817面の模写が完成し、679面の模写が、原画とはめ替えられました。現在も、模写の制作とはめ替えの事業は続いています。

どのように描き、何を伝えるのか ～模写制作の方法と意義～

上述の有識者会議の提言を受け、二の丸御殿障壁画の模写は、可能な限り原画と同じ材料を使い、手描きで行うこととなりました。また、仕上がりは、基本的には復元模写としつつ、古色を帯びた御殿の柱等と色彩上のバランスをとるために、100年程度が経過したという想定で古色を付ける「古色復元模写」とすることが決まりました。

二条城の模写の制作手順は、まず、紙の代わりに半透明のフィルムを使い、上述した「敷き写し」を行います。次に、このフィルムを模写用の紙の上に敷き、あいだに木炭を擦り込んだ和紙(ねん紙)を挟み、フィルムに写し取られた原画の輪郭線を鉄筆でなぞって転写します。このとき後世の修理で補われた部分は、どのように復元するのか、日本美術史の専門家を交えて検討します。その後、原本を傍らに見比べる「臨模」の方法で、墨線を描き、金箔を貼って絵具を塗り、仕上げていきます。

このようにして制作されたのが、展示室正面の〈黒書院〉牡丹の間《牡丹図(古色復元模写)》と展示室右側の〈白書院〉四の間《雪中梅竹小禽図(古色復元模写)》です。この《牡丹図》とその原画を比べると、葉脈や花の蕊など、原画の細やかな描写が、忠実に写し取られていることが分かります。《雪中梅竹小禽図》の原画は、後補と考えられる金泥が、広く厚く塗られているため、水墨に淡彩で描かれた花鳥に比べ過剰に目立っています。当初、金泥は、花鳥が引き立つよう控えめに施されていたと考えられるため、模写は、金泥を引く箇所と厚みを減らして復元されました。

このように、400年という時間を超えて、制作当初の絵師たちの技術や美意識を汲み取りながら描かれる模写の障壁画は、それらを現代によみがえらせ、さらに遠い未来へと伝える役割を担って御殿の中にはめ込まれます。本展を通して、模写の歴史的、芸術的意義にも思いをはせてもらえれば幸いです。

(中野志保)

第4期「新春を寿ぐ ～松竹梅～」

寛永3年(1626)、二条城の二の丸御殿は、後水尾天皇(1596-1680)を饗応するため、三代将軍徳川家光(1604-1651)の時代に改修されました。この時、新たに描かれた障壁画は、御殿内の装飾の中心をなすものとして、室内を華やかに引き立てました。その中に、松竹梅があります。今回は、二の丸御殿を彩る障壁画から、壮大な松、虎が住む竹林、うっすら雪を積もらせた初春の梅や松を各棟より選んで、ご紹介します。

松竹梅とは

真冬でも青々と葉を茂らせる松、積雪にも折れず、また色あせない竹、寒中に蕾をつけて花を咲かせる梅。中国において、松・竹・梅のそれぞれが吉祥文様として絵画に描かれるようになった歴史は古く、「松竹梅の取り合わせ」で描かれるようになったのは、南宋(1127-1279)頃と考えられています。初め、松竹梅は石や水、蘭などと描かれることがありましたが、次第に『論語』に由来して、風雪や厳寒に耐える「歳寒の三友」として定着しました。

「歳寒の三友」とは、苦しい時期を乗り越えてこそ、人の本当の価値がわかるという、君子の節操を例えた道徳を示すものです。これは、現在、日本で用いられている松竹梅の意味とは異なったものだといえます。

日本において、中国から伝来した松・竹・梅のそれぞれの意匠は、吉祥を意味するものとして、平安時代(794-1185)頃に貴族の間に定着しました。「松竹梅の取り合わせ」は、鎌倉時代(1185-1333)頃、禅宗の流行と

ともに知識人の間で用いられ始めますが、絵画や工芸品などの意匠で多く見られるようになるのは、時代が下った18世紀以後のことです。この頃から民衆の間で、お正月や結婚式などの儀礼の際に、衣装や装飾、地歌や箏曲などで徐々に用いられるようになり、おめでたいことを象徴するものや縁起物として、現在のように定着していったと考えられています。

中国における松竹梅は、道徳的なもので日本のように、おめでたいことを象徴するものや縁起物として用いられませんでした。日本の松竹梅は、江戸時代の半ば以降、独自に発展し、和様化したといえます。

江戸時代初期に描かれた二の丸御殿の障壁画の松竹梅は、和様化して広く一般に認められる以前のものであり、中国から伝来した道徳的な意味合いを色濃く残しているものといえるでしょう。

—松—

松は常緑で寿命が長く、大木になると風格や気品が醸し出されます。そこには、人物や組織の末永い長寿の願いが込められました。

二の丸御殿〈式台〉式台の間には、《松図》(狩野探幽 [1602-1674] または狩野山楽 [1559-1635] 筆)が描かれています。式台の間は、昇殿者が老中と面会する場所で、〈大広間〉での将軍との対面に備えて用件を伝えたり、将軍への献上品の取次を求めたりする場であったとされています。

《松図》は、正面に2本の松が堂々とした風格で床から天井近くまで生い茂ります。金地を背景に周囲にものをほぼ描かず、壁面いっぱい広がるような構成で、くねった幹や枝葉が絶妙なバランスで配されています。部屋の四方が松に囲まれるように、東西南の三方の長押上にも松が描かれています。

室内を厳かな空間に演出する威風堂々とした松。昇殿者は、豪壮な松に囲まれながら老中に対面しました。

—竹—

成長が早く、豊かに根を広げる竹は、常緑で風雪に負けない、しなやかさと強靭さを持っています。生命力が強いことから子孫繁栄を示すものとも考えられてきました。

二の丸御殿で最も目を引く竹は、〈遠侍〉で虎とともに描かれているものです。〈遠侍〉は、二の丸御殿の棟の中で最大の面積と部屋数を有し、北東に勅使のための対面所である勅使の間が備えられ、公武の使用が明確に分けられています。昇殿者が玄関から入り、まず足を踏み入れる場所でした。

竹と虎は、仏典に関わる主題であったことなどから、日本でも多く描かれました。〈遠侍〉《竹林群虎図》(狩野甚之丞 [1583-1628] 筆)に描かれる、虎がくつろぐ竹林からは、その力強く伸びる姿に生命力が感じられます。まっすぐに伸びた竹は、いったん金雲に隠れ、長押上で再び金雲から姿を現し、さらに上空の金雲へと姿を隠します。雲間から覗いたり、雲を突き抜けるように描かれた竹は、空間に遥かな高さを感じさせるものとなっています。一の間から三の間とも、長押上まで四方に竹が描かれ、部屋全体が竹林になるよう構成されています。

昇殿者は、天まで届くような竹林の中で虎たちと共に、将軍との対面を待ちました。

—梅—

中国からもたらされた梅は、豊かさや優美さの象徴とされ、平安貴族は梅を愛でることで、中国のみやびを学習したとされます。

二の丸御殿で梅は、〈黒書院〉一の間の大床に松と竹と共に描かれています。〈黒書院〉は、かつて「小広間」といわれ、将軍と特別な昇殿者との対面に用いられました。和やかで親密さを感じさせつつも、威厳をただす場所だったとされています。

威圧的な巨松を中心に描かれた〈大広間〉や式台の間の松と比べると、〈黒書院〉一の間の大床に描かれる《松柴垣禽鳥図》(狩野尚信 [1607-1650] 筆)は、一瞬の自然の風景を描写したかのような構成をしています。柴垣は、雪の積もった様子を銀で表現しているため、現在は、黒く変色していますが、本来は銀世界となっていたはずで、松にもうっすらと雪が積もり、そこにはカケスとシマヒヨドリが羽を休め、傍らに、梅がひっそりと蕾

を付け花を咲かせています。そして、違い棚に配された、まっすぐ伸びる竹は、金雲を突き抜けるように上へ伸びています。松竹梅のモチーフを巧みに用いて、春の訪れを感じさせる空間に仕上げられています。

この作品は、松竹梅の和様化が進む以前に描かれたものなので、逆境に負けない人間であるように戒める「君子の徳」を意味するものとして、将軍の背後に描かれたと考えられます。昇殿者は、特別な対面所で、凜とした寒さの緊張感の漂う松竹梅を背にした将軍に、見えました。

現在の私たちとは違う感覚で描かれただろう、二の丸御殿の松竹梅。同じ松竹梅でも、江戸時代の初め頃には違って見えていたことでしょう。一味違った松竹梅をご覧ください、新春を寿いでいただけたら幸いです。

(降矢淳子)

[英文]

Nijo-jo Castle Painting Gallery; Spring Exhibition in 2022

Cherry Blossoms and Landscapes in Kuroshoin : Artistic combination of Japanese and Chinese styles discovered in Taimensho

The existing mural paintings of the Ninomaru-goten Palace were created in 1626, prior to Emperor Gomizuno-o's (1596-1680) visit to Nijo-jo Castle. In this exhibition, the mural paintings of the Ichi-no-ma (First Room) and the Ni-no-ma (Second Room) in the area called "Kuroshoin" are exhibited. These rooms were called "Kohiroma" in the early Edo period (1603-1868) where high-ranking court nobles such as imperial messengers and princes, as well as feudal lords close to the Tokugawa family, would meet the shogun. The rooms also served as the banquet venue for the high-ranking court nobles when the emperor made his visit to castle.

Cherry Blossoms and Landscape : Two artistic techniques and subject matter

One of the main features of the mural paintings in the First and Second Rooms of the "Kuroshoin" is that paintings created with two different techniques and featuring two different subjects are placed side by side in a single space. One of them is "Okakiji-zu" (Cherry Blossoms and Pheasants) which depicts a spring scene in vivid colors on a gold-leaf background. The "Cherry Blossoms and Pheasants" covers a large space of the walls and sliding doors in the First Room, except for the areas consisting of the tenbukuro (shelves with sliding doors) above the staggered shelves, koshi-shoji (paper sliding doors with a wooden board attached to the bottom) in the tsuke-shoin (a built-in desk placed on the side of the tokonoma alcove), and walls above the nageshi (a horizontal beam) on the west side of the room. In the Second Room one can find the "Cherry Blossoms and Pheasants" on the sliding doors. Paintings both in the First Room and the Second Room depict cherry blossoms in full bloom in the height of spring, plum blossoms in early spring, and azaleas in late spring along with a variety of birds, including pheasants, swallows, doves, parakeets, and wild birds. All of this creates a merry atmosphere full of vitality and a sense of the changing seasons from early to late spring. The cherry blossoms and hedges are distinguished with gofun (a pigment made from seashells) to give them a three-dimensional effect, as if they were carved in relief. It is thought that Kano Naonobu (1607-1650), a young artist at the time, painted this magnificent piece with the support of experienced painters of the Kano School.

The other mural painting is "Rokaku Sansui-zu" (Landscape with Pavilion) which depicts a landscape spreading out from the mountains to the waterfront in ink and light colors. In the First Room, this painting is created on the tenbukuro, koshi-shoji and walls above the nageshi, as well as on the walls in the Second Room, where it is seen above the nageshi on the west and south side of the room. These series of paintings above the nageshi depict continuing rocky mountains starting from the deep mountain where the pavilion is located, continuing to the dock and subsequently to the waterfront where a sail boat floats. It is predicated that this is a scene of China based on

the people's figures and architectural styles. In contrast to the "Cherry Blossoms and Pheasants," this painting emanates a serene and tranquil atmosphere. It is said that this painting was created by another artist of the Kano School rather than Naonobu.

The "Cherry Blossoms and Pheasants" and "Landscape with Pavilion" were painted with different techniques and subjects, however, on the other hand, they share a commonality in the abundant use of sunago (gold leaves cut in at random) and kiri-haku (gold leaves cut in square). Finely engraved gold leaf is sprinkled around the outlines of clouds in the "Cherry Blossoms and Pheasants," while in "Landscape with Pavilion," it is used to obscure the outlines of clouds and also as a means of representing the haze itself. In addition, whole single pieces of gold leaf are used to represent clouds in "Landscape with Pavilion" in some areas, and as a result, the use of different styles of gold leaves give a sense of unity to both paintings.

Artistic combination of Japanese and Chinese styles : Inheriting the Muromachi period's aesthetic sense

Considering existing early modern castles, temples and shrines in Japan as examples, it is likely that the same art techniques and subject matter are often chosen for the mural paintings in a single room. Why, then, did they create spaces such as the First Room and the Second Room of "Kuroshoin", with the paintings employing different techniques and subject matter?

One of the reasons is thought to be that they intended to imply that the "Kuroshoin" (or Kohiroma) was used for the internal meetings. Visitors met the shogun in the "Ohiroma" (the official meeting place) whose mural paintings are gorgeous with gold background and vivid colors, and the "Shiroshoin" (or Goza-no-ma), whose mural paintings are painted with ink and light colors, was the shogun's residence. The "Kuroshoin" is located just between these two rooms. Based on this fact, it is possible that this was done to represent the semantical attribution of the "Kuroshoin" placed between the "Ohiroma" and "Shiroshoin" through the artistic techniques and subject matter of the mural paintings.

Another reason is thought that there has been an attempt to clearly demonstrate the inheritance of a way of appreciating art that was fostered in the high society of the Muromachi period (1338-1573), which was to combine Japanese and Chinese works of art. At that time, ink paintings brought from China were called Kara-e, while paintings using vivid colors and gold leaf, which had been practiced in Japan until then, came to be called Yamato-e. In the residences of shoguns of the Muromachi Shogunate, the high-ranking court nobles, as well as in important temples and shrines, there was always a place called "Kaisho" for special events such as welcoming the emperor. In Kaisho, both Japanese and Chinese arts and crafts were displayed and admired. The "Kanmon Nikki," the diary written by the Prince Fushimino-miya Sadafusa (1372-1456), and the "Daijoin Jisha Zojiki" (diary written by monks of Daijo-in Temple) written between 1450 and 1527, describe a room decorated in accordance with the Tanabata (Star Festival) tradition. The records say there was a hanging scroll of a Kara-e draped over a byobu (folding screen) depicting a Yamato-e painting. Such a record attests to the fact that the combination of Japanese and Chinese paintings was a common practice among the upper class.

When Emperor Go-Mizuno-o visited Nijo-jo Castle, as mentioned above, a hanging scroll with an ink painting by the Chinese painter, Mokkei (year of birth and death unknown, late 13th century), was displayed in the large alcove in the Ohiroma at Ninomaru-goten Palace. This suggests that such a manner of having paintings with a gold background and vivid color and ink paintings together in one room was still in practice. However, the hanging scrolls in the First Room of the Ohiroma were an exclusive way of decorating the room only for welcoming the emperor or his family members to the room. It is not clearly known what kind of room decorations were used later when the emperor met with feudal lords or foreign envoys. On the other hand, the mural paintings in the First

and Second Rooms of the “Kuroshoin” are permanent installations. Here, compared to the hanging scrolls in the “Ohiroma”, the Chinese paintings occupy a larger area, which emphasizes the contrast between Japanese and Chinese styles.

This difference can be attributed to the fact that the “Ohiroma” was basically used to meet with feudal lords and foreign envoys, while the “Kuroshoin” (or Kohiroma) was mainly used to meet with high-ranking court nobles and feudal lords close to the Tokugawa family. It was possible that the mural paintings in the First and Second Rooms of the “Kuroshoin” may have been intended to emphasize to those who were assumed to be well versed in Japanese and Chinese culture that the Tokugawa family also understood and shared the cultural practices that took place in the residences of the Ashikaga shoguns, the imperial prince, and other members of the upper class. The combination of the gorgeous spring scenery and the tranquil expanse of nature may contain this unexpressed message from the Tokugawa family to those who entered this room.

(Shiho Nakano)

Nijo-jo Castle Painting Gallery; Summer Exhibition in 2022

Pine and Hawk: Mural paintings representing the shogun’s prowess

This exhibition features the most famous mural in Ninomaru-goten Palace at Nijo-jo Castle: *Matsutaka-zu* (Pines and Hawks) in the Yon-no-ma (Fourth Room) of the Ohiroma. The mural surface on the north side of the Fourth Room (displayed in the front), which has recently been repaired, and the *Matsuwashi-zu sugido-e* (cedar door painting of Pine and Eagle) in the western corridor of the Ohiroma (displayed to the right of the front) are on public view at this gallery for the first time.

Giant pine trees and birds of prey

The walls of the Ohiroma, a building with official meeting rooms located at the center of Ninomaru-goten Palace, are filled with paintings of giant pine trees that nearly reach the ceilings. Unlike the Ichi-no-ma to San-no-ma (First to Third Rooms), which were meeting rooms, the Fourth Room was a kind of behind-the-scenes room, but it is the largest room in the Ohiroma. The west wall (displayed to the left of the front) presents Nijo-jo Castle’s largest depiction of a pine tree, which extends its branches at a width of more than 10 meters. The top of the pine tree almost touches the ceiling, with luxuriant branches and leaves stretching out laterally. Compared with the pine trees depicted in the First to Third Rooms, the pine trees painted in the Fourth Room have a heavier volume of branches and leaves, and each of their foliage clusters are larger. The north wall (displayed in the front) depicts two pine trees in front and behind, with their thick trunks standing almost upright overall and their dense foliage nearly covering the entire surface. The Fourth Room thus boasts the most powerful and most splendid depiction of pine trees not only in the Ohiroma but also in the entire Ninomaru-goten Palace. However, the room features another motif whose presence equals that of the pine trees: birds of prey. They are portrayed in a larger size than their life size.

The mural of the Fourth Room depicts three birds of prey: an eagle on the pine tree on the west side; a hawk (mountain hawk eagle) on the rock to the left of that pine tree, which is looking up at the tree; and a hawk on a pine branch on the south side (displayed to the right of the front), which looks as if it is targeting its prey. Falconry, which is the sport of hunting with tame birds of prey, was practiced by persons in power around the world. It is said that, in Japan, the practice of falconry became popular among samurai as their influence grew and spread to *daimyo* (feudal lords) all over the country in the Warring States period. It is well-known that the first Tokugawa shogun Tokugawa Ieyasu (1543–1616), who built Nijo-jo Castle, loved practicing the sport of falconry. He is even pictured with a hawk in surviving portraits. The Tokugawa shogunate prohibited court nobles from practic-

ing falconry and regulated *daimyo*'s participation in the sport. Moreover, the shogunate valued the presentation of hawks and prey of falconry between higher- and lower-ranking people as a measure to maintain master-servant relationships.

Hawk paintings were also loved by samurai and other people. Paintings of that kind were imported in a large number from China and the Korean Peninsula, many of which depicted only a bird of prey on a tall surface. This style provided a model for Japanese painters. Japanese painters later began to paint birds of prey with pines and other natural features on large folding screens. A historical document states that the donjon at Azuchi-jo Castle, which was built by Oda Nobunaga (1534–82), had a Taka-no-ma (Room of Hawks), which is thought to have been decorated with hawk paintings.

While the valiant depictions of hawks at the Tokugawa shogunate's castles represented the shogun's prowess, hawks and falconry were used by the shogunate as a means to maintain its system of rule. Therefore, those paintings of hawks can also be seen as a symbol of the Tokugawa shogunate's power.

Matsutaka-zu and Matsuwashi-zu sugido-e: Who painted the former?

All the murals of the Ohiroma, excluding painted surfaces in the corridors and the Chodai-no-ma, which were not the originals but later works, have long been credited to Kano Tan'yu (1602–74). However, as mentioned earlier, the pine trees in the Fourth Room are more powerfully depicted and larger than those in the First to Third Rooms. Additionally, in the Fourth Room, the pine trees are pictured against the background of a distant view seen through a break in the clouds or a flow of water, with little blank space on the surfaces. By contrast, the background of the pine-tree murals of the First to Third Rooms have a large blank area covered only with gold leaf. The pine tree on the left on the north wall of the Fourth Room is rooted not at the bottom of the surface but at a slightly higher point on the earth covered with gold leaf, which clearly indicates that the left pine tree grows slightly in the left rear behind the other tree. The golden clouds trailing in front of the pine trees and the stream of water behind those trees also show that the mural of this room depicts pine trees in a somewhat deep space. Meanwhile, all the pine trees depicted in the other rooms stand at the bottom of the surfaces against a gilt background. These features create a distinctive difference between the impression of the Fourth Room mural and that of the murals in the other rooms. The Fourth Room mural looks powerful with its surfaces filled with pine trees and other motifs depicted in a deep space, while the murals of the First to Third Rooms look simple with an impressive depiction of pine trees against a gilt background without a feeling of depth.

The clear difference in style inspired some scholars in the 1990s to credit the Fourth Room mural to Kano Sanraku (1559–1635), instead of Kano Tan'yu. After its establishment, the Nijo-jo Painting Gallery had adopted a policy of mentioning the two different views on who painted the Fourth Room mural. However, our research on the *sugido-e* and other works has led us to determine that the Fourth Room mural was painted by Kano Sanraku. Since the FY2019 exhibition, we have officially adopted that view. One of the bases for our determination was the difference between the Fourth Room mural and the *Matsuwashi-zu sugido-e*, which is also displayed at this exhibition. It is generally believed that there is no doubt that the *Matsuwashi-zu sugido-e*, located in the western corridor of the Ohiroma, was painted by Kano Tan'yu, on the basis of its very close similarity to the murals of the First and Third Rooms in the depiction of pine branches. Meanwhile, the eagle in the *sugido-e* is depicted in the same pose as that of the hawk on the south side of the Fourth Room, which has provided a basis for the position that the Fourth Room mural is a work of Tan'yu. However, a detailed comparison has revealed many differences between these two birds of prey. While the right leg (when seen from the front) of the eagle is short and bent, that of the hawk is long and has a narrow part, which represents the existence of muscle. While the tail feathers of the eagle have a slightly round shape, those of the hawk are straight. While the pinions of the eagle are wide and fur-

ther widen toward their edges, those of the hawk are narrow and further narrow toward their edges. While the eagle is painted in slightly stiff, thin, and almost even lines, the hawk is depicted in relaxed lines, thin in some parts and thick in others. In addition, the two birds also differ in the shapes of the eyes and feet. The shapes of the feet and feathers of the hawk in the Fourth Room are rather common to those of the hawk depicted in another *Matsutaka-zu* housed in Daikaku-ji Temple, which was painted by Kano Sanraku. Moreover, the shape of the pine tree painted on the west side of the Fourth Room is close to that of *Matsu-zu* (Pine) in Myoshin-ji Tenkyu-in Temple, which is also credited to Kano Sanraku. Therefore, we have judged *Matsutaka-zu* at Nijo-jo Castle to be a work of this painter.

In the Ohiroma's First to Third Rooms, the young Kano Tan'yu devoted his energies to painting fresh murals suitable for a new era. Meanwhile, in the Fourth Room of the same building, Kano Sanraku, one of the Momoyama-period master painters, completed the valiant *Matsutaka-zu* on the largest surface in the building.

(Naoko Matsumoto)

Nijo-jo Castle Painting Gallery : Fall Exhibition in 2022

Reviving the Beauty of the Kano School : 50th anniversary exhibition of the reproduction project

The murals in Ninomaru-goten Palace were created by Kano-school painters on the occasion of a major Nijo-jo Castle repair project, which was completed in 1626. These murals were designated collectively as an important cultural property (in the category of arts and crafts) by the Japanese government in 1982. In 1972, a decade ahead of the national designation, the Kyoto City government launched a project to reproduce the original murals and replace them with reproductions to preserve the originals permanently in a storage facility. This exhibition celebrates the 50th anniversary of the start of this ongoing reproduction project.

What is “reproduction”?

The word “reproduction” here means the act of copying paintings by hand or a manual copy of a painting. The painting that a reproduction copies is called the “original.” Historically, the purpose of fine art reproduction has been to hand down to future generations original works at risk of being damaged or destroyed by disasters, allow people in remote locations to see reproductions of originals that are difficult to transport due to their size or other reasons, and/or provide painters in later generations with the opportunity to learn the techniques of their predecessors. Prior to the development of modern technologies for mechanical reproduction, including photography and printing, manual reproduction was the only way to enable paintings to be seen by people who otherwise could not have been reached due to physical limitations in terms of time and space on the paintings' preservation and transportation. Accordingly, it was also an important means for people to learn how to paint.

Documents prove that the manual reproduction of paintings dates back to as early as the 4th century in China. It is thought that the main reproduction method at that time was tracing, that is, placing a thin sheet of paper or silk on an original and tracing the original lines seen through the sheet to copy them. An additional method adopted in the 10th century was copying an original on a sheet placed next to it while comparing the reproduction with the original. These methods were introduced to Japan, where many paintings were reproduced from those times onward.

There are two major policies on the reproduction of old paintings: status quo reproduction and restorative reproduction. Under the status quo reproduction policy, originals are faithfully reproduced to match what they look like at the current time, including even scratches and spots of paint peeled off. By contrast, reproductions created under the restorative reproduction policy represent what original paintings are thought to have looked like at the time of their creation, before scratches or other changes were made on them. The reproduction methods and pol-

icies have been chosen according to the reproduction purpose.

Everything started with *sugido-e* (cedar door paintings)

From the mid-1950s to the mid-1970s, when Japan experienced rapid economic growth and a tourism boom, the number of visitors to Nijo-jo Castle also increased. Accordingly, the style of visitors' tours around Ninomaru-goten Palace also changed from guided group tours to individual visitors viewing the palace at their own pace. This change raised the challenge of ensuring both the preservation of the murals and visitors' unattended tours. *Sugido-e* (cedar door paintings) along the routes of visitor tours in particular needed to be protected through urgent measures. Therefore, in 1970, a plan was developed to copy the *sugido-e* by hand on paper to resemble what they looked like at that time, create reproductions on cedar panels based on those copies, and replace the originals with the reproductions. A draft status quo reproduction on paper of the *sugido-e Karajishi-zu* (*Lions*) in the Shikidai, displayed on the left side of the gallery, was created soon after the plan was developed. Despite being different in terms of the medium from the original *Karajishi-zu* on a cedar wood panel, the status quo reproduction faithfully copies spots of paint peeled off and scratches on the original surface, and even wood grain and minute patterns on metal fittings, suggesting the reproducer's remarkable skill and great enthusiasm.

However, in conformity with recommendations offered by an expert panel in 1971, the plan was drastically revised. As recommended, it was decided that not only *sugido-e* but also murals on other doors and the walls of the rooms be reproduced and replaced with the reproductions, and that reproductions of ceiling paintings be created for each one of those with the same kind of design. The revised plan included the reproduction of 1,000-plus painted surfaces, as well as doors decorated with some of those painted surfaces. Since this unprecedentedly large-scale reproduction project started in 1972, by the end of March 2022, 817 reproductions have been completed, among which 679, together with reproduced doors, have been installed in place of the originals. The project to create reproductions and replace original surfaces with them is still under way.

How to paint and what to share : Method and significance of reproduction

Upon the abovementioned expert panel recommendations, it was decided that the murals in Ninomaru-goten Palace be reproduced by hand with the same painting materials as used for the originals as far as possible. In addition, the basic policy on the finish of those reproductions was that they should be basically restorative reproductions, with a roughly 100-year-old patina added to maintain color harmony with old pillars and other elements in the buildings.

Step One in the reproduction of an original painted surface in a mural in Nijo-jo Castle is tracing the original lines on a sheet of semi-transparent film, instead of paper, placed on the original to copy them. Step Two is placing this sheet of film on the layers of a sheet of transfer paper containing charcoal on top and a sheet of paper for reproduction at the bottom and tracing the outlines copied at Step One with a stylus to copy them onto the sheet of paper at the bottom. In Step Two, discussions with experts in Japanese art history are held to determine how later additions made upon repairs should be reproduced. The final step is reproducing the original lines by applying India ink on the lines copied in Step Two while comparing the lines with the original ones, applying gold leaf to the surface, and painting it to finish the reproduction.

This exhibition displays two reproductions created through these steps: a restorative reproduction with patina of *Botan-zu* (*Peony Flowers*) in the Botan-no-ma in the Kuroshoin, displayed on the front side of the gallery; and a restorative reproduction with patina of *Secchu Baichiku Shokin-zu* (*An Ume Plum Tree, Bamboos, and Small Birds in the Snow*) in the Yon-no-ma (Fourth Room) in the Shiroshoin, displayed on the right side of the gallery. A close comparison between this reproduction of *Botan-zu* and its original shows that the reproduction faithfully

copies the original's delicate depictions of minute elements, such as leaf veins, pistils, and stamens. The original *Secchu Baichiku Shokin-zu* has an excessively prominent large area covered with thick gold pigment, which is thought to be a later addition and looks out of balance with the plants and birds in pale color and India ink. Since it was thought that, at the time of the original's creation, the gold area had looked more modest, so as to nicely complement the plants and birds, this reproduction was created with a smaller area covered with gold pigment thinner than in the status quo original.

As shown by these examples, the murals in Ninomaru-goten Palace are reproduced in full consideration of the skills and aesthetic values of the original painters beyond a time gap of 400 years. The completed reproductions, installed in place of the originals in the palace, play an important role in reviving those skills and aesthetic values and handing them down to the more remote future. We hope that this exhibition will raise your awareness of the historical and artistic significance of fine art reproduction.

(Shiho Nakano)

Nijo-jo Castle Painting Gallery : Winter Exhibition in 2022

Celebrating the New Year: Pine, bamboo and plum

In 1626, in the era of the third shogun Tokugawa Iemitsu (1604-1651), the Ninomaru-goten Palace of Nijo-jo Castle underwent major refurbishment in preparation for entertaining Emperor Gomizunoo (1596-1680). During the refurbishment project, murals were newly created as the main feature of interior decorations to make the rooms appear more brilliant. Some of those murals depict pine, bamboo and *ume* plum motifs.

This exhibition features murals portraying magnificent pine trees, bamboo forests inhabited by tigers, and *ume* plum blossoms and pine branches lightly coated in snow in early spring, selected from among the murals of Ninomaru-goten Palace.

Pine, bamboo and plum

Pine trees maintain green leaves even in the depth of winter, while bamboos remain resilient and do not fade even under snow. *Ume* plum blossoms bud and come out amid the cold of winter. In China, the pine, the bamboo and the plum each have a long history as an auspicious motif for paintings, and the combination of these three motifs dates back roughly to the Southern Song period (1127–1279). In the beginning, the pine-bamboo-plum motif was sometimes depicted together with stones, water, orchids and other objects. However, it was gradually established as the Three Friends of Winter, which could endure winds, snow and the biting cold, based on *The Analects of Confucius*.

The concept of the Three Friends of Winter represents the ethical requirement for the integrity of noble persons, or more specifically, their full understanding of the true value of others based on their experience of overcoming hardship. It can be said that this implication of the motif in the original Chinese context differs from that in Japan.

In Japan, pine, bamboo and plum motifs introduced from China took root among the aristocracy as auspicious motifs around the Heian period (794–1185). These three motifs began to be used in combination by intellectuals when Zen Buddhism became popular around the Kamakura period (1185–1333). However, the pine-bamboo-plum motif started appearing in many paintings and craftworks as late as in the 18th century. It is thought that, around that time, this collective motif gradually began to be used by the general public in clothing, decorations, songs, *koto* music, etc. on such ritual occasions as the New Year and weddings, thereby taking root as an auspicious symbol or a bringer of good fortune, just as it is today.

Unlike in Japan, in China the motif of the pine, bamboo and plum had an ethical implication and was not used as

an auspicious symbol or bringer of good fortune. It can be said that in Japan this motif underwent independent development from the mid-Edo period to become Japanized.

Since the early-Edo-period Ninomaru-goten Palace murals depicting the pine-bamboo-plum motif preceded the widespread use of the Japanized version, they are thought to carry a strong ethical implication of Chinese origin.

[Pine]

The pine is an evergreen plant, and large pine trees have a strong presence and great dignity. The pine motif embodies hopes for the longevity of people and organizations.

The Shikidai-no-ma in the Shikidai building at Ninomaru-goten Palace is decorated with the mural *Matsu-zu* (“Pines,” attributed to Kano Tan’yu [1602-1674] or Kano Sanraku [1559-1635]). The Shikidai-no-ma was a place for visitors to meet *roju* (senior councilors of the Tokugawa shogunate) to explain the purposes of their visits and entrust their gifts for the shogun before meeting him in person in the Ohiroma.

In *Matsu-zu*, two pine trees with a strong, magnificent presence grow from the floor level to nearly reach the ceiling. With few other objects depicted on the gilt ground, the pine trees occupy a large part of the wall surface while maintaining a subtle balance between their twisting trunks, branches and leaves. The areas above the *nageshi* (horizontal beams) in the east, west and south are also decorated with the pine motif so that the room appears to be surrounded by pine trees in the four directions.

The majestic depiction of pine trees gives the interior space a solemn atmosphere. Visitors met *roju* in a pine forest, magnificently portrayed.

[Bamboo]

The bamboo is a fast-growing evergreen plant with roots expanding widely, being sufficiently resilient and sturdy to endure wind and snow. Because of its great vitality, it has been viewed as a symbol of fertility.

At Ninomaru-goten Palace, the most eye-catching depiction of bamboos is found together with tigers in the mural of the Tozamurai. The Tozamurai is the building with the widest area and the largest number of rooms at Ninomaru-goten Palace. With the Chokushi-no-ma, a meeting room for imperial messengers, at its northeast corner, the building was clearly divided into an area for court nobles and an area for samurai. The Tozamurai was the first building for visitors to step into after entering the palace through the entrance.

The motif of the bamboo and tiger was popular in Japan due to its relationship with Buddhist scriptures. The powerfully-growing bamboos among which tigers relax in *Chikurin Gunko-zu* (“Tigers in a Bamboo Forest” attributed to Kano Jinnojo [1583-1628]) in the Tozamurai represent the vitality of the plants. Seen from bottom to top, the bamboos extend straight from the ground, disappear in gold clouds upward, reappear from the clouds above the *nageshi*, and disappear again in gold clouds higher above. The depiction of the bamboos seen between the clouds and piercing through the clouds adds a feeling of a great height to the mural. Bamboos are portrayed on all four sides of the Ichi-no-ma (First Room) to the San-no-ma (Third Room), including the areas above the *nageshi*, to make the entire space look like a bamboo forest.

Visitors waited together with the tigers among the bamboos growing into the sky for their meetings with the shogun.

[Plum]

Introduced from China, the *ume* plum was viewed as a symbol of wealth and elegance in Japan. It is said that nobles in the Heian period learned Chinese grace by appreciating *ume* plum blossoms.

At Ninomaru-goten Palace, the plum motif is found together with the pine and the bamboo in the large alcove

in the Ichi-no-ma (First Room) of the Kuroshoin. The Kuroshoin, formerly called the “Kohiroma,” was used for meetings between the shogun and especially important visitors. It is said that the Kuroshoin was designed to demonstrate the dignity of the shogun while giving visitors a feeling of peace and affinity.

Compared with the murals of the Ohiroma and the Shikidai-no-ma, which mainly portray intimidatingly gigantic pine trees, the mural *Matsu Shibagaki Kincho-zu* (“Pine, Brushwood Fence and Birds,” attributed to Kano Naonobu [1607-1650]) in the large alcove in the First Room of the Kuroshoin looks as if it captures a moment in a natural landscape. The snow on the brushwood fence, painted in silver, has now discolored and looks black. However, it surely looked silvery in the original condition. The pine tree is also coated lightly in snow, with a jay and a *shima-hiyodori* (a kind of bulbul) perching on the tree. Near the pine tree, a plum tree is budding and blossoming inconspicuously. On the wall to which staggered shelves are attached, bamboos grow straight upward as if they are piercing through gold clouds. The skillful use of the motif of the pine, bamboo and plum allows the space to herald the arrival of spring.

Since this mural was created before the Japanization of the pine-bamboo-plum motif, it is thought that the use of that motif in the mural behind the seat of the shogun was intended to represent the “virtue of the noble man” to caution visitors to overcome adverse circumstances. In this special meeting room, visitors met the shogun against the background of the pine, bamboo and plum depicted in a tense atmosphere of freezing winter.

It is thought that the Edo-period painters portrayed pine trees, bamboos and *ume* plums in these Ninomaru-goten Palace murals with a sense that is different from ours today. What people in the early Edo period saw in those depicted plants probably differed from what we see there at present. We hope that this exhibition will bring you the joy of discovering a different aspect of the motif of the pine, bamboo and plum in celebration of the New Year.

(Junko Furiya)

執筆者等紹介

執筆者

今江 秀史 京都市文化市民局元離宮二条城事務所
中野 志保 京都市文化市民局元離宮二条城事務所
松本 直子 京都市文化市民局元離宮二条城事務所
杉谷 理沙 京都市文化市民局元離宮二条城事務所
降矢 淳子 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

調査指導

小寄 善通 成安造形大学学長、京都市元離宮二条城保存整備委員会障壁面部会委員
小林 丈広 同志社大学教授
柴田 純 元京都女子大学教授
藤井 讓治 京都大学名誉教授、京都市元離宮二条城保存整備委員会記念物部会委員

編集担当

今江 秀史 京都市文化市民局元離宮二条城事務所
杉谷 理沙 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

編集後記

各位からのご協力を賜り、『研究紀要 元離宮二条城』第二号が無事刊行にいたしましたこと、感謝申し上げます。

さて、第二号では、元離宮二条城編年史料 近代編として『京都日出新聞』明治一八年〜明治三三年までの二条離宮関連記事集成を収録しました。文明開化のあゆみのなかで急激に変化していく二条離宮や、これを取りまく環境の趨勢を垣間見ることができのではないかと思います。

また、研究ノートとして、降矢淳子「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」、松本直子「二丸御殿御絵間敷之覚」解説（京都大学附属図書館蔵「二条御城中御本丸二丸御殿御絵間敷之覚」のうち）を、資料紹介として、今江秀史「明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録」を掲載し、近世から近代、そして現在の元離宮二条城へとつながる検討を行いました。さらに、令和四年度の展示収蔵館原画公開展示解説を掲載しました。

本書が、元離宮二条城のみならず京都の歴史・文化研究にご活用いただけることを願うとともに、皆様からのご指導・ご鞭撻を乞う次第です。

（杉谷理沙）

研究紀要 元離宮二条城 第二号

令和五年三月発行

編集・発行 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

〒六〇四―八三〇―一

京都府京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一

TEL (〇七五) 八四一―〇〇九六 FAX (〇七五) 八〇二―六一八一

<https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/>

印刷・製本 山代印刷株式会社

京都市印刷物 第〇四三―一九三号

